

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（6 月 3 日）（水曜日）

開 会	8
開 議	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	8
日程第 2 会期決定の件	8
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	8
日程第 4 行政報告（市長報告）	8
永山市長報告	8
日程第 5 報告第 2 号 令和 7 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	9
日程第 6 報告第 3 号 令和 7 年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について	9
日程第 7 報告第 4 号 令和 7 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	9
日程第 8 報告第 5 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	9
永山市長提案理由説明	9
日程第 9 同意第 2 号 日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
日程第 1 0 同意第 3 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 1
永山市長提案理由説明	1 1
日程第 1 1 同意第 4 号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 2
永山市長提案理由説明	1 2
日程第 1 2 同意第 5 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
日程第 1 3 同意第 6 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
日程第 1 4 同意第 7 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
日程第 1 5 同意第 8 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
日程第 1 6 同意第 9 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
日程第 1 7 同意第 1 0 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 2
日程第 1 8 同意第 1 1 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 1 9 同意第 1 2 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 0 同意第 1 3 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 1 同意第 1 4 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 2 同意第 1 5 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3

日程第 2 3	同意第 1 6 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 4	同意第 1 7 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 5	同意第 1 8 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 6	同意第 1 9 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 7	同意第 2 0 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 8	同意第 2 1 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 2 9	同意第 2 2 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
日程第 3 0	同意第 2 3 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
	永山市長提案理由説明		1 3
日程第 3 1	同意第 2 4 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求める ことについて	1 7
日程第 3 2	同意第 2 5 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求める ことについて	1 7
日程第 3 3	同意第 2 6 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求める ことについて	1 8
日程第 3 4	同意第 2 7 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求める ことについて	1 8
	永山市長提案理由説明		1 8
日程第 3 5	同意第 2 8 号	日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 9
	永山市長提案理由説明		1 9
日程第 3 6	承認第 3 号	専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	2 0
日程第 3 7	承認第 4 号	専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求める ことについて	2 0
	永山市長提案理由説明		2 0
	瀬戸口総務企画部長		2 0
休 憩			2 3
日程第 3 8	承認第 5 号	専決処分（令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 5 号））につき承 認を求めることについて	2 3
	永山市長提案理由説明		2 3
日程第 3 9	議案第 3 6 号	日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について	2 4
	永山市長提案理由説明		2 5
日程第 4 0	議案第 3 7 号	日置市税条例の一部改正について	2 5

永山市長提案理由説明	2 5
瀬戸口総務企画部長	2 5
日程第 4 1 議案第 3 8 号 令和 8 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）	2 6
日程第 4 2 議案第 3 9 号 令和 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 6
日程第 4 3 議案第 4 0 号 令和 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 6
日程第 4 4 議案第 4 1 号 令和 8 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 6
永山市長提案理由説明	2 6
日程第 4 5 陳情第 1 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を 求める陳情	2 8
散 会	2 8

第 2 号（6 月 1 1 日）（木曜日）

開 議	3 1
日程第 1 一般質問	3 1
佐多申至君	3 1
永山市長	3 1
佐多申至君	3 2
瀬戸口市民生活課長	3 2
佐多申至君	3 2
瀬戸口市民生活課長	3 2
佐多申至君	3 2
瀬戸口市民生活課長	3 2
佐多申至君	3 2
瀬戸口市民生活課長	3 3
佐多申至君	3 3
瀬戸口市民生活課長	3 3
佐多申至君	3 3
瀬戸口市民生活課長	3 3
佐多申至君	3 3
瀬戸口市民生活課長	3 3
佐多申至君	3 3
瀬戸口市民生活課長	3 3

佐多申至君	3 3
永山市長	3 4
佐多申至君	3 4
泊農林水産課長	3 4
佐多申至君	3 4
泊農林水産課長	3 4
佐多申至君	3 4
泊農林水産課長	3 5
佐多申至君	3 5
泊農林水産課長	3 5
佐多申至君	3 5
泊農林水産課長	3 5
佐多申至君	3 5
泊農林水産課長	3 5
佐多申至君	3 6
泊農林水産課長	3 6
佐多申至君	3 6
泊農林水産課長	3 6
佐多申至君	3 6
永山市長	3 6
阿多聖弥君	3 7
永山市長	3 8
奥教育長	3 8
阿多聖弥君	3 9
段原学校教育課長	3 9
阿多聖弥君	3 9
段原学校教育課長	3 9
阿多聖弥君	3 9
段原学校教育課長	3 9
阿多聖弥君	3 9
段原学校教育課長	4 0
阿多聖弥君	4 0

段原学校教育課長	4 0
阿多聖弥君	4 0
段原学校教育課長	4 0
阿多聖弥君	4 0
段原学校教育課長	4 0
阿多聖弥君	4 1
段原学校教育課長	4 1
阿多聖弥君	4 1
段原学校教育課長	4 1
阿多聖弥君	4 1
段原学校教育課長	4 1
休 憩	4 1
阿多聖弥君	4 2
段原学校教育課長	4 2
阿多聖弥君	4 2
段原学校教育課長	4 2
阿多聖弥君	4 2
段原学校教育課長	4 2
阿多聖弥君	4 2
段原学校教育課長	4 3
阿多聖弥君	4 3
段原学校教育課長	4 3
阿多聖弥君	4 3
奥教育長	4 3
阿多聖弥君	4 3
段原学校教育課長	4 3
阿多聖弥君	4 3
段原学校教育課長	4 4
阿多聖弥君	4 4
入佐社会教育課長	4 4
阿多聖弥君	4 4
入佐社会教育課長	4 4

阿多聖弥君	4 4
入佐社会教育課長	4 4
阿多聖弥君	4 4
入佐社会教育課長	4 5
阿多聖弥君	4 5
入佐社会教育課長	4 6
阿多聖弥君	4 6
奥教育長	4 6
阿多聖弥君	4 6
瀬戸口市民生活課長	4 6
阿多聖弥君	4 6
瀬戸口市民生活課長	4 6
阿多聖弥君	4 6
永山市長	4 7
重留健朗君	4 7
永山市長	4 7
奥教育長	4 8
重留健朗君	4 8
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	4 9
重留健朗君	4 9
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	4 9
重留健朗君	4 9
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	4 9
重留健朗君	4 9
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	4 9
重留健朗君	4 9
瀬戸口市民生活課長	5 0
重留健朗君	5 0
永山市長	5 0
重留健朗君	5 0
上建設課長	5 0
重留健朗君	5 0

上建設課長	5 0
重留健朗君	5 1
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 1
重留健朗君	5 1
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 1
重留健朗君	5 1
永山市長	5 1
休 憩	5 1
重留健朗君	5 1
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 2
重留健朗君	5 2
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 2
重留健朗君	5 2
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 2
重留健朗君	5 2
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 3
重留健朗君	5 3
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 3
重留健朗君	5 3
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 3
重留健朗君	5 3
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 3
重留健朗君	5 3
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 4
重留健朗君	5 4
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 4
重留健朗君	5 4
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 4
重留健朗君	5 4
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 4
重留健朗君	5 4
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 4
重留健朗君	5 4
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 5
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 5

重留健朗君	5 5
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 5
重留健朗君	5 5
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 5
重留健朗君	5 5
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 5
重留健朗君	5 5
久保園消防本部次長兼警防課長	5 6
重留健朗君	5 6
段原学校教育課長	5 6
重留健朗君	5 6
段原学校教育課長	5 6
重留健朗君	5 6
段原学校教育課長	5 6
重留健朗君	5 7
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 7
重留健朗君	5 7
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	5 7
重留健朗君	5 7
永山市長	5 7
下園和己君	5 7
永山市長	5 8
奥教育長	5 9
下園和己君	5 9
入佐社会教育課長	6 0
下園和己君	6 0
入佐社会教育課長	6 0
下園和己君	6 0
入佐社会教育課長	6 0
下園和己君	6 0
入佐社会教育課長	6 0
下園和己君	6 1

入佐社会教育課長	6 1
下園和己君	6 1
奥教育長	6 1
下園和己君	6 1
奥田福祉課長	6 2
下園和己君	6 2
奥田福祉課長	6 2
下園和己君	6 2
園田企画課長	6 3
下園和己君	6 3
園田企画課長	6 3
下園和己君	6 3
園田企画課長	6 4
下園和己君	6 4
園田企画課長	6 4
永山市長	6 4
散 会	6 4

第 3 号（6 月 1 2 日）（金曜日）

開 議	7 0
日程第 1 一般質問	7 0
中村清栄君	7 0
永山市長	7 0
中村清栄君	7 1
家村商工観光課長	7 1
中村清栄君	7 1
家村商工観光課長	7 1
中村清栄君	7 1
家村商工観光課長	7 1
中村清栄君	7 1
家村商工観光課長	7 1
中村清栄君	7 1

家村商工観光課長	7 1
中村清栄君	7 2
家村商工観光課長	7 2
中村清栄君	7 2
家村商工観光課長	7 2
中村清栄君	7 2
家村商工観光課長	7 2
中村清栄君	7 2
家村商工観光課長	7 2
中村清栄君	7 2
家村商工観光課長	7 3
中村清栄君	7 3
家村商工観光課長	7 3
中村清栄君	7 3
家村商工観光課長	7 3
中村清栄君	7 3
家村商工観光課長	7 3
中村清栄君	7 3
家村商工観光課長	7 4
中村清栄君	7 4
永山市長	7 4
坂口洋之君	7 5
永山市長	7 6
奥教育長	7 7
坂口洋之君	7 7
永山市長	7 8
坂口洋之君	7 8
奥田福祉課長	7 8
坂口洋之君	7 8
奥田福祉課長	7 8
坂口洋之君	7 8
奥田福祉課長	7 8

坂口洋之君	7 9
奥田福祉課長	7 9
坂口洋之君	7 9
奥田福祉課長	7 9
奥田福祉課長	7 9
奥田福祉課長	7 9
坂口洋之君	7 9
奥田福祉課長	8 0
坂口洋之君	8 0
奥田福祉課長	8 0
坂口洋之君	8 0
永山市長	8 0
坂口洋之君	8 1
奥田福祉課長	8 1
坂口洋之君	8 1
奥田福祉課長	8 1
休 憩	8 1
奥田福祉課長	8 2
坂口洋之君	8 2
奥田福祉課長	8 2
坂口洋之君	8 2
奥田福祉課長	8 2
坂口洋之君	8 2
奥田福祉課長	8 3
坂口洋之君	8 3
奥田福祉課長	8 3
坂口洋之君	8 3
奥田福祉課長	8 4
坂口洋之君	8 4
永山市長	8 4
坂口洋之君	8 4
家村商工観光課長	8 5

坂口洋之君	8 5
家村商工観光課長	8 5
坂口洋之君	8 5
家村商工観光課長	8 5
坂口洋之君	8 5
家村商工観光課長	8 5
坂口洋之君	8 6
家村商工観光課長	8 6
坂口洋之君	8 6
家村商工観光課長	8 6
坂口洋之君	8 6
家村商工観光課長	8 6
永山市長	8 6
坂口洋之君	8 7
家村商工観光課長	8 7
坂口洋之君	8 7
入佐社会教育課長	8 7
坂口洋之君	8 7
入佐社会教育課長	8 7
坂口洋之君	8 8
家村商工観光課長	8 8
坂口洋之君	8 8
家村商工観光課長	8 8
坂口洋之君	8 8
家村商工観光課長	8 8
坂口洋之君	8 8
奥田福祉課長	8 8
坂口洋之君	8 8
永山市長	8 9
福田晋拓君	8 9
永山市長	9 1
奥教育長	9 1

福田晋拓君	9 1
家村商工観光課長	9 1
福田晋拓君	9 1
家村商工観光課長	9 2
福田晋拓君	9 2
入佐社会教育課長	9 2
休 憩	9 2
福田晋拓君	9 2
入佐社会教育課長	9 3
福田晋拓君	9 3
入佐社会教育課長	9 3
福田晋拓君	9 3
入佐社会教育課長	9 4
福田晋拓君	9 4
永山市長	9 4
福田晋拓君	9 4
段原学校教育課長	9 4
福田晋拓君	9 4
段原学校教育課長	9 5
福田晋拓君	9 5
奥教育長	9 6
黒田澄子さん	9 6
永山市長	9 7
奥教育長	9 9
黒田澄子さん	1 0 0
神之門健康保険課長	1 0 0
黒田澄子さん	1 0 0
久保園消防本部警防課長	1 0 0
黒田澄子さん	1 0 1
神之門健康保険課長	1 0 1
黒田澄子さん	1 0 1
入佐社会教育課長	1 0 1

黒田澄子さん	1 0 1
入佐社会教育課長	1 0 2
黒田澄子さん	1 0 2
段原学校教育課長	1 0 2
黒田澄子さん	1 0 3
段原学校教育課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
段原学校教育課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
段原学校教育課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
奥教育長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
小園財政管財課長	1 0 4
休 憩	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
有馬教育総務課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
永山市長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
奥田福祉課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 6
奥田福祉課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
奥田福祉課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
家村商工観光課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
小園財政管財課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
小園財政管財課長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7

家村商工観光課長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
家村商工観光課長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
小園財政管財課長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
瀬戸口市民生活課長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
瀬戸口市民生活課長	1 0 8
永山市長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
瀬戸口市民生活課長	1 0 9
黒田澄子さん	1 0 9
神之門健康保険課長	1 0 9
黒田澄子さん	1 0 9
神之門健康保険課長	1 0 9
黒田澄子さん	1 1 0
神之門健康保険課長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 0
段原学校教育課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
段原学校教育課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
段原学校教育課長	1 1 1
散 会	1 1 2

第4号（6月15日）（月曜日）

開 議	1 1 5
日程第1 一般質問	1 1 5

馬場口市民福祉部長	1 1 5
大川畑宏一君	1 1 5
永山市長	1 1 5
奥教育長	1 1 6
大川畑宏一君	1 1 6
有馬教育総務課長	1 1 6
大川畑宏一君	1 1 7
有馬教育総務課長	1 1 7
大川畑宏一君	1 1 7
有馬教育総務課長	1 1 8
山口秀人君	1 1 9
永山市長	1 1 9
山口秀人君	1 2 0
家村商工観光課長	1 2 0
山口秀人君	1 2 0
家村商工観光課長	1 2 0
山口秀人君	1 2 0
家村商工観光課長	1 2 0
山口秀人君	1 2 1
家村商工観光課長	1 2 1
山口秀人君	1 2 1
家村商工観光課長	1 2 1
山口秀人君	1 2 1
家村商工観光課長	1 2 1
山口秀人君	1 2 1
家村商工観光課長	1 2 1
山口秀人君	1 2 2
家村商工観光課長	1 2 2
山口秀人君	1 2 2
家村商工観光課長	1 2 2
山口秀人君	1 2 2
家村商工観光課長	1 2 2

休 憩	1 2 8
長倉浩二君	1 2 8
泊農林水産課長	1 2 8
長倉浩二君	1 2 8
泊農林水産課長	1 2 9
長倉浩二君	1 2 9
泊農林水産課長	1 2 9
長倉浩二君	1 2 9
泊農林水産課長	1 2 9
長倉浩二君	1 2 9
泊農林水産課長	1 2 9
長倉浩二君	1 2 9
泊農林水産課長	1 2 9
長倉浩二君	1 3 0
泊農林水産課長	1 3 0
長倉浩二君	1 3 0
永山市長	1 3 0
長倉浩二君	1 3 0
有馬教育総務課長	1 3 1
長倉浩二君	1 3 1
有馬教育総務課長	1 3 1
長倉浩二君	1 3 1
小園財政管財課長	1 3 2
長倉浩二君	1 3 2
上建設課長	1 3 2
長倉浩二君	1 3 2
上建設課長	1 3 2
長倉浩二君	1 3 2
上建設課長	1 3 2
長倉浩二君	1 3 2
永山市長	1 3 2
山口政夫君	1 3 3

永山市長	1 3 3
奥教育長	1 3 5
山口政夫君	1 3 5
小園財政管財課長	1 3 5
山口政夫君	1 3 5
小園財政管財課長	1 3 5
山口政夫君	1 3 5
入佐社会教育課長	1 3 5
山口政夫君	1 3 6
入佐社会教育課長	1 3 6
山口政夫君	1 3 6
宇都地域づくり課長	1 3 6
休 憩	1 3 6
山口政夫君	1 3 6
宇都地域づくり課長	1 3 6
山口政夫君	1 3 6
宇都地域づくり課長	1 3 7
山口政夫君	1 3 7
宇都地域づくり課長	1 3 7
山口政夫君	1 3 7
宇都地域づくり課長	1 3 8
山口政夫君	1 3 8
奥教育長	1 3 8
永山市長	1 3 8
山口政夫君	1 3 8
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 3 9
山口政夫君	1 3 9
宇都地域づくり課長	1 3 9
山口政夫君	1 3 9
宇都地域づくり課長	1 3 9
山口政夫君	1 4 0
宇都地域づくり課長	1 4 0

山口政夫君	1 4 0
瀬戸口市民生活課長	1 4 0
山口政夫君	1 4 0
瀬戸口市民生活課長	1 4 1
山口政夫君	1 4 1
瀬戸口市民生活課長	1 4 1
山口政夫君	1 4 1
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 1
山口政夫君	1 4 1
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 2
山口政夫君	1 4 2
東総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 2
山口政夫君	1 4 3
奥田福祉課長	1 4 3
山口政夫君	1 4 4
永山市長	1 4 4
散 会	1 4 4

第5号（6月30日）（火曜日）

開 議	1 4 7
日程第1 議案第36号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について	1 4 7
長倉総務企画常任委員長報告	1 4 7
日程第2 議案第38号 令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）	1 4 7
日程第3 議案第39号 令和8年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）	1 4 8
日程第4 議案第40号 令和8年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）	1 4 8
日程第5 議案第41号 令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）	1 4 8
下園予算審査特別委員長報告	1 4 8
日程第6 議案第42号 損害賠償の額を定め和解を成立させることについて	1 5 2
永山市長提案理由説明	1 5 3
瀬戸口総務企画部長	1 5 3
佐多申至君	1 5 3
小園財政管財課長	1 5 3

佐多申至君	1 5 3
小園財政管財課長	1 5 3
黒田澄子さん	1 5 3
前之園消防署消防署長	1 5 4
小園財政管財課長	1 5 4
黒田澄子さん	1 5 4
前之園消防署消防署長	1 5 4
黒田澄子さん	1 5 4
前之園消防署消防署長	1 5 4
黒田澄子さん	1 5 4
前之園消防署消防署長	1 5 4
黒田澄子さん	1 5 4
小園財政管財課長	1 5 5
日程第 7 議案第 4 3 号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	1 5 5
永山市長提案理由説明	1 5 5
馬場口市民福祉部長	1 5 5
日程第 8 発議第 3 号 (令和 7 年分) 日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に 関する条例の制定について	1 5 6
黒田長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員長報告	1 5 6
阿多聖弥君	1 5 8
佐多申至君	1 5 9
池満 渉君	1 5 9
福元 悟君	1 6 0
休 憩	1 6 1
日程第 9 陳情第 1 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を 求める陳情	1 6 1
坂口文教厚生常任委員長報告	1 6 1
池満 渉君	1 6 3
山口政夫君	1 6 4
日程第 1 0 閉会中の継続調査の申し出について	1 6 5
日程第 1 1 所管事務調査結果報告について	1 6 5
日程第 1 2 議員派遣の件について	1 6 5

閉 会	1 6 6
永山市長	1 6 6

令和8年第3回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6 月 3 日	水	本 会 議	全員協議会、議案等上程、質疑、表決、付託
6 月 4 日	木	休 会	
6 月 5 日	金	休 会	
6 月 6 日	土	休 会	
6 月 7 日	日	休 会	
6 月 8 日	月	休 会	
6 月 9 日	火	休 会	
6 月 10 日	水	休 会	
6 月 11 日	木	本 会 議	一般質問
6 月 12 日	金	本 会 議	一般質問
6 月 13 日	土	休 会	
6 月 14 日	日	休 会	
6 月 15 日	月	本 会 議	一般質問
6 月 16 日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
6 月 17 日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備日）
6 月 18 日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備日）
6 月 19 日	金	休 会	
6 月 20 日	土	休 会	
6 月 21 日	日	休 会	
6 月 22 日	月	休 会	定例全員協議会
6 月 23 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会、議案等配信
6 月 24 日	水	休 会	
6 月 25 日	木	休 会	
6 月 26 日	金	休 会	
6 月 27 日	土	休 会	
6 月 28 日	日	休 会	
6 月 29 日	月	休 会	

6月30日	火	本 会 議	全員協議会、付託事件等審査結果報告・質疑・表決、追加議案上程
-------	---	-------	--------------------------------

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 2 号	令和7年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 3 号	令和7年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第 4 号	令和7年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 5 号	令和7年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
同意第 2 号	日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 3 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 4 号	日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 5 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 6 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 7 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 8 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 9 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第10号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第11号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第12号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第13号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第14号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第15号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第16号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第17号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第18号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第19号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第20号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第21号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第22号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第23号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第24号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第25号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

- 同意第 26 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 27 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 28 号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 承認第 3 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 4 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 5 号 専決処分（令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 15 号））につき承認を求めることについて
- 議案第 36 号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第 38 号 令和 8 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 39 号 令和 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 40 号 令和 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 41 号 令和 8 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 42 号 損害賠償の額を定め和解を成立させることについて
- 議案第 43 号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 陳情第 1 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
- 発議第 3 号 （令和 7 年分）日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

第 1 号 (6 月 3 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 2号 令和7年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 6	報告第 3号 令和7年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 4号 令和7年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 8	報告第 5号 令和7年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 9	同意第 2号 日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第10	同意第 3号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第11	同意第 4号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第12	同意第 5号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第13	同意第 6号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第14	同意第 7号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第15	同意第 8号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第16	同意第 9号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第17	同意第10号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第18	同意第11号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第19	同意第12号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第20	同意第13号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第21	同意第14号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第22	同意第15号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第23	同意第16号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第24	同意第17号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第25	同意第18号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第26	同意第19号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第27	同意第20号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第28	同意第21号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第29	同意第22号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第30	同意第23号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 日程第 3 1 同意第 2 4 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 2 同意第 2 5 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 3 同意第 2 6 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 4 同意第 2 7 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 5 同意第 2 8 号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 6 承認第 3 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 3 7 承認第 4 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 3 8 承認第 5 号 専決処分（令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 5 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 日置市税条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 令和 8 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 令和 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 令和 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 令和 8 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 5 陳情第 1 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

本会議（6月3日）（水曜）

出席議員 20名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	14番	留盛浩一郎君
15番	黒田澄子さん	16番	下御領昭博君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	池満渉君	20番	富迫克彦君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	原田人美さん
議事調査係	野崎元気君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長	瀬戸口亮君
市民福祉部長	馬場口美宗香さん	産業建設部長	東正和君
教育委員会事務局長	上村裕文君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	神余徹君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
市民生活課長	瀬戸口和彦君	農林水産課長	泊真也君
教育総務課長	有馬純一君	消防本部総務課長	藏菌健一郎君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（富迫克彦君）

ただいまから令和8年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（富迫克彦君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富迫克彦君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、中村尉司議員、留盛浩一郎議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（富迫克彦君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの28日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの28日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告、例月現金出納検査結果報告、随時監査の結果、公の施設の管理、監査結果につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。2月2日からの主な行政執行について、ご報告を申し上げます。

2月7日に令和7年度鹿児島県原子力防災訓練が日置市内及び川内オフサイトセンターにて実施され、日置市から約100人が参加し、万が一に備え訓練し、2月14日には鹿児島県原子力防災センターにおける地元関係者との意見交換会が実施され、関係自治体及び団体が出席し、本市からは市長、議長が、それぞれの立場で意見交換を実施しました。

次に、2月14日に上市来小学校創立150周年記念式典が上市来小学校体育館で開催され、全児童による上市来ソーランで式典を盛り上げました。

次に、2月22日に市制施行20周年記念、山本譲二コンサートが伊集院文化会館で開催され、多数の市民が観賞しました。

次に、3月15日に自衛隊入隊予定者壮行会が日置市中央公民館で開催され、入隊予定者4人を激励しました。

次に、3月25日に市長による定例記者会見を初めて実施し、市政の動きや地域の魅力をより戦略的に発信しました。この記者会見は毎月実施することとしています。

次に、3月29日に第4回日置マルシェを本庁中庭及び駐車場にて開催しました。飲食店、キッチンカーなど配置した飲食ブース、雑貨屋、フリーマーケットなどを配置したマルシェブースのほか、職場体験などができるヒオキッザニアブースもあり、大勢の方に楽しんでいただきました。

次に、4月15日に本市がホームタウンで

あるフラワーゴラッド鹿児島ＳＶリーグ参戦記者会見が行われ、国内最高峰リーグへの参戦が報告されました。

次に、５月１７日に第８回日置市消防操法大会が開催されました。その結果、吹上方面団第１班が優勝し、以下、東市来方面団上市来分団、吹上方面団第２班、日吉方面団南分団が、７月１９日に本市で開催される日置支部操法大会へ出場します。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これで行政報告を終わります。

△日程第５ 報告第２号令和７年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第６ 報告第３号令和７年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について

△日程第７ 報告第４号令和７年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

△日程第８ 報告第５号令和７年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第５、報告第２号令和７年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第８、報告第５号令和７年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの４件を一括議題とします。

４件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第２号は、令和７年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

令和７年度日置市繰越明許費繰越計算書を

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。

その概要については、令和７年度の国の補正予算に伴う事業などについて年度内に事業完了することが困難になったことから所要の手続を行いました。

一般会計の主なものでは、総務費の総務管理費で東市来駅・湯之元駅管理費１億５５３万５,０００円、民生費の社会福祉費で、地域介護基盤整備事業費１億６３６万８,０００円、衛生費の清掃費で、クリーン・リサイクルセンター運営費１億５,８０９万２,０００円、商工費で、商工業振興費プレミアム付商品券発行事業２億１２９万９,０００円や、くらし応援商品券発行事業費５億４,３９６万３,０００円、土木費の道路橋梁費で、道整備交付金事業３億９９６万円や通学路交通安全事業費３億１,２８４万５,０００円、河川費で、河川整備事業費７,５００万円、都市計画費で、土地区画整理事業費（地方特定）１億６２６万３,０００円、消防費で、消防本部費８,５８６万２,０００円、教育費の小学校費で、小学校維持補修費３億１,２０５万３,０００円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費３億５４３万３,０００円など、３６事業、総額３４億２,６６１万６,０００円を令和８年度へ繰越ししたものであります。

次に、健康交流館事業特別会計の経営費の管理費で、管理事業費９５３万３,０００円を令和８年度へ繰越ししたものであります。

次に、報告第３号は、令和７年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

令和７年度日置市事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令第１５０条第３項において準用する同令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。

令和７年度において、支出負担行為をし、

年度内に支出を終わらなかった歳出予算の経費を、事故繰越しにより令和８年度へ繰越したものであります。

その概要は、総務費の総務管理費で、脱炭素先行地域づくり事業の神之川大田地区で設置を予定している水力発電所に係る付帯工事について、令和７年９月までに水利権の取得等の手続を終了させ、工事に着手する予定でしたが、手続の過程で対象の井堰の所有者が不明であることが判明し、県河川課との協議に不測の日数を要したことにより、水利権取得の申請が当初計画より遅延し、工事の完了期限を延長する必要があることから、５,０５３万６,０００円を令和８年度へ繰越したものであります。

次に、報告第４号は、令和７年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

令和７年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告するものであります。

その概要については、道路改良工事の工期延長等により、配水管布設替工事などについて年度内に事業完了することが困難になったことから所要の手続を行いました。

水道事業会計の主なものでは、資本的支出の建設改良費で吹上中央第４水源地取水設備改修工事（７―１工区）１億１,６３８万８,０００円をはじめ、１８事業、総額３億７,１２１万５,０００円を令和８年度へ繰越したものであります。

次に、報告第５号は、令和７年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

令和７年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告するものであります。

その概要については、全国重点調査の影響により点検機材の調達に日数を要し、公共下

水道管渠ストックマネジメント計画策定に係る点検調査業務委託を年度内に事業完了することが困難となったことから所要の手続を行いました。

下水道事業会計の主なものでは、下水道事業費用の営業費用で、公共下水道管渠ストックマネジメント計画策定に係る点検調査業務委託（７―１工区）１,３２９万９,０００円など、３事業、総額３,１３０万１,０００円を令和８年度へ繰越したものであります。

以上４件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから４件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第２号から報告第５号までの４件について報告を終わります。

△日程第９ 同意第２号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第９、同意第２号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第２号は、日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和８年６月１０日をもって任期満了となるため、引き続き後任教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意

を求めるものであります。

奥善一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第10 同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第10、同意第3号日置市教育委員会

委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第3号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和8年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

中川ひとみ氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第11 同意第4号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第11、同意第4号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第4号は、日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

令和8年7月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

東幸也氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第

4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第12 同意第5号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第13 同意第6号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第14 同意第7号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第15 同意第8号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第16 同意第9号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第17 同意第10号日置市農業委員会委員の任命につき

- 議会の同意を求めること
について
- △日程第 1 8 同意第 1 1 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 1 9 同意第 1 2 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 0 同意第 1 3 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 1 同意第 1 4 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 2 同意第 1 5 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 3 同意第 1 6 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 4 同意第 1 7 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 5 同意第 1 8 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 6 同意第 1 9 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について
- △日程第 2 7 同意第 2 0 号日置市農業

委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について

- △日程第 2 8 同意第 2 1 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について

- △日程第 2 9 同意第 2 2 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について

- △日程第 3 0 同意第 2 3 号日置市農業
委員会委員の任命につき
議会の同意を求めること
について

○議長（富迫克彦君）

日程第 1 2、同意第 5 号日置市農業委員会
の任命につき議会の同意を求めることについ
てから日程第 3 0、同意第 2 3 号日置市農業
委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについてまでの 1 9 件を一括議題としま
す。

1 9 件について、市長の提案理由の説明を
求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第 5 号から同意第 2 3 号は、日置市農
業委員会委員の任命につき議会の同意を求め
ることについてであります。

まず初めに、同意第 5 号から同意第 1 7 号
は、令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了と
なるため、引き続き後任委員として任命した
いので、農業委員会等に関する法律第 8 条第
1 項の規定により議会の同意を求めるもので
あります。

同意第 5 号は池田初男氏、次に、同意第
6 号は鉾之原正美氏、次に、同意第 7 号は荒
木信之氏、次に、同意第 8 号は梅本昭広氏、
次に、同意第 9 号は山口義廣氏、次に、同意

第10号は上原孝一氏、次に、同意第11号は黒葛クルミ氏、次に、同意第12号は満尾修一氏、次に、同意第13号は宮脇誠氏、次に、同意第14号は久保聖子氏、同意第15号は地頭所忠一氏、同意第16号は西園賢一郎氏、同意第17号は楠眞憲氏、以上13名の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

続きまして、同意第18号から同意第23号は、現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、新たに後任委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第18号は佐藤洋三氏、次に、同意第19号は松崎秀樹氏、次に、同意第20号は池田直人氏、次に、同意第21号は梶智治氏、次に、同意第22号は赤井田幸男氏、次に、同意第23号は永野彰一氏、以上6名の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上19件、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから19件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第5号から同意第23号までの19件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号から同意第23号までの19件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第6号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第7号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第7号日置市農業委員会委員の任命につき議会

の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第8号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第8号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第9号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第9号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第10号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第10号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第11号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第11号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第12号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第12号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第13号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第13号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第14号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第14号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第15号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第15号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第16号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第16号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第17号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第17号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第18号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第18号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第 19 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第 19 号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第 19 号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第 20 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第 20 号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第 20 号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第 21 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第 21 号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第

21 号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第 22 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第 22 号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第 22 号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第 23 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第 23 号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第 23 号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第 3 1 同意第 24 号日置市固定
資産評価審査委員会委員
の選任につき議会の同意
を求めることについて

△日程第 3 2 同意第 25 号日置市固定
資産評価審査委員会委員
の選任につき議会の同意

を求めることについて

△日程第３３ 同意第２６号日置市固定
資産評価審査委員会委員
の選任につき議会の同意
を求めることについて

△日程第３４ 同意第２７号日置市固定
資産評価審査委員会委員
の選任につき議会の同意
を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第３１、同意第２４号日置市固定資産
評価審査委員会委員の選任につき議会の同意
を求めることについてから日程第３４、同意
第２７号日置市固定資産評価審査委員会委員
の選任につき議会の同意を求めることについ
てまでの４件を一括議題とします。

４件について、市長の提案理由の説明を求
めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第２４号から同意第２７号は、日置市
固定資産評価審査委員会委員の選任につき議
会の同意を求めることについてであります。

まず初めに、同意第２４号から同意第
２６号までは、現委員が令和８年６月９日
をもって任期満了となるため、引き続き後任
委員として選任したいので、地方税法第
４２３条第３項の規定により議会の同意を
求めるものであります。

同意第２４号は岡あゆみ氏、次に、同意
第２５号は田代信行氏、次に、同意第２６
号は二反田祐子氏、以上３名の経歴につ
きましては、別紙資料のとおりとなっております。

続きまして、同意第２７号は、現委員が
令和８年６月９日をもって任期満了となる
ため、新たに後任委員として選任したいの
で、地方税法第４２３条第３項の規定によ
り議会の同意を求めるものであります。

吉富良一氏の経歴につきましては、別紙資

料のとおりとなっております。

以上４件、ご審議をよろしくお願
いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから４件について一括して質
疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第２４号から同意
第２７号までの４件は、会議規則第３
７条第３項の規定により委員会付託を
省略したいと思います。ご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、
同意第２４号から同意第２７号までの
４件は、委員会付託を省略することに
決定しました。

これから同意第２４号について討
論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第２４号を採決し
ます。

お諮りします。本件は同意すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、
同意第２４号日置市固定資産評価
審査委員会委員の選任につき議会の
同意を求めることについては、同意
することに決定しました。

これから同意第２５号について討
論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第２５号を採決し
ます。

お諮りします。本件は同意すること
にご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第25号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第26号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第26号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第27号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第27号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第35 同意第28号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること

について

○議長（富迫克彦君）

日程第35、同意第28号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第28号は、日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

現評価員の辞任に伴い、後任の評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

田代誠治氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第28号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから同意第28号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第28号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第36 承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第37 承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第36、承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第37、承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第3号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第4号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部が、令和8年4月1日に施行されたこと

に伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（瀬戸口亮君）

それでは、承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

専決処分の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日に施行されることに伴い、緊急を要したため、同年3月31日付で専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙3ページを御覧ください。

まず、第18条の3は、納税証明事項に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割の名称を軽自動車税に改正するものでございます。

第19条は、延滞金に関する規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う法改正に合わせて改正するものでございます。

第33条は、所得割の課税標準に関する規定で、特定大口株主配当等が、これまでの総合課税から特定配当等へ一本化される法改正に伴い、改正するものでございます。

次に、4ページにかけて、第80条、第81条、第81条の3から第83条まで、第85条、第87条から第90条までの改正は、軽自動車税に関する規定について、環境性能割の廃止に伴う軽自動車税へ名称を改正し、環境性能割に係る規定について条文を整理するものでございます。

次に、附則第7条の3の改正は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、平成11年から平成18年までの居住年に係る旧制度分の規定を削除し、平成21年から平成7年までの居住年に係る現行附則第

7条の3の2を附則第7条の3として条文を整理するものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例に関する規定で、適用期限を令和12年度分の個人の市民税まで延長するものでございます。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条に規定する固定資産税の課税標準の特例について、法改正により対象となる特例措置及び条項が整理されたことに伴い、法に定める割合を参酌している特例割合を改正し、バリアフリー化の促進を目的として、既存の改修特別特定建築物に係る特例の割合を3分の1と定める規定を新たに規定し、項ずれに対応するため改正するものでございます。

次に、5ページ中段、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、法改正に伴い、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置を拡充し、項ずれに対応するため改正するものでございます。

次に、6ページの中段、附則第10条の4は、法改正により創設された令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例措置について、その適用を受けようとする者がすべき申告等の手続に関し規定するものでございます。

次に、7ページの下段、附則第15条の2から第15条の6の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、規定を整理するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例に関する規定で、附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定で、環境性能割の廃止に伴い、改正するものでございます。

次に、8ページの上段、附則第16条の3、16条の4及び第17条の改正は、先ほどご説明申し上げました条例附則第7条の3の改

正に伴う条ずれに対応するため、改正するものでございます。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の特例期限を令和11年度まで、法改正に伴い、延長するものでございます。

附則第18条から附則第20条の3までの改正は、条例附則第7条の3の改正に伴う条ずれに対応するため、改正するものでございます。

附則第1条は、施行期日において、この条例は令和8年4月1日から施行することを規定し、附則第2条では、固定資産税に関する経過措置について、附則第3条では、軽自動車税に関する経過措置について、附則第4条では、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、日置市税条例の一部を改正する条例の一部について、それぞれ規定するものでございます。

続きまして、承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

専決処分の理由につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日に施行されることに伴い、緊急を要したため、同年3月31日付で専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙3ページを御覧ください。

今回の改正は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うもので、第2条の規定は課税額に関する規定で、第1項の改正は、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金を追加し、国民健康保険税の課税額とするものでございます。

第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げるもので、同条第5項の規定は、子ども・子育て支援納

付金課税額を世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とし、加算後の額が3万円を超える場合には、課税額を3万円とするものとさせていただきます。

第3条第1項の改正は、条文の整理を行うものとさせていただきます。

次に、4ページにかけて、第9条の4から第9条の7は、子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を加えるもので、第9条の4は、所得割額の規定で、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定するものとさせていただきます。

第9条の5は、被保険者均等割額の規定で、被保険者1人について1,300円とするものとさせていただきます。

第9条の6は、18歳以上被保険者均等割額の規定で、18歳以上被保険者1人について80円とするものとさせていただきます。

第9条の7は、世帯別平等割額の規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯ごとに定めるものとさせていただきます。

次に、6ページにかけて、第23条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、第1項の改正は、先ほどの第2条第2項及び第5項の改正に伴い、基礎課税額の限度額を現行の66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を3万円とするものとさせていただきます。

第23条第1項第1号から第3号の改正は、低所得者に対する子ども・子育て支援納付金の減額に関する規定で、第1号は、7割減額の対象となる世帯で被保険者均等割額を被保険者1人について910円減額し、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者

1人について56円減額し、世帯別平等割を世帯の区分に応じて、それぞれ定める額とするものとさせていただきます。

同項第2号は、5割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の30万5,000円から31万円に引き上げ、世帯で被保険者均等割額を被保険者1人について650円減額し、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人について40円減額し、世帯別平等割を世帯の区分に応じて、それぞれ定める額とするものとさせていただきます。

同項第3号は、2割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の56万円から57万円に引き上げ、世帯で被保険者均等割額を被保険者1人について260円減額し、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人について16円減額し、世帯別平等割を世帯の区分に応じて、それぞれ定める額とするものとさせていただきます。

第23条第2項の改正は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を世帯の区分に応じて、それぞれ未就学児1人の減額を定めるものとさせていただきます。

第23条第3項の改正は、国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者の均等割額、18歳以上被保険者の均等割額について、それぞれ定める額を減額するものとさせていただきます。

第23条第4項の規定は、18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、当該被保険者均等割額に相当する額を減額するものとさせていただきます。

附則第1項は、施行期日において、この条例は令和8年4月1日から施行することを規定し、附則第2項は、経過措置について、改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によることを規定したものでございます。

以上で、2件の補足説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

失礼しました、修正を1点させてください。

承認第3号専決処分の（日置市税条例の一部改正）につき承認を求める件につきまして、附則第7条の3の改正の部分で、「平成21年から令和7年までの居住年」と申し上げるべきところを、「平成21年から平成7年まで」と申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（富迫克彦君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第3号及び承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号及び承認第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時09分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第38 承認第5号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第15号））につき承認を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第38、承認第5号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第15号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第5号は、専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第15号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、地方譲与税、地方交付税、県支出金、寄附金及び繰入金の確定並びに総務費、農林水産業費及び商工費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を335億82万2,000円とするものであります。

まず、歳入では、地方譲与税につきまして、森林環境譲与税額の確定により159万円を増額計上いたしました。

地方交付税につきまして、特別交付税の交付決定により2億4,796万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、過年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額により8,120万8,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして、企業版ふるさと納税の増額により450万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴い、財政調整基金繰入金3億2,616万7,000円、まちづくり応援基金繰入金255万5,000円、森林環境譲与税基金繰入金532万円をそれぞれ減額し、合計で3億3,404万2,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費につきまして、企業版ふるさと納税の増額に伴う基金積立金を450万円増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、森林環境譲与税額の確定に伴う森林環境譲与税活用事業費の減額により72万8,000円を減額計上いたしました。

商工費につきまして、スポーツ合宿補助事業費の確定に伴い255万4,000円を減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（富迫克彦君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第15号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第39 議案第36号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

○議長（富迫克彦君）

日程第39、議案第36号日置市観光案内

所に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第３６号は、日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市観光案内所の指定管理者について、現指定管理者が法人格を有する団体として事業を承継することに伴い、当該団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第３６号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第４０ 議案第３７号日置市税条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第４０、議案第３７号日置市税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第３７号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（瀬戸口亮君）

議案第３７号日置市税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

改正の理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙２ページを御覧ください。

まず、第３４条の７は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせて改正。

次に、第３６条の２及び第３６条の３の２の改正は、法改正に伴う項ずれに対応するための改正。

３ページにかけて、第３６条の３の３は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う法改正に合わせて改正。

次に、３ページ下段の第６３条は、固定資産税の免税点に関する規定で、法改正に伴い家屋に係る免税点を現行２０万円から３０万円に、償却資産に係る免税点を現行１５０万円から１８０万円に引き上げるものでございます。

附則第６条は、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定。

附則第７条の３は、個人の市民税の住宅借入金特別税額控除に関する規定で、法改正に伴い適用期限を延長するものでございます。

附則第７条の４は、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い改正。

次に、４ページの上段、附則第９条の２は、個人の市民税の特例控除対象寄附金に係る法改正に伴い改正。

附則第１７条の２は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例に関する規定で、譲渡した土地が地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被

害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす法改正に伴い改正するものでございます。

次に、4ページの中段から5ページにかけて、附則19条の3は、法改正により創設された特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、個人の市民税の課税の特例に関して新たに規定したものでございます。

附則第1条は、施行期日について、この条例は令和9年1月1日から施行することを規定し、一部の改正規定については、各号で定める日を施行期日とします。

附則第2条では、市民税に関する経過措置について、附則第3条では、固定資産税に関する経過措置について規定するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号日置市税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第41 議案第38号令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第42 議案第39号令和8年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第43 議案第40号令和8年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

△日程第44 議案第41号令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（富迫克彦君）

日程第41、議案第38号令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）から日程第44、議案第41号令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第38号は、令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億6,181万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を338億5,481万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の補正をはじめ、感染症予防接種事務費、地域総合整備資金貸付事業費、消防本

部南分遣所の改修工事のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、国庫支出金につきまして、特定地域脱炭素移行加速化交付金や社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備・土地区画整理）の減額などにより9,871万円を減額計上いたしました。

県支出金につきまして、公立学校給食費負担軽減事業補助金や地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の増額などにより1億3,833万2,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして、企業版ふるさと納税の増額により3,122万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金及びまちづくり応援基金繰入金の増額により1億621万9,000円を増額計上いたしました。

諸収入につきまして、公共交通関連事業費補助金の減額などにより255万3,000円を減額計上いたしました。

市債につきまして、学校教育施設等整備事業債や地域総合整備資金貸付事業債の増額などにより15億8,730万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして、議会管理費の減額により145万9,000円を減額計上いたしました。

総務費につきまして、地域活性化起業人事業費や脱炭素先行地域づくり事業費の減額などにより7,386万1,000円を減額計上いたしました。

民生費につきまして、老人福祉センター管理運営費や児童福祉総務管理費の増額などにより139万2,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、感染症予防接種事務

費の増額などにより2,196万8,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、中山間地域等直接支払交付金事業費や活動火山周辺地域防災営農対策事業費の増額などにより1,252万8,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、商工業振興費や地域総合整備資金貸付事業費の増額などにより16億6,326万1,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、公園管理費や公営住宅管理費の増額などにより118万2,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、消防本部費や災害対策費の増額により9,646万8,000円を増額計上いたしました。

教育費につきまして、小学校管理費や文化施設総務管理費の増額などにより3,755万8,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年単独治山施設災害復旧費の増額により277万6,000円を増額計上いたしました。

議案第39号は、令和8年度日置市介護保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ431万円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億3,828万5,000円とするものであります。

歳入では、介護給付費や地域支援事業費の繰越金などについて増額計上いたしました。

歳出では、システム改修に伴う経費や給付費負担金等の前年度精算見込みに伴う償還金について増額計上いたしました。

次に、議案第40号は、令和8年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を10億

1,670万3,000円と、支出は総額から1,693万4,000円を減額し、総額を9億7,060万4,000円とするもので、事業調査実施方針の確定に伴う委託料の減額を計上いたしました。

次に、議案第41号は、令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億4,046万9,000円と、支出は総額に1,693万5,000円を追加し、総額を6億8,571万2,000円とするもので、事業調査実施方針の確定に伴う委託料の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億3,910万円と、支出は総額に67万3,000円を追加し、総額を3億3,766万6,000円とするもので、処理場備品故障に伴う有形固定資産購入費の増額を計上いたしました。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから議案第38号から議案第41号までの4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第38号から議案第41号までの4件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置

し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。

委員長に下園和己議員、副委員長に長倉浩二議員、同じく坂口洋之議員、同じく福元悟議員、以上であります。

△日程第45 陳情第1号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

○議長（富迫克彦君）

日程第45、陳情第1号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情を議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月11日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時3分散会

第 2 号 (6 月 1 1 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（8番、1番、10番、7番）
-------	--------------------

本会議（6月11日）（木曜）

出席議員 20名

1番 阿多聖弥君
3番 山口秀人君
5番 福田晋拓君
7番 下園和己君
9番 是枝みゆきさん
11番 福元悟君
13番 中村尉司君
15番 黒田澄子さん
17番 坂口洋之君
19番 池満渉君

2番 大川畑宏一君
4番 中村清栄君
6番 長倉浩二君
8番 佐多申至君
10番 重留健朗君
12番 山口政夫君
14番 留盛浩一郎君
16番 下御領昭博君
18番 並松安文君
20番 富迫克彦君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長 濱崎慎一郎君
議事調査係 野崎元気君

次長兼議事調査係長 原田人美さん

地方自治法第121条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長 馬場口美宗香さん
教育委員会事務局長 上村裕文君
東市来支所長 内山良弘君
吹上支所長 神余徹君
財政管財課長 小園秀作君
市民生活課長 瀬戸口和彦君
教育総務課長 有馬純一君
福祉課長 奥田美穂さん
学校教育課長 段原修司君
消防本部次長兼警防課長 久保園幸一君

副市長 上秀人君
総務企画部長 瀬戸口亮君
産業建設部長 東正和君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
農林水産課長 泊真也君
消防本部総務課長 藏菌健一郎君
社会教育課長 入佐好彦君
建設課長 上勇人君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、8番、佐多申至議員の質問を許可します。

〔8番佐多申至君登壇〕

○8番（佐多申至君）

改めて、おはようございます。令和8年6月議会一般質問、最初の登壇者となりました。3期目の佐多申至です。初当選以来続けてきた質問も37回目となりました。本日の質問は、市民の方から最近頂いた素朴な質問を基本的なことから整理して通告いたしました。本日は多くの傍聴者を前に少々緊張しますが、滑舌よく声を出して、通告書に従ってゆっくりと質問してまいりますので、しっかりと市民に分かりやすく答弁いただきたいと思います。

それでは、1、生ごみ回収事業について。

1、生ごみ回収事業における年間の回収量は幾らか。

2、生ごみ回収事業に参加している自治会は幾つか。

3、生ごみ回収事業費の総額とその内訳は幾らか。また、生ごみ回収事業が市民の暮らしに及ぼすメリットは何か。

4、日置市は生ごみを搬入しないことで、なんさつE C Oの杜の維持管理における負担軽減につながっていると考えています。このような日置市民の努力は、当施設の機械設備などの更新時にどう反映されるのか。

2つ目、本市内に行われている森林伐採についてです。

1、日置市森林整備計画において、本市の森林整備の基本的な方針と森林施業の推進についてどのように考えているのか。

2、日置市森林整備計画に掲げる森林の面積は、市内全域の森林面積の何割程度を占めるのか。

3、本市内で行われている森林伐採の目的や届出等の状況は全て把握できているのか。また、届出を必要とする区域及び面積などの制約があるのか。

以上、1問目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、生ごみ回収事業についてのその1、年間の回収量についてお答えいたします。

令和7年度の実績で852トンです。

その2、参加している自治会の数について回答します。

令和7年度末で143自治会が参加しています。

その3、事業費の総額とその内訳及び市民の暮らしに及ぼすメリットについて回答します。

生ごみ回収事業における事業費の総額は約8,000万円で、内訳については、収集運搬に係る経費として約5,000万円、処理、維持管理に係る経費として約3,000万円となります。暮らしに及ぼすメリットとして、家庭内においては24時間いつでも廃棄できる。キッチンなどにおける悪臭の軽減。ごみの減量化によるごみ袋代の節約など、地域においてはごみステーションでのカラス等によるごみの散乱がない。有機肥料として利用でき、ごみが資源に変わるなどのメリットがあります。

その4、なんさつE C Oの杜の機械設備な

どの更新時に反映されるのかとのご質問につき回答します。

本市が取り組んでいる生ごみなどの資源回収事業は、ごみの減量化による施設の長寿命化に大きく寄与しているものと考えます。なんさつE C Oの杜の維持管理における費用負担などにつきましては、南薩地区衛生管理組合協議会で協議検討していくものと承知しています。本市の取組の価値などについて、協議会でもPRしてまいります。

質問事項の2つ目、森林伐採についてのその1、本市の基本的な方針と森林施業の推進について回答します。

日置市森林整備計画では、災害防止や温暖化対策など、森林が持つ多面的な機能を将来へ最大限引き継ぐことを基本的な方針としています。この方針を具体化するための手段が、木を刈り、再び植え、草刈りなどの手入れを計画的に行う森林施業です。森林施業を推進するため、現場を担う林業事業体をはじめ、国や県、地域の推進員といった関係各機関との連携を強化してまいります。

その2、森林の面積について回答します。

日置市森林整備計画の対象となる森林は1万3,039ヘクタールであり、これは本市の森林全体の87%を占めています。

その3、森林伐採の目的や届出等の状況把握について回答します。

国有林や保安林を除く、いわゆる民有林を伐採する際は、森林の所有者及び行為者は森林法に基づき、事前に市に届出ることが義務づけられていますので、市では伐採届を通じて伐採の状況を把握しています。届出は、民有林全ての区域において面積の大小にかかわらず必要です。

以上です。

○8番（佐多申至君）

ただいま、本市生ごみ回収事業についての1問目におきまして、令和7年度の実績が

852トンということでした。この近年の生ごみの回収量の推移はどのような状況かお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

過去5年間の推移としまして、令和3年度1,027トン、令和4年度1,074トン、令和5年度983トン、令和6年度856トン、そして令和7年度が852トンとなっております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

それでは、今過去の5年間の推移を述べていただきましたが、この推移の結果をどのように捉えているのでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

生ごみの回収量が減少している要因としましては、人口の減少によるもののほか、食料品の価格高騰による消費の変化などの影響によるものと考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

今、推移の結果を捉えているご意見を頂きましたが、今後の動向としては増えていく状況も考えているのでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

現状としまして、社会情勢における様々な傾向に直面しており、大きな変化は見込めず、今後は、僅かながらでも減少傾向で推移していくものと考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

量としては今、ただいまおおむね理解したところです。

生ごみ回収の2番目におきまして、参加自治体が現在143自治体ということで、答弁を頂きました。143、実際自治会のほうは

今 175 か 6 辺りだと思うんですけど、おおむね参加されていると思いますが、世帯数としては、市内全域で何世帯参加しているのかお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

令和 7 年度末で 1 万 4,359 世帯が参加しております。

以上です。

○8 番（佐多申至君）

日置市の今全体の世帯が大体 2 万五、六千ぐらいだと思っているんですが、量的には世帯数いろんな世帯として家族の人数もありますので、一応把握としては 1 万台ということで理解いたしました。これでいくと 1 世帯当たりの生ごみの量は幾らになりますか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

令和 7 年度で試算しますと、1 世帯当たり年間 59.3 キログラムになります。

以上です。

○8 番（佐多申至君）

59、60 キロぐらいですね。1 人の大人の分だけ 1 世帯が出しているという計算になりますが、かなりの量と推測するところです。143 の自治会が参加していたということでしたが、これは、実際は、先ほど私も 170 ということでしたが、現実的にはどうなんですかね、地域ごとの参加率はどのような状況かをお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

令和 7 年度で、東市来地域 88.4%、伊集院地域 88.5%、日吉地域 94.4%、吹上地域 63% となっております。

以上です。

○8 番（佐多申至君）

4 地域、日置市内で取り組んでおりますので、地域ごとにお聞きするのも心苦しいとこ

ろなんです、この地域ごとに参加率が異なるというのは、どのようなことが考えられているのでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

地域によっては、以前からコンポストなどの堆肥化容器を使用するなどして、自発的に堆肥化の取組を進めていると聞いております。

以上です。

○8 番（佐多申至君）

これは、私が当時自治会長をしている頃も、この生ごみ事業が始まる前からいろいろコンポストの補助事業とかいろいろありましたので、それを継続的に続けていらっしゃる方々がいるんだというのは、現実的に理解できるところでございます。

3 番目に、生ごみ事業の内訳とメリットをお話ししていただきましたが、この当事業について、現在全国から年間を通して幾つの自治体が視察に来られているのでしょうか、お尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

自治体による視察や研修につきましては、件数にして、例年 15 件程度でございます。令和 7 年度につきましては 8 件でございました。

以上です。

○8 番（佐多申至君）

淡々と答えられるので、私のしている質問がどんどんどんどんなくなっていくわけですが、4 番目に、日置市、生ごみを搬入しないことで、なんさつ E C O の杜の維持管理の負担軽減につながっていると私は述べました。先ほど機械設備については努力事項、先ほど市長のほうから、今後、衛生管理組合の協議会でも検討していくと、私も数回南薩衛生組合のほうでは、文教委員会に所属している頃には、何回かこの協議会のほうには参加した

経験もございます。今後も、この協議会を知覧で行われる協議会について、どんどんどんどん日置市の市民が努力していることをどんどんどんどん伝えていただければと思います。

そこで、この件に関しまして、市長にお尋ねするところでございます。

循環型社会に取り組む本市における生ごみ回収事業は、市民と行政と回収事業者が共通認識・理解のもと、できる誇れる事業だと私は考えています。この生ごみ回収事業について、持続可能な事業を目指していただきたいと考えていますが、市長の思いをお聞かせください。

○市長（永山由高君）

この生ごみ回収事業ですけれども、この事業を起点とする資源循環の仕組み、よかんどシステムというふうに名づけておりますが、この仕組みはグッドデザイン賞も受賞をいたしております、既に全国でも高く評価をされています。この事業を持続可能とするためには、回収事業者との一層の連携はもとより、これはやはり市民の皆様お一人お一人のご協力があって成立をしている事業ですので、この日々の暮らしの中で、主体的に生ごみの分別に取り組んでいただくこと、これが不可欠であります。

今後とも、市民の皆様や回収事業者の皆様にご理解、ご協力いただきながら、行政も一丸となって、地域内資源循環の輪をさらに広げてまいりたいと思っております。豊かな自然環境を次世代にしっかりつなげてまいりたいと考えています。

以上です。

○8番（佐多申至君）

生ごみ回収事業につきまして、しっかりと市長の答弁を頂きましたので、これを念頭に、我々市民として十分に理解した上で協力していきたいと考えております。

2番目の森林伐採のほうに移ります。

先ほど私の答弁におきまして、1問目、2問目、3問目において回答を頂きました。数字的なもので、先ほど森林整備計画の対象となる森林が全体の87%を占めていると、こんだけの森林が整備計画の中で見守られているということについては、少し安心したところでございます。

それでは、一つずつかいつまんで質問していきます。

まずは、届出についてはどのような内容になっているのかお伺いします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

伐採及び伐採後の造林の計画を記載する内容となっております。具体的には、木を伐る方法に加え、完了後に苗木を植える人工造林や天然更新といった森林の更新に関する事項の記載を求めているところです。さらに本市では、独自の遵守事項への誓約を義務づけております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

ただいま人工造林と天然更新という答弁がありましたが、内容的には届出においてはどちらの計画が多いのでしょうかお伺いします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

本市におけます伐採届における造林計画では、大部分が天然更新によるものとなっております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

人工造林と聞けば、あっ、植えてくれるんだと思いますが、天然更新となると、これも大きくなるのを待っているだけなのかなと普通に思うわけでございます。しかも、最近のこの伐採の状況、市民の方々と遠くから見ていると、あそこの剥げた山はいつ木が生えるんだろうねと、散歩しながらもよく話をす

るところなんです、なかなか生えてきていません。このことについて、そんなにすぐ生えてくるというわけではないんですけれども、時間的なこともあるでしょうけれども、この内容、天然更新が多いということでしたが、届出の際の遵守事項はどのような内容になっているのかお伺いします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

本市では、伐採の準備段階から完了後の復旧に至るまで、適正で責任ある対応を求めるため、5つの遵守事項を定めているところです。

具体的には、1つ目としまして、隣接地との境界を十分に確認すること。2つ目としまして、自治会長や近隣の方々へ事前に丁寧な説明を行うこと。3つ目に、土砂崩れなどの災害を誘発しないよう細心の配慮をすること。4つ目に、公共の道を利用する際のルールを守ること。そして5つ目に、伐採に起因する事案が生じた際の責任ある対応。以上5項目について明記し、届出の際に事業者に誓約をいただいているところでございます。

以上です。

○8番（佐多申至君）

そもそもこの人工造林または天然更新と二者択一となっているようなんですが、天然更新とはどのように捉えていらっしゃるんでしょうかお伺いします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

天然更新とは、苗木を植える代わりに、親木から落ちた種や切り株から出る新しい芽といった、自然の生命力を利用して森を造る方法となっています。

以上です。

○8番（佐多申至君）

植栽計画において、人工造林はもちろん天然更新にも、整備計画の中では原則的に的確

な更新施業をもって更新完了となると、計画の中にもしっかりとうたっております。届出者と行政とはどのような共通認識及び理解を図っているのかお伺いします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

更新の完了とは、新しい芽が一定の高さや本数まで育った状態を指し、天然更新においては、伐採から5年後の状態を基準に判断いたします。万が一、十分に育たなかった場合に備え、あらかじめ造林計画書の中で、苗木を植える予備の計画を定めていただいているところです。

この二段構えの仕組みを事前に書面で交わし、確認し合うことで、森林の更新に向けた共通認識を図っています。

以上です。

○8番（佐多申至君）

答弁の中に5年という数字が出てまいりました。今後、森林伐採の行われた現地を見ながら、5年後にはまた木が生えてくるみたいですよという感じで話をしていくことになると思うんですが、このことについては、私もいろいろところでご意見を頂いてますので、その森林伐採された場所が5年後どうなっているのか楽しみです。

現実、私が見るところでは、ほとんど竹しか生えてないような気がするんですけど、今おっしゃるような計画が遵守されるのであれば、5年後にはしっかりと植林というか森林が生まれ変わっていると期待したいところでございます。

また、このことについては、時期を見て質問していきたいと思います。

森林の所有者には、植林計画をする際の補助金等の説明も行われているんでしょうかお伺いします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

市では、伐採届を提出された皆様に対し、国や県の補助金制度を分かりやすくまとめた文書を配付し、植林を前向きに検討いただくよう周知に努めているところでございます。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

継続的にそのような行政指導は行っていたきたいと考えるところでございます。

届出の際に遵守事項の中でしたか、伐採に起因する周辺への災害についての責務が記されるとありました。その内容は、担保いわゆるその責務については、その担保についてはいつまでとしているのかお伺いします。

○ 農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

遵守事項の中では、伐採に起因する事案が生じた場合には、伐採作業中のみならず、伐採後においても、届出者や事業者がその責任を負い、速やかに原形復旧等を行うことを明確に定めていますが、遵守事項の有効期限は定められていないのが現状です。

市といたしましても、土砂の流出などの災害が伐採に起因するものであると認められる場合には、時期を問わず、事業者等に対して誠実かつ責任ある対応を強く求めてまいります。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

森林伐採することで、伐採地の自然水の流れが変わり、田畑を含む周辺地域の災害リスクが高くなると考えます。実際に大雨が降って崖が崩れ、道路の向かい側のホームの田んぼ、畑に土砂が流れ込んでいる状況を多々見ます。これは、誰が責任を持ってこういう被害者に対して責を負うのか、常日頃考えているところでございます。森林伐採と災害リスクについて、市はどのように考えているのかお伺いします。

○ 農林水産課長（泊 真也君）

不適切な伐採は、周辺の田畑や地域への災害リスクを高めるおそれがあります。届出の受理に当たっては、遵守事項の誓約を徹底し、事業者に対し、高い責任感を持って施工いただくよう、引き続き強く働きかけ、制度の確実な運用を通じて災害の誘発を可能な限り回避してまいりたいと考えます。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

事業者もプロでございます。プロ意識を持って、そして行政も指導者としてプロ意識を持って、このことについては、今後とも継続的に進めていただきたいと考えるところでございます。

市民の命がかかっております。市民の財産がかかっております。

このことについて最後になりますが、市長にお尋ねします。

脱炭素におけるCO₂削減とともに、森林整備は重要と考えています。これまでも答弁いただいておりますが、森林整備の推進をする立場において、届出等への対応として、整備計画に基づく積極的な植林推進の取組が必要と考えますがどうでしょうか、お答えください。

○ 市長（永山由高君）

森林についてのお話でございますが、森林は所有者の皆様の大切な財産であるというふうに考えておまして、伐採後に再び木を植えるかどうかは、本来は皆様のご判断に委ねられるべきものだというふうに考えております。

一方で、森林には二酸化炭素を吸収して温暖化を防ぐ、そして土砂災害から地域を守るなど、私たちの安全な暮らしを支える多面的な機能も備わっています。

現在、多額の初期費用や人手不足といった課題により、再造林への不安を感じておられる所有者の方も少なくありません。

市では、伐採届を提出された皆様に対し、国や県の補助金制度を分かりやすくまとめた文書を配付し、植林を前向きに検討いただけるように周知に努めています。

引き続き、県や森林組合、林業事業体などで構成する協議会などを通じ、関係機関と一丸となった取組を強化してまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、1番、阿多聖弥議員の質問を許可します。

〔1番阿多聖弥君登壇〕

○1番（阿多聖弥君）

皆さん、おはようございます。本日2番手の登壇となります。1期目の阿多聖弥でございます。昨年の市議会議員選挙から1年が過ぎました。これからの日置市と本市に関わる皆様の福祉の維持・向上になるよう心がけ、5回目の一般質問に入ります。

まず、質問に先立ち、先月5月6日に発生した福島県での部活動高校生死亡事故により亡くなられた生徒さんに対し、謹んで哀悼の意を表します。同じソフトテニスを愛好する人間として、とても心苦しく感じています。このような事故が二度と繰り返されないことを願い、本市での安全確保の観点から質問に入らせていただきます。

1点目、部活動の現状についての質問です。

日本全体で少子高齢化や地方での過疎化が急激に進む現在、本市においても状況は同じで、子どもの人数は減少の一途にあります。その中で、学校単位での部活動は年々難しくなっているのが現状であります。また、教職員の働き方改革で、放課後や休日の部活動における先生方への負担軽減も急務となっております。そうした中で、本市では部活動指導員の制度が始まりました。

そこで、次の4点について質問します。

1、本年度より、部活動指導員制度がス

タートしたが、今後の方向性について伺います。

2、過去5年間での部活動の増減について伺います。

3、部活動指導員の任用条件について伺います。

4、部活動の大会遠征等での移動方法について、バス会社やレンタカーでの送迎が、過去3年間でどの程度あったのか伺います。

2点目、本市の体育施設の維持・管理についての質問になります。

本市では、日置市で強くなれと題しまして、スポーツ・文化合宿について補助金を出すなど、誘致に向けて事業を展開しているところではありますが、市民の方からは、施設の維持・修繕について様々なご意見を頂いております。生涯学習、生涯スポーツとして健康を維持したり、好きなスポーツ・文化を通じての交流や体験をして学ぶ場で、備品が壊れていて使用できなくなっていたり、コートが破けていて安全性に問題があるなど伝わってきております。

そこで1、体育施設の備品管理や修繕について、過去3年間の決算状況とその内容について伺います。

2、今年度以降の計画で改修を予定している施設が、どの程度あるのかお伺いします。

3、体育施設の料金改定の予定があるのか伺います。

最後に3点目、本市の指定ゴミ袋の状況について質問いたします。

昨今の中東情勢の悪化は収まるめどが立たず、原油の輸送について日々ニュースで取り上げられています。政府は必要な量を確保できていると発表をしておりますが、店頭や現場では買いためが発生しており、不安が拭えないのが現状であります。本市のゴミ袋の状況については、ホームページ上でもメッセージが出されてはおりますが、市民から不安の

声が散見されている状態です。

そこで1、昨年と同量程度の安定供給体制が確保されているとあったが、情勢が変わらなかった場合、何か月ほど維持できるのか伺います。

2、万が一、品薄になってきた場合、代替措置を予定しているのかお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目及び2つ目については、教育長より回答いたします。

質問事項の3つ目、日置市の指定ごみ袋の状況についてのその1、何か月ほど維持できる予定なのかというご質問につき回答します。

本市の指定ごみ袋につきまして、令和8年度中は、昨年度全体の納入実績数分の製造確保は約束いただいている状況です。

その2、万が一、品薄になってきた場合の代替措置について回答します。

万が一の代替措置につきまして、例えば燃やせないごみ袋を燃えるごみ袋として使用できるようにすることなどの措置を講じる予定としています。

以上です。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、答弁に入ります前に、今朝ほど永山市長から4期目の辞令を受けました。今、様々な課題が山積している中で、例えば今朝の新聞には、教科書のデジタル化の導入が本格的に決定をしたという記事も出ておりましたけれども、2030年、令和12年からスタートする学校の子どもたちの新しい指導要領に向けた教育内容の改善及び今取り組んでおります地区公民館の改革、それから昨年度作成をいたしました第4期の教育振興基本計画の目標の具現化など、残されたたくさんの

課題がございますけれども、実現に向けて精いっぱい取り組んでまいりたいと思います。皆様方のご支援とご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、答弁をいたします。

まず、部活動指導員の今後の方向性についてでございます。

今年度から、令和8年度から休日について部活動指導員を15人配置しています。令和9年度以降は、平日についても部活動指導員の配置を考えていきながら、地域クラブ化への移行も検討をしてまいります。

質問事項その2、過去5年間の部活動の増減でございます。

5年前と比較をして、市全体の部活動数はほぼ変わっておりません。

その3、部活動指導員の任用条件についてお答えをいたします。

部活動指導員は、指導するスポーツ・文化活動などに係る専門的な知識及び技能を有し、かつ、市の定める部活動ガイドラインを理解していただいている方の中から、学校長の意見に基づいて、日置市教育委員会が任用しています。

その4、遠征等での移動方法についてお答えをいたします。

過去3年間でバスの利用が209回あります。レンタカーの利用はありませんでした。

続きまして、質問事項2の体育施設の維持・管理についてお答えをいたします。

その1、管理や修繕について過去3年間の決算状況についてお答えをいたします。

社会体育施設につきましては、令和7年度で執行額約4億4,000万円、執行率92.4%、令和6年度で執行額約3億2,000万円、執行率98.9%、令和5年度で執行額約1億6,000万円、執行率98.0%であり、内容としましては、令和7年度で超音波風速計などの備品購入やB&

G 東市来海洋センター改修工事など、令和 6 年度で吹上浜公園内の乗用芝刈り機などの備品購入やコトブキサッカーフィールドトイレ設備工事など、令和 5 年度で小正醸造日吉運動公園内の軽貨物自動車など、備品購入や変圧器更新工事などを執行しております。

その 2、今年度以降の計画で予定している施設についてお答えをいたします。

今年度、社会体育施設では、実総アリーナ LED 照明改修工事など、改修工事を 3 件、あいハウジング陸上競技場スタートエリア修繕など、施設維持修繕を 9 件予定しています。また、来年度以降も、日置市公共施設活用計画及び個別施設計画に基づき、優先度を考慮しながら、社会体育施設の改修や LED 照明化を計画をしています。

その 3、体育施設の料金改定の予定についてでございます。

社会体育施設の使用料については、令和 4 年 2 月に策定された公共施設の使用料見直し方針に基づく、定期的な見直しや社会経済状況の変化なども踏まえた適正な使用料の見直しが必要であり、令和 9 年度以降、新料金体系での運用開始を目指し作業を進めています。

以上でございます。

○ 1 番（阿多聖弥君）

では、1 回目の答弁を市長、教育長にいただきましたので、1 点目から順に再質問に移らせていただきます。

まず、1 年前私が初めて登壇した際に、教育長の答弁で、指導者確保について、スポーツ協会や文化協会、地域スポーツ団体等と連携しながら人材の掘り起こしを行っていくと答弁を頂いておりましたが、その進捗についてお伺いいたします。

○ 学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

今年度配置した部活動指導員は、1 人を除

いて、これまで外部指導者として学校の部活動を支援していただいていた方の中から、学校長の意見を聞いて任用しました。加えて、スポーツ団体との連携として、フラワーゴラッド鹿児島県の津田大地選手を伊集院中学校の部活動指導員として任用いたしました。

令和 9 年度は、これまでの外部指導者の方々のほか、スポーツ協会や文化協会、地域スポーツ団体等との連携を図り、人材の掘り起こしを行ってまいります。

○ 1 番（阿多聖弥君）

文部科学省の部活動改革に関するガイドラインでは、今年度から 2031 年度までが改革実行期間となっております。本市のタイムスケジュールはどのようになっているのかお伺いいたします。

○ 学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

2026 年度から 28 年度の 3 年間で、休日については全ての部活動に部活動指導員を配置できるよう努力してまいります。同時に、平日についても部活動指導員の配置を検討してまいります。

さらに、2029 年度から 31 年度にかけて、休日の地域クラブ化を検討してまいります。

○ 1 番（阿多聖弥君）

それでは、まず、本年度部活動指導員が 15 名となった理由についてお伺いいたします。

○ 学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

教職員の中には、休日についても平日と同様に部活動指導を希望する方が多くいらっしゃいます。本年度は、休日に顧問教諭による指導が困難で、かつ外部指導者が配置されている部活動から、学校長の意見を聞いて 15 人を配置したところでございます。

○ 1 番（阿多聖弥君）

こちらは、昨年まで外部指導者をされていた方の中で、部活動指導員となられた方と外部指導者のまままた席を残されている方という情報をはっきり出ないものですから、何であの方は部活動指導員になって、この方は外部指導者のままなのかという話も、ちょっと学校を回っていく中で伺いしていましたので、情報等があれば、変なうわさが立たなかったりとかという部分もありますので、また情報開示のほうは逐次行っていたいただければと思います。

では次に、部活動指導員運用についての予算額について伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

部活動指導員の配置は、国の補助事業、中学校における部活動指導員の配置支援を活用して行っております。補助割合は国3分の1、県3分の1、市3分の1となっております。市としては、今年度総額445万2,000円の予算を編成しております。

○1番（阿多聖弥君）

この補助割合、今現在、国と県と市で3分の1ずつとなっておりますが、今後これが何年間、国からの補助、県からの補助が維持されるのか不明だと思います。平日を含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応について、国の補助割合が高くなっているのが、ホームページのほうで確認ができましたので、整備を急いでいただき、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保、充実できる環境を維持していただけたらと思います。

今回の部活動指導員の配置により、教職員の顧問でなくても引率等が可能となりましたが、部活動指導員が引率する場合の責任は、部活動指導員が負うのかお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

部活動の一環として指導・引率を行いますので、生徒のけがや事故の際は、日本スポーツ振興センター災害共済保険の対象となります。部活動は、学校教育における課外指導に当たりますので、責任は学校長となります。

○1番（阿多聖弥君）

では、部活動指導員は会計年度職員となるという話でしたが、負担が重くなってしまうと成り手不足の心配も出てくるので、バランスの取れた運用を期待しておきます。

話は変わりますが、愛知県のとある中学校では、顧問が配置できず、約半数の部活動が停止見込みとなるニュースが報道されていきました。子どもの体験する場が唐突になくなってしまわないかといった不安も聞きます。本市において、同様の事例があるかお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

本市において、そのような事例はございません。しかし、将来にわたって生徒が継続的に安心して活動が続けられる環境づくりのために、中学校の部活動を地域で支えていく新しい仕組みづくりは必要不可欠だと考えております。

○1番（阿多聖弥君）

今現在、教職員や地域の協力体制があることは大変喜ばしいことだと思います。ただその中で、教職員が顧問を断りにくい状況や部活動指導員を頼みにくい状況などが発生していないかお尋ねいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

部活動の大半は時間外勤務の中で行われております。そのような中で、指導に従事している本市の先生方には頭が下がる思いです。

学校の働き方改革の必要性が高まる中で、特に休日については、学校の教師のみに頼る指導体制の維持は難しい状況にあります。平

日は2時間以内、週4日、休日は1日3時間以内、土日のいずれかという部活動ガイドラインに沿った指導を徹底することや、複数体制での指導など、教職員が安心して部活動指導に従事できる環境づくりを進める必要があると考えます。

また、無理のない指導時間や研修、報酬や労災保険適用など、部活動指導員が安全安心に指導できる環境づくりにも努めてまいります。

○1番（阿多聖弥君）

皆さんが働きやすい、そして子どもたちが学べる環境というのを維持していただければと思います。

次に、本市の日吉学園では、小学校前期課程と中学校後期課程が同じ学びやで学校生活を行っています。地域でともに育てる環境として、前期課程の児童を部活動に入部させることができないか伺いたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

小学校の教育課程に部活動は含まれておらず、中学校の部活動も基本的には教育課程外の自主的・自発的な活動とされております。

そのような中で、小学生を参加させる場合は、身体・成長差によるけがや事故、活動時間の長さ、万一の際の責任の所在、スポーツ振興保険適用の可否、指導者の負担増など、教職員の理解や小中交流活動、異年齢活動等といった教育課程上の明確な位置づけや教育計画が必要になるかと思えます。

ただし、地域クラブ化した際は、地域のジュニアクラブ的な存在として、中学生に混じって活動することは可能です。もちろんメリットも多くあると思いますので、まずは、学校運営協議会等で話題にしたり、先進校の状況を確認したりするなど、慎重に対応することが求められます。

○1番（阿多聖弥君）

小学生のほうは、部活というものが存在しませんが、また一方で、スポーツ少年団のほうは、加入の時期が大体年長さんぐらいから中学校卒業までという分類になっております。また、いろんな方法があると思います。安全面やメリット・デメリットを考慮しながら検討していただけたらと思います。

おとといより、日置市、いちき串木野市の各会場で、中学の地区総体が始まっています。恐らく本日も競技によっては行われていると思いますが、幾つかの競技で合同チームの参加が見受けられました。先ほど答弁のほうで、部活動の数は5年前と減っていないという答弁を頂きましたが、恐らくこの合同部活動で、一つの単独の学校では足りないけれども、複数でやっていて、そこはまだなくなっていないので、減少していないという形になっているのかなと感じたところであります。

そこで、合同部活動での移動方法について伺いたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

近隣の場合は、徒歩または自転車で移動しています。遠距離の場合は、保護者の送迎が多いようです。

○1番（阿多聖弥君）

それでは、保護者が対応できない場合の措置は何かあるのか伺いたしたいと思います。

○学校教育課長（段原修司君）

現在のところ、そのような措置は特にございません。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時09分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿多聖弥議員。

○1番（阿多聖弥君）

先ほど保護者の対応ができない場合の措置についてない、ということで、答弁をいただきました。

保護者の仕事の都合でどうしても出られない生徒、経済的困窮世帯の生徒もいると思います。

今後、地域展開や地域クラブ化が進んだとき、全ての生徒が希望する活動へ参加できるような補助、例えばひおきち号の活用や現在スクールバスを使っている地域があると思いますが、そちらの利活用が検討ができないか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

ひおきち号については、運行時間内であれば中学生も利用可能です。スクールバスの利用については、地域展開を目指す中で、今後の検討課題であると捉えております。

地域クラブ化した際の移動方法等については、基本的には保護者負担となりますが、保護者の負担の軽減を図る方策等について、検討の余地を含め、国、県の動向を注視してまいります。

○1番（阿多聖弥君）

これは国からの支援等も多分あると思いますので、そこらへんを調べていただいて、全ての生徒が活動が自由にできる環境づくりというのをつくっていただきたいと思います。

次に、部活動指導員の任用に関しては再質問に移ります。

まず、立ち位置として土日での運用ということは、顧問が休む際の副顧問的な認識で問題ないのか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

土日については顧問という捉えでおります。

○1番（阿多聖弥君）

それでは教職員と部活動指導員が共に顧問という立場になると思うんですけども、指導内容や生徒の様子等の情報共有についての時間確保がどのようになっているのか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

本市の部活動指導員に関する規則の中の第4条の2に部活動指導員は顧問教職員と日常的に指導の内容、生徒の様子等についての情報を共有し十分に連携を図らなければならないとしております。

現在の運用では対面での情報共有に加え、電話やSNSで情報共有したり、指導記録を情報共有したりすることが考えられます。

○1番（阿多聖弥君）

今の時代であればLINEやメール、電話等である程度のやり取りは可能だと考えています。ただ、部活動指導員の方、今年度に限ってはツダさん以外の方は外部指導者からの持ち上がりということで、部活動指導員になられた時点で生徒の情報や部活動の状況について顧問と共有ができたと思います。

これから先は、入れ替わっていくに従い対面で教職員と部活動指導員が話をしたり、その場で情報共有をする場も当然必要になってくるかと思われます。

今の現状であれば、平日は教職員、土日は部活動指導員という形になると、どうしても会う機会がないんですね。会うためにはどうしたらいいか、結局サービスで、例えば部活動指導員の方が平日に学校へ訪れる、もしくは教職員のほうが土日の活動のときに顔を出すという形になってしまうと思います。そこらへんはできる限りサービスにならないように考慮しながら運用していただければと思います。

次に、今後部活動指導員への研修会や勉強会等の計画があるのか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

令和8年度は、4月の辞令交付式のときに研修会を実施しました。研修会は、年に1回の、現在のところの計画ですが、県や関係団体の研修会や講習会の案内があった場合には、部活動指導員にも紹介するようにしております。

○1番（阿多聖弥君）

その研修会等に参加される場合の費用について、お伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

その費用については、予算上は計上されておりません。

○1番（阿多聖弥君）

適切な指導を行っていくに当たっては、指導者側も当然学びを得なければなりません。スポーツ少年団でも子どもたちを指導していくに当たり、審判免許を取得したり、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者の資格登録をしております。

こちら私が3年ほど前に少年団を運営していくに当たって必要ということで、研修を受け資格を取得いたしました。これが大体1万3,000円ほどかかりました。また、これとは別に今度九州大会全国大会に行くときには、また別でコーチの資格が必要ということで、かなり少年団に関しては、今いろんな費用負担がかかっているのが現状になります。

また、今後中学校が地域クラブ化となった際には、また様々な問題が発生すると思いますので、そこらへんの援助体制というのを模索していただけないかというところを教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

それでは、お答えをいたします。

部活動指導員の今後についてのお尋ねだというふうに思いますけれども、議員おっしゃ

るように部活動指導員をしていただく上では、やはり技術的な面だけではなくて、様々な面でご配慮いただねばならない面が多々あるというふうに思います。

この年度の場合は、年度当初スタート時での研修のみになっておりましたけれども、今後市としても、研修会の在り方については部活動指導員を増やすに当たって検討してまいりたいというふうに思いますし、対外的な研修等にも参加していただけるような体制は検討していきたいというふうに思っています。

以上で、よろしいでしょうか。

○1番（阿多聖弥君）

これはやっぱり子どもたちのために行政と地域と指導に携わる方も含めて、皆さんでつくっていかねばいけない環境だと感じております。

次に、バスやレンタカーでの送迎について、レンタカーのほうは使用がなかったということですが、大会や練習で移動を伴う場合の指針についてお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

県の中体連が行っております大会につきましては、本市で予算を組んでおります借上げバスを利用して大会に出場するというようになっております。

○1番（阿多聖弥君）

これは県内でいろんな部活動が大会等あったり練習試合等で移動があると思います。大都市部では公共交通機関で移動ができるんですけれども、やっぱり鹿児島県の場合は、鹿児島市内の学校であっても会場が山奥であったりとか、例えば薩摩半島から大隅半島、大隅半島から薩摩半島という形で公共交通機関の利用ではちょっと難しい点が多々あり、現状としては保護者の送迎、もしくは県総体とかであれば市からの補助があるということでしたが、ここについて報道で述べたんですけ

れども、今回５月の事故を受けて教育委員会から学校への利用の確認であったり、また学校校長側から教職員や保護者へ情報共有や話し合いの場というのがもたれたのかお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

学校の現状について最近状況を確認したところでございました。

それから話し合い等につきましてですが、部活動の運営、それから移動等につきましてはこれまでも危機管理マニュアルや部活動ガイドラインにのっとり、事前に指導計画や大会に参加する場合の妥当性、引率行程、それから移動手段を的確に学校長が把握し、引率者の安全意識の公用に務めているところでございます。

今後も安全安心な部活動の推進について、顧問や学校と保護者と情報を共有してまいりたいと思っております。

○１番（阿多聖弥君）

私も昨年度まではニュースで見たときに、本当に人ごとのように見ておりました。

ただ、５月の１０何日でしたかね、日置市内で自転車に乗っている高校生が青切符の詐欺事件に遭い５，０００円を取られたという事件があって、そのちょうど１週間くらい前、どっか関東のほうでも同じような事件が起きていました。その際は、都会って怖いんだな、鹿児島でよかったなと思っていました。そして１週間後、全国ニュースで日置市が上がりました。本当にそちらの事件も、今回の交通事故の件もですが、対岸の火事として受け取って、人ごとだと思っていると取り返しのつかない事態になることが想定されますので、そういうのがあった場合には迅速に情報共有なり対策というのを考えていただけたらと思います。

では、次に２点目です。体育施設の維持管

理についての再質問に移っていききたいと思います。

まず、行政が行う補修改修と指定管理者が行う修繕の違いについてお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

指定管理者との施設の管理に関する基本協定に基づき、１件当たり３０万円以上が本市、３０万円未満が指定管理者で修繕を行うこととしています。

以上でございます。

○１番（阿多聖弥君）

その指定管理者のほうで修繕を行う部分については、指定管理料に含まれているという認識でよろしかったでしょうか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

指定管理者が行う修繕の費用につきましては、本市が過去の修繕実績を基に算定し、指定管理料に含まれているところでございます。

以上でございます。

○１番（阿多聖弥君）

それでは指定管理者と行政側のほうで施設の課題等について、どの程度共有しているのかお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

指定管理者とは、月に１回、施設の課題や協議も含めた打合せの日を設け、情報共有を図っているところでございます。

以上です。

○１番（阿多聖弥君）

本市修繕費用については、過去の実績に基づいて予算編成をされていると。行政の予算の組み方としては一般的だと思います。

ただ、これが何が問題かという、施設というのは年数が経てば経つほど傷みが広がっていきます。去年は、例えば３か所で９０万

円で済みました。それが5年後になったら3か所じゃ済まず4か所、5か所と、どうしても増えていってしまうのが現状だと思います。

これを過去の算定だけで修繕費用を組んでいた場合に、追いつかなくなるのではないかととても心配しております。

安全性に懸念がある場合、早急に計画を組み直したりして対応していくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、施設に老朽化で事故やけがにつながるような安全性の懸念が生じた場合、迅速に対応すべきと考えています。

まずは、対象となる施設等の状況を確認し、利用者の安全を脅かしたり、緊急性が認められる場合、予備費の充当や補正予算の編成も含めた迅速な財政措置を講じ対応いたします。

一方で、直ちに重大な事故につながる恐れがないものの早期の対応が望ましい中長期的なケースの場合、計画的に当初予算等で計上し対応してまいります。

以上でございます。

○1番（阿多聖弥君）

私、先ほど言いましたようにソフトテニスを高校時代から28年、30年近く行っております。その関係上、どうしても硬式テニス、ソフトテニスの関係者の方から話を伺うことが多く、伊集院の総合運動公園の西郷組テニスパーク、今現在1コートから4コート、8コートまであるんですけれども、そのうちの1コート、3コート、4コートについて破れが生じており、昨日中学の地区総体を見に行った際もそのコートは結局危ないということで使用しなかった経緯があります。

また、吹上浜公園にある大福亀ドーム、こちらについても男子のソフトテニス地区総

体で雨天時に使用する予定で、昨年度まで串木野のほうで大会を運営していたんですけれども、今年度から吹上のほうで行うということで計画をしておりました。そして、1日目は雨でした。しかし、亀ドームのほうの床が破けているということで、やはり1面しか使用できないということで、せっかく本市で中体連が行っていただいたんですけれども、その計画とはぜんぜん違う形で利用できないということがありました。

これはただ無理して使うと以前つまずいて転んでけがをした方もいらっしゃいました。できれば、使わないほうがいい。ただ、運動はしたい。そうなった場合に、結局気をつけながら使用しようという形になってしまっていますので、ここらへんは早急、本市では毎年九州大会も行われています吹上九州大会と銘打って、九州各県から代表者が集まり大会を行われています。

そして私の母校である鹿児島高専ですね。毎年吹上浜公園のほうで合宿をさせていただいています。

やはり誘致を進めていくという本市の考え方に沿った場合、できるだけ早めの対応をしていただければと思っているところであります。

次です。本市の体育施設の利用時間というのが午後10時までとなっております。一方、体育施設の入りの口のチェーンの施錠のほうも午後10時となっております。

うちの利用規則でいけば10時までに片づけを済ませて、テニスコートであればテニスコートを出てください。小鶴ドームであれば小鶴ドームを出てくださいとなっているはずなんです。ですが、現状10時に上のチェーンが閉められます。なので、管理人さんのほうからは10時までに敷地から出てくださいというふうに言われました。

実際の10時に施錠しますということで記

載があるので、それも間違った判断ではないと思います。しかし、利用者は10時までの利用のためのお金を払っております。これはすごく矛盾した関係となっております。これについて問題がないか、答弁を伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

都市公園内の運動施設の供用時間が午前8時30分から午後10時までとなっております、午後10時までの利用の際、退館を急いでもらう状況は検討すべき課題と認識しております。

今後は、運営方法、指定管理者等と協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

これにつきましては本当市民の方がお金を払っている状況ですので、早急に対策のほうをとっていただければと思います。

2点目の最後に、適切な維持管理で安心安全な施設運用をするためには、受益者負担も視野に入れた財源の確保と人口に合った施設の在り方が大事になってくると思いますが、最後に教育長の考えをお伺いしたいと思します。

○教育長（奥 善一君）

社会体育施設、市民が安心して使えるような環境を維持していくためには、やはり定期的な点検、それから補修、これが欠かせないものだというふうに思っております。受益者負担の原則ではございますけれども、この料金等については先ほど答弁いたしましたように今計画的に検討しているところでございます。

今後とも、安心して市民が活用できるように、維持管理に努めてまいりよう、また指定管理者とも十分に連携を取りながら進めてまいりたいと思します。

○1番（阿多聖弥君）

ぜひとも、できることなら本当は上げてほしくありません、料金はですね。だけどそれだけでは維持管理というものではできません。なので、そこらへんはしっかりと計算をしていただいて、今後皆さんが使いやすい環境というのを整備していただけたらと思します。

それでは3点目、指定ごみ袋の状況についての再質問に移ります。

昨年と同量程度と答弁がございましたが、昨年の製造枚数と今年の発注枚数が何枚なのかお伺いいたします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

昨年度の実績につきましては、総数で235万7,560枚となっております。今年度も同数は依頼確保してございます。

また、条件が整えば調整による生産となりますが、追加の製造も可能となっております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

これは枕崎でしたかね、たしか。前ニュースでごみ袋がスーパーから消えたということで、県内のニュースでも上がっていたところだと思います。

これに関して、市民から不安の声等は届いていないのかお伺いいたします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

市民の方々からは必要な種類のごみ袋が店頭がない、この状況はいつまで続くのか、指定ごみ袋が今後なくなったらどうすればよいのかなどの問合せをいただいているところでございます。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

これはやはりなくなったときにどうしようという不安の気持ちから、皆さん連絡してくださっているものだと思います。

市民の皆様に安心していただくために、指

定ごみ袋が万が一不足して購入できなくなる事態になっても、先ほど対策等は考えているということで答弁をいただきましたが、最後に市長の言葉でもう一度、市民の方に安心していただけるような答弁をいただいて私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

先ほど申し上げたとおりでございます、市民の皆様には冷静な判断をお願いしたいと思っております。

同時に、指定ごみ袋の受給状況の的確な把握を行い、最悪の状態とならないように、これをしっかり責任を持って対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、１０番、重留健朗議員の質問を許可します。

〔１０番重留健朗君登壇〕

○１０番（重留健朗君）

通告書に従いまして、１回目の質問をさせていただきます。

質問事項１、日置市内における植樹活動について。

その１、日置市に婚姻届が提出された際、市の花（梅）や市の木（松）を選択してもらい、市内都市公園等に植樹できないか、お伺いいたします。

その２、出生届が提出されたとき、記念となる植樹を都市公園や社会体育施設等にできないか、お伺いいたします。

質問事項２、道路の白線について。

その１、日置市内幹線道路の白線や道路標示が消えている箇所の対策を伺う。

その２、横断歩道等は公安委員会が所管となるが、標示等が消えている部分については、関係機関と連携を取り、改善する等の対策を取れないか伺う。

質問事項３、災害対策について。

その１、新・防災気象情報について、改正された部分の対策を伺う。

その２、要支援者の福祉避難所に係る対応等について、日置市は各種機関、病院、施設等と協定を結んでいるかお伺いする。

その３、避難所運営に対して研修を行うなど、職員の共通認識ができているのか伺う。

その４、災害時に車中泊で避難するには広い敷地が必要とされるが、対策はあるのか伺う。

その５、小、中学校の避難訓練については、年間を通じて何回程度想定しているのかを伺う。

その６、首都直下地震の派遣が日置市は神奈川県であるが、先発隊等の対応を計画しているのか伺う。

１回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の１つ目、植樹活動についてのその１、婚姻届が提出された際の植樹及びその２、植樹を都市公園等にできないかのご質問、こちら、その１とその２については、併せて回答いたします。

婚姻や出生という人生の節目の記念として市の木、黒松、市の花、梅にちなんだ取組を行うことは、意義深いものと考えます。

記念植樹については、植樹後の剪定や病害虫防除などの維持管理経費や台風等災害による倒木、将来的な樹木の枯死や伐採、撤去の要請があった場合の対応など、さまざまな課題があります。

質問事項の２つ目、道路白線についてのその１、標示が消えている箇所の対策について回答します。

市道の外側線や中央線などの白線については、日常の道路パトロールや地域からの通報などにより状況把握に努め、道路の形状や交

通量、通学路指定の有無などを踏まえ、優先順位を付け、順次補修を実施しています。

市道以外の幹線道路については、それぞれの道路管理者と情報共有を図っています。

その２、関係機関と連携を取り、改善する等の対策について回答します。

各学校のスクールゾーン委員会、通学路安全点検時において、横断歩道等の標示が薄くなっているとのことご意見が寄せられていることは承知しています。

日置市交通安全市民運動推進協議会などを通じて、日置警察署や鹿児島地域振興局との情報共有を引き続き図ってまいります。

質問事項の３点目、災害対策についてのその１、新・防災気象情報について回答します。

５月２６日に日置市防災会議を開催し、防災気象情報が改正されたことに伴う地域防災計画の改訂を行っております。

改訂の内容としては、新たな各種気象警報と連動した災害対応体制や市民発令の基準の整理を行っています。また、時系列情報では、夜間にレベル３の警報やレベル４の危険警報の発表される見通しが分かることから、明るいうちに避難指示等の発令を行うこととしています。

その２、福祉避難所に係る対応等についての協定につき、回答します。福祉避難所としての使用に関する協定については、現在、８法人１１施設と協定を締結しています。

その３、職員の共通認識について回答します。

避難所の運営に携わる職員向けには、避難所における基本的なルールをはじめ、パーテーションや発電機など資器材の取扱い、避難所運営ゲームなど共通認識が図られるよう研修を実施しています。

今年度から、避難所運営に関する動画を作成し、いつでも視聴できる取組も進めています。

その４、車中泊避難の対策について、回答します。

災害時における車中泊避難については、プライバシーの確保や感染症対策、またペット同伴避難の観点などから、住民のニーズがあるものと認識しています。車中泊避難については、指定避難所への避難を原則としつつ、現在、車中泊避難対策計画の策定に向け、情報収集等を行っているところです。

その５については、教育長より回答いたします。

その６、首都直下地震時の派遣について回答します。

令和８年３月３０日に総務省が策定した首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランにおいて、即時応援道府県等として鹿児島県は受援都県である神奈川県への応援に入ることとなっています。

国があらかじめ選定した即時応援道府県などが先遣隊を派遣し、情報収集や応援ニーズ等の把握を行い、把握されたニーズに基づき、神奈川県への応援班として鹿児島県から市町村へ職員派遣協力要請がなされるものであり、本市としては、要請に基づき対応することとなります。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

それでは質問事項３の小、中学校の避難訓練についてお答えをいたします。

小・中学校で行う避難訓練については、消防法で定められている火災を想定した訓練をはじめ、地震、不審者対応を想定した訓練や災害時の引渡し訓練など、各学校の実態等に即して計画的に実施する必要がある、最低、年間２回以上実施することを想定しています。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

先般、同僚議員からも質問がありましたが、私がかねてより市のシンボルであります梅の

花、黒松の活用を考えておりましたところがあります。

梅は、酷暑や厳しい寒さに耐え、百花に先駆けて凜として美しい花を咲かせます。

また、黒松は日本三大砂丘の一つ吹上浜を有し、白砂青松と言われ、風雨にも耐え、たくましく育つ日置市のイメージに合致しております。

このようなことから、まず、日置市の１年間に對する婚姻届は約１１６件ですが、本人が望む梅か黒松の記念樹として節目事業として検討できないか再度お伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

市の花、市の木にちなんだ取り組みについては、意義深いものと考えておりますが、記念植樹後の管理等にさまざまな課題があるため、植樹については難しいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

日置市内には約６６か所の都市公園がありますが、本人が希望する都市公園と伊集院森林公園などにネームプレートをつけての植樹は一生の思い出となり、その場所に訪れる回数も増えることと思いがいかでしょうか。

回答では枯死や伐採などの対応が大変であるとありましたが小さな苗木が成長するには随分な時間がかかると思うことから再度質問いたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

都市公園を管理しております建設課とも協議を行ったところでございます。植樹後の小さな木でも年数を追うたびに大きく成長します。それまでの剪定や病虫害の防除、台風等倒木、枯死、伐採、撤去の要請があった場合

の対応が難しいと考えるので、そのような課題があるというふうに考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

続きまして、子どもが誕生したときも同じように植樹の植栽はできないかお伺いします。

コウノドリ便がありますが、この事業に関しましては当事者だけがご存じで、広く浸透しておりません。そのようなことからお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、記念樹後の管理等にさまざまな課題がございますので、植樹について難しいと考える。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

梅や黒松に、成長を促す内容が含まれております。凜として美しく、たくましく育つイメージは大切な部分であり、子どもも成長したときに訪れれば、感動も大きいと思いますが、それようなことを踏まえて再度質問いたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、子どもの成長、そういったものを踏まえますと大変意義深いというふうには考えていますけれども、先ほど答弁いたしておりますとおり、様々な課題がございますので植樹に関しては難しいというふうに考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

年間を通じまして、約２５７件の出生届があります。都市公園を問わず社会施設等の公園周辺でもいいと思います。もちろん、希望があれば自宅でも構いません。宮崎県高原町で

は始まりの地といたしまして、婚姻届や出生届に町花ミヤマキリシマ、町木としてタチバナの色を基調としたA3判で各婚姻届や出生届を提出できます。

また、曾於市におきましては、本年度新生児に同市産の杉で作った命名板を記念品として贈る森のおくりものの事業を始めました。人生の新たな門出やすばらしい出会いの機会に活用してはいかがでしょうかと思いますがいかがでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

結婚、出産という人生の大きな節目を迎えられる方を温かく祝福し、生涯のよき思い出とするとともに、日置市における愛着の機運を醸成するという意味では、市の花や木をイメージした届書は意義があると考えますので、検討してまいります。

以上です。

○10番（重留健朗君）

先般、市長のコラムにもありましたが、日置市で自分らしく働き、暮らし、挑戦できる場所として、また町のエンジンは子どもたちの生命力だと思います。内側から価値を生み出す力と外から人を呼び込む力、この両方を植樹という取組で町の活性化PRにつなげれば、次の挑戦につながると思います。

先般の報道で鹿児島県の出生数は過去最少の8,661人の統計でした。

市長の今後の見解をお伺いいたします。

○市長（永山由高君）

議員おっしゃるようにご指摘のように、梅や黒松の美しくたくましく育つイメージというものを市民の皆様と共有したいという思いについては、私も大変意義深いものであるというふうに認識をしております。

一方で、植樹にはやはり先ほど来答弁申し上げておりますように様々な課題がございますので、議員からご指摘のあったような、例

えばオリジナルの届出書のようなものを、こういったものは市のPRを図る取組としても前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

分かりました。次の質問に参ります。

日置市内の幹線道路の白線が消えたり、薄れたりしているところに至るところに確認できます。車を運転するうえで歩行者やバイク等の安全管理のために早急な補修対策を望みますが、現状としてどのような取組かお伺いをいたします。

○建設課長（上 勇人君）

お答えいたします。

市道につきましては、白線の摩耗や劣化の程度を踏まえ、通学路の外側線やカーブ区間の中央線など、緊急性の高いところから優先的に補修を行っているところでございます。その実績は年間で約1万メートルとなっております。

市道以外の幹線道路につきましては、早急な補修が必要な区画線や路面等の痛みなど、道路状況を総合的に判断し、補修を進めているというふうに伺っております。

以上でございます。

○10番（重留健朗君）

中央線や外側線、区画線など国や県、市町村の管理となる未補修箇所の優先順位をつけた補修を早急に協議して実施するべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（上 勇人君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、効率的かつ計画的な維持管理を進めるためには、現況把握や優先順位の整理が重要であるというふうに認識してございます。先ほど市長が答弁したとおり、道路パトロールや地域からの要望を踏まえて

対応するとともに、今後、他自治体の事例等も参考にしながら、より迅速かつ網羅的な道路状況の把握について検討してまいります。

また、国道、県道につきましても、これまでの要望活動を踏まえ、さらに取組を進めてまいります。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

横断歩道や停止線などは県公安委員会等の管轄ですが、４月には新小学校１年生の入学式がありました。横断歩道も同じく消えたり薄れたりしております。子どもを交通事故から守るための対策として、関係機関との協議等はどのようにになっているのかお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

関係機関との協議ということにつきましては、日置市交通安全市民運動推進協議会や各学校のスクールゾーン委員会、通学路の安全点検時などを通じてまして、日置警察署や鹿児島地域振興局との情報共有を図っているところでございます。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

白線がすり減る原因といたしまして、タイヤの摩耗が主な原因であります。鹿児島県は桜島の火山灰も影響していると思われます。

県警は、２０２５年４月から５年間で道路標示を集中補修する方針で、２５年度予算に２億８、４００万円を計上しております。

県内の横断歩道は、約１万５、０００か所あり、２５年度は２、４５０か所の補修をしましたが、新たに２、１００か所の補修箇所が確認されております。２６年度３月末時点で約３、０００か所残る見込みであります。

このようなことから市の管轄、また県や国の管轄については順次計画、協議の検討につ

いてはどのような方向性か伺います。

また継続して何回も申請の必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

横断歩道等の補修につきましては、公安委員会において優先順位を定められ、順次補修がなされるものと考えておりますけれども、様々な機会を捉えてまして要望等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

道路交通３８条は、歩行者や自転車がいないことが明らかな場合を除き、車は横断歩道の直前で止まれるような速度で進行しなければならないと定められております。信号機のない横断歩道の手前には必ず白線のひし形マークがありますが、横断歩道に気づかない場合があります。そのようなことから、様々な道路白線や標示など早急な対応が必要と思いますが、市長の見解や対策をお伺いいたします。

○市長（永山由高君）

先ほども答弁をいたしましたけれども、公安委員会において優先順位を定められ、順次補修がなされるものと考えております。

機会を捉えて要望等を行ってまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後１時とします。

午後０時０１分休憩

午後１時００分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○１０番（重留健朗君）

次の質問でございます。

自然災害に関しましては、今まで何回か質問をさせていただきました。約１３年前の東日本大震災や約１０年前の熊本震災、２年前の能登半島地震、たくさんの大きな災害が発生しております。福島原発災害後に議員数名で政務調査に行きましたが１人の住民もなく、閑散とした町並みでまさにゴースタウン化しており、また、先般能登半島震災の後、議員数名で石川県珠洲市を視察してきましたが、海岸線沿いは隆起しており、交通に困難をきたし、様々な箇所の復興の途中でした。職員も災害直後は１０日ほど、庁舎に泊まり込みの対応だったようです。

そのようなことから、次の質問をさせていただきます。

２０２６年５月２８日から新防災気象情報が変更になりましたが、日置市で今後、新防災計画をどのように変更するのか、見直すのか、その部分を具体的に伺います。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもございましたように、５月２６日に日置市防災会議を開催いたしまして、防災気象情報が改正されたことに伴う地域防災計画の改定を行っており、内容といたしましては、新たな各種気象警報へ連動いたしました災害対応体制や、市民発令の基準の整理を行っているところでございます。

また、時系列情報におきまして、夜間にレベル３の警報、レベル４の危険警報の発表される見通しが分かることから、明るいうちに避難指示等の発令を行うこととされております。

今後におきましても、この新たな防災気象情報の運用に的確に対応いたしまして、市民の確実な避難行動につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

キキクルの危険分布では、気象庁が提供する河川氾濫、大雨土砂災害、高潮等危険度を５段階に色分けしたものですが、気象庁がリアルタイムで表示するデータは現地の災害状況によって異なると思いますが、その判断は誰がするのか、また、どのような時点で判断するのかをお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

災害対応時の意思決定者につきましては、地域防災計画に定められておりまして、情報連絡体制においては総務課長が、災害警戒本部体制時には総務企画部長が、災害対策本部体制では市長が判断をすることとなっております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

警報、注意報名にレベルが記されます川の氾濫危険度の伝え方が変わります。警戒レベル４相当の情報は危険警報として新設し発表されます。すぐに全員避難する内容です。災害や地震等はいつ起こるか分からないわけですが、状況によっては段階的ではなく飛び級もあり得ます。どの段階で判断し、市長や職員の連絡網はどのようになっているのか再度お伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

レベル３の各種気象警報時に総務課防災係におきまして、情報連絡体制を立ち上げます。その後、気象状況の変化に応じまして災害警戒本部、災害対策本部へと体制を移行いたします。その間はグループチャットでの情報共有を図っているところでございます。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

次に、福祉避難所について、鹿児島県内43市町村にアンケートを実施しております。避難行動要支援者が収容人数を上回る自治体は23市町村に上がっております。レベル3では配慮の必要な人がスムーズに避難できない可能性もありますが、日置市の避難行動計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

本市の福祉避難所の運用といたしましては、まずは指定避難所へ避難をしていただきまして、指定避難所での保健師等の聞き取り等を基に判断しまして、福祉避難所への避難をしていただくこととなります。

以上です。

○10番（重留健朗君）

要支援者と福祉避難所の収容人数を把握している市町村は29市町村で、要支援者名簿の登録は3万4,773人、一方で福祉避難所の収容人数は8,429名にとどまっております。自宅や知人宅に避難するケースもありますが、日置市の要支援者状況の現状をお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

本年、5月末現在の本市の避難行動要支援者の人数につきましては、延べ1,183人となっております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

一般の避難所での生活が難しい高齢者や乳幼児など、要配慮者、その家族がバリアフリーやトイレなどを備える福祉施設などを事前に指定するか、そのような施設が整った病院や施設と避難協定などを何か所結んでいらっしゃるのかお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたように、本市では8法人11施設と福祉避難所の利用についての協定を締結しているところでございます。

以上です。

○10番（重留健朗君）

石川県珠洲市の視察では、危機管理監の職員から誰がどこに何人避難しているのか年齢層や性別等の把握が非常に難しかったと言われております。物資の搬送等も関係してきます。日置市もたくさんの避難所があるわけですが避難所より安全な場所があればそこに留まるほうが安心ですが、そのような避難所や人数を誰が把握するのか、職員か、自治会長などかはどのように計画されているのかお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

現在の計画でおきましては、指定避難所以外に留まる方につきましては指定避難所での在宅被災者名簿への登録を促し、状況把握に努めることとなっております。

また、自治会等の地域が主体となって開設いたします届出避難所との連携も図ることで、初期段階の避難状況について、情報共有を行う仕組みも想定されているところでございます。

市といたしましては、職員による指定避難所での正確な名簿管理を基本としつつ、日頃から地域をよく知っております自治会や自主防災組織、民生委員等の皆様のお力添えをいただきながら、どこにどのような方が避難されているのか把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

復興庁の調べで、東日本大震災による災害関連死は３，８１０人（２５年１２月末時点）ですが、うち６６歳以上の高齢者が８８％の３，３７１人に昇っております。福祉避難所を確保する４２市町村のうち、できると答えたのは２０市町村でありましたが、精神的に安心安全な場所なのか、日置市の福祉避難所の状況は適しているのか、お伺いたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

福祉避難所についての収容可能人員は、現在１４２人となっております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

鹿児島市は、昨年６月指定福祉避難所の運用を保健センターなど１３か所で始めました。多目的トイレやバリアフリーの環境が整い、配慮が必要な人が直接避難できる、要介護３以上や身体障害手帳１や２級所持などの要件があり、家族や支援者も避難可能ですが、日置市の対応状況はいかがでしょうか。差し支えなければ協定を結ぶ８法人や１１施設の名称等をお伺いできれば幸いです。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

特別な配慮を有する方が直接避難できる指定福祉避難所については、本市では施設の状況や人員など、受入体制を整えることが困難であることから、慎重な検討が必要であると考えております。

現時点で市内の福祉施設との協定に基づく運用を行うこととしております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

大切なのは、初動であります。災害への想

像力を膨らませ、想定外をなくすことです。最近でも全国で様々な地震や災害が発生しております。南海トラフや鹿児島では桜島噴火も、いつ起きてもおかしくはありません。市民の多くの方々に対して、避難等の周知や広報等防災計画は十分できているのか、これまでの地震は余震であるとも言われておりますが、お伺いたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

災害発生時の避難情報の周知につきましては、防災行政無線やエリアメール、SNSなど複数の方法により行うこととしております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

避難所の運営については、市の職員が避難所等に到着できない場合も考えられます。大規模災害の場合は職員も疲弊します。運営は誰がやるというマインドではなく、自分たちの避難所は自分たちで仕切る主体性も大事だと思います。運営知識を持つ地域の人材も必要ですが、石川県では９日、能登半島地震の災害関連死が５０１人になる見込みと発表しました。避難所運営ゲームを実施しているのかお伺いたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、災害の規模によっては職員が避難所に即座に到着できない事態も想定されます。そのために、地域主体の共助による避難所運営は非常に重要であると認識しております。

現在、出前講座等を通じて、その必要性についてお伝えしておりますけれども、今後も人材育成も含め地域主体での防災体制の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

熊本地震では震度７を２回も経験しております。亡くなられた約８割の方が避難生活の疲労などを原因とする関連死です。避難者の約７割が車中泊です。そのようなことから再度伺いますが、各自治体にスムーズに運営できる知識や人材を確保できないか伺いたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

避難所の運営をスムーズにできる人材の確保は重要だと考えております。熊本地震や能登半島地震などの大規模な災害発生時には、本市職員のみでは対応が困難な場面も出てくるかと思われれます。そのために国の避難所運営等の高度なノウハウを持つ総括支援チームや、都道府県等の専門職員の派遣を鹿児島県を通じまして迅速に要請を行うことが考えられます。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

先ほど申し上げましたが、車中泊の件であります。どうしても避難所での生活が困難な方がおられます。その方々が、車中泊を望む場合の場所の確保等は考えておられるのか、計画にあるのか伺います。例えば、運動公園などの駐車場とかとあると思うのですがいかがでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもございましたように、車中泊避難対策計画の策定に向けて現在情報収集等を行っているところでございます。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

車中泊を望む方々に関しましては、エコノ

ミークラス症候群を誘発し、災害関連死の一因ともなっております。車中泊の健康管理や、巡回できる看護師等の観点などについての考え方をお伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

車中泊をされる方へのエコノミークラス症候群の予防策としまして、適度な水分補給、適度な運動、着圧のある弾性ストッキングの着用など広報周知を図ることとしております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

避難所での最大の問題となっているのがトイレです。垂水市、道の駅たるみずはまびらで、防災用コンテナ型トイレが紹介されました。災害時はトラックに積まれて被災地に向かう、国土交通省が初めて設置をいたしました。微生物やオゾンによる汚水の浄化処理システム、太陽光発電と備蓄を備えており、自己完結型です。洋式で衛生的でもあります。健康状態や精神的な不安がトイレであります。費用は約３，０００万円ですが、今後検討の余地があると思いますがいかがお考えでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

本市では、簡易トイレの備蓄のほか、仮設トイレやユニットハウスのトイレなど供給に関する協定を締結しているところでございます。垂水市で導入されました防災用コンテナトイレにつきましては、災害時において力を発揮するものと考えておりますけれども、本市のみでの導入となりますと購入費用のほか、維持管理経費などを考慮しますと難しいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

先般の質問で、ドローンの操作できる方が数名とお聞きしましたが、全国の災害等を見るときに、家屋の倒壊、崖等の崩落で孤立した自治会や山林火災などを想定したときに目視ができない箇所に対しては、ドローン探索が確実に必要だと思います。十分な情報も得られます。今後、ドローンを増やして、操作できる消防職員や市の職員を検討できないかお伺いいたします。

○消防本部次長兼警防課長（久保園幸一君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、ドローンは様々な場面で有効活用できるものと認識しております。現在、消防本部にもドローンを1機配備し、16人の操縦士を認定し、運用しているところでございます。ドローンの増機にありましては、今後の効果的な運用の在り方や、費用対効果を見極めるとともに国庫補助金などを活用し、効率的、計画的な配備に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○10番（重留健朗君）

次の質問に参ります。

小・中学校の避難対策について伺います。

定期的な避難訓練や教室での避難教育とはどのように実施されているのか、また、年間何回ぐらい実施しているのかをお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

定期的な避難訓練につきましては、各学校で年間2回から4回程度実施しておりまして、平均では3.2回の実施となります。小・中の別なく訓練内容に応じた事前指導、訓練の実際、そして事後指導を行っております。また、避難に関する学習については社会科や保健体育科、道徳科など教科の学習や特別活動の時間等で安全や命を守る行動などについて日常的に学習をしております。

○10番（重留健朗君）

2011年3月に宮城県気仙沼市の大川小学校で児童74名、教職員10名の貴い命が失われました。その後、2019年10月に大川小学校は最高裁において校長や教育委員に過失があったとして、自治体に損害賠償の確定が決定しました。教職員の方々も一生懸命に子どもたちの命を守ろうとされたと思いますが、大変重い判決となりました。

内容は防災体制の不備ということです。市の各学校の立地条件は様々です。要件に見合った避難体制や避難訓練を求められますが、どのような計画なのでしょうか。再度お伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、本市においては各学校の立地等が様々な異なるため、例えば沿岸に近い学校については、地震の後に津波の発生を想定した避難訓練を実施するなど、校区の実態に応じて訓練の内容等を設定、実施しております。

○10番（重留健朗君）

日置市も旧3町におきましては東シナ海に囲まれております。どのような災害が起こるか分かりません。十分な精査と計画が求められます。このようなことを踏まえまして、海沿いの学校等はどのような避難訓練を計画しているのかお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

安否確認の方法や、保護者への引き渡しの方法、また、津波が発生した際には沿岸部とはできるだけ反対側、もしくは反対側ではなくても近くの最も高いところに避難するなど避難経路の確認、その他災害の状況に応じた対応や対策について各学校で危機管理マニュアルを作成しており、全教職員で共通理解を図っております。

○ 10 番（重留健朗君）

そのような訓練は非常に大切だと思います。
次の質問です。

首都直下地震では応援の即時派遣として鹿児島県は神奈川県を担当とありますが、自治体の割当として日置市も含まれているのかまた派遣職員はどのように割当てなのか現時点で決定しているのか、答弁では要請があればとのことでしたが、即時の人員等は、先発隊の人員は、対応内容は避難所運営や罹災証明などの支援となりますが、お伺いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

市長の答弁にもございましたように、国があらかじめ選定いたしました即時応援道府県等が先遣隊を派遣いたしましてその情報収集や応援ニーズの把握を行い、鹿児島県において把握されたニーズに基づきまして神奈川県への応援班としての職員派遣協力要請に対応することとなります。

また、派遣職員につきましては要請内容により決定することとしております。

以上です。

○ 10 番（重留健朗君）

先般の情報で、相互応援体制を強化するためにB & G財団と5月22日に協定を結びました。公共施設に避難者を受け入れるとのことですが、連携強化対策協議協定についての内容についてお伺いをいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

協定の内容につきましては、B & G海洋センター等が所在する市町村で地震など災害が発生し、被害を受けた市町村のみでは十分な対策を講じることができない場合にB & G財団及び協定を締結した市町村が相互に協力、連携いたしまして、被災市町村の応急対策及

び復旧・復興対策等を円滑に遂行することが目的とされております。

以上です。

○ 10 番（重留健朗君）

最後に様々な質問をさせていただきましたが、いつ起こるか分からない災害です。地球温暖化も進み、線状降水帯も多発しております。これから雨季を迎えますが、最近では自然災害が多発しております。これまでの災害を教訓にして、最小限の被害にとどめなければなりません。

過去は未来への鍵とも言われます。これまでの災害の教訓を生かし、今後の災害対策を多方面において市長はどのように進めていけるのか、計画をされているのかお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、これから本格的な雨季を迎えてまいります。新たな防災気象情報の運用に合わせた早期体制確立や、迅速な避難指示の発令基準を整理しております。

また、時系列情報の運用により最大で24時間の見通しが分かるということから、明るいうちの早めの避難を呼びかけることができます。今後においても空振りを恐れずに、もし仮に空振りであったとしても、命を守るための空振りであるということを念頭に判断を行ってまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、7番、下園和己議員の質問を許可します。

〔7番下園和己君登壇〕

○7番（下園和己君）

皆様、こんにちは。日置市6月議会の一般質問初日の最後4人目として、通算14回目的一般質問を行います7番議員の下園でございます。

また、ここで誠に恐縮に存じますが、私ご

とながらちょうど1週間前の6月4日に67回目の誕生日を迎えました。議員活動も6年目になりましたので、気持ちを新たにして日置市民、多くの皆様方にとりまして少しでも暮らしやすい日置市となりますよう、今後も精いっぱい頑張ってまいりたいと思います。

さて、去る6月1日鹿児島地方は梅雨入りしました。今後しばらくうっとうしい時期が続きますが、皆様頑張って乗り切ってまいりましょう。また、この梅雨の期間中大きな災害が起こらないことを強く願っております。

さて、1項目めは、東市来にある下野建設文化ホール、いわゆる東市来文化交流センターの駐車場確保についてであります。

このホールの客席数603席に対しまして、駐車可能台数は敷地内のアスファルト舗装部分に80台、その西隣に15台、私道を挟んだ北側に30台、墓地下に15台の合計140台が、現在公表されている駐車可能台数となっております。

そこで、その1、大きな行事のたびに駐車場が不足し、距離の離れた東市来中学校や東市来支所等の駐車場の利用をお願いしている状況であります。この状況をどう捉えていますか。

その2、猛暑、極寒、大雨等に利用する市民のことを考えれば、ホール近くに少しでも多くの車が利用できる駐車場を確保すべきではないでしょうか。

次に、2項目めは歌う仲間のコンサートinこけけの使用料の助成についてであります。

このコンサートは、下野建設文化ホールにおいて毎年2月11日に実行委員会が主催して、これまで18回行ってきたものの、今年度から指定管理者がこのコンサートの共催をやめることから20万円程度の使用料金が新たに発生いたします。

実行委員会では日置市内外の多くの観客が

毎年楽しみにしていることから、参加する団体と個人に使用料金を分担してもらいコンサートを行うことは既に決定しています。

そこで、その1、日置市は早くから音楽や童謡を情操教育等の観点から市民に推奨すると唱えてきた経緯もありますので、参加者の負担軽減のため、主催している実行委員会に助成金を支給できないか質問します。

3項目めは、ひおき健やか憩いの湯事業の拡充についてであります。

日置市では70歳以上の高齢者の健康増進等のため、年間2,000円分の入浴券を支給しています。

そこで、その1、近隣市と比べて老人福祉に関する支援額が少ない状況と物価高騰対策の観点から、令和2年度スタート時の4,000円に拡充すべきでないかを質問いたします。

最後の4項目めは、本年9月1日からの市役所の開庁時間の変更についてであります。

現在の開庁時間、いわゆる来庁者受付時間は午前8時30分から午後5時15分までですが、開庁時間を午前9時から午後4時までとする時間変更が計画されております。

そこで、その1、近隣市と歩調を合わせてせめて終了時刻は午後4時30分にすべきではないでしょうか。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目及び2つ目につきましては教育長より回答いたします。

質問事項の3点目、ひおき健やか憩いの湯事業についてのその1、拡充すべきとのご意見につきお答えいたします。

物価高騰対策としては令和8年度に暮らし応援商品券を発行しました。高齢者福祉については、高齢者クラブ、いきいきサロンや筋

ちゃん広場などの外出機会づくりを中心に、住み慣れた環境で生き生きと暮らせるための施策を総合的に進めてまいります。

各種の給付施策については、利用状況や利用者の声を参考に都度在り方を検討してまいります。

質問事項の４つ目、市役所開庁時間の変更についてのその１、終了時刻について回答します。

現在の開庁時間は職員の勤務時間と同じであるため、開始前の準備や終了後の締め処理業務など時間外での対応を前提としています。今回の変更は、職員が働きやすい職場環境を整えるとともに、短縮により生み出した時間を業務運営に係る知識の共有や業務改善等の打ち合わせ、職員研修、政策立案などに充てることにより、市民サービスの向上につなげることを目指すものです。

市民サービスの向上を目指す上では、一定の時間を確保する必要があることや、終了間際に来庁されたお客様への対応時間、締め処理業務時間なども考慮し、開庁時間の終了を１６時までとしています。

なお、開庁時間の短縮と同時に、試行的に毎月５のつく日の開庁時間延長を実施します。併せて証明書コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化の拡充についても引き続き推進してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項１、下野建設文化ホールの駐車場の確保について。

その１、この現状をどのように捉えるかということについてお答えをいたします。

下野建設文化ホールの駐車場につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、ホール前や隣接地に約１４０台分のスペースを確保しています。

一方で、議員ご指摘のとおり、大規模な催しごとの際に利用している東市来支所周辺はホールまで徒歩で５分以上離れた場所にあり、悪天候時の移動や高齢者等にはご不便をおかけしていることは認識をしております。

続きまして、その２、ホール近くに駐車場を確保すべきではないかということについてお答えをいたします。

新たに駐車場を確保することは、場所的、財政的に困難な状況ですので、大規模な催しの際にはホール入口での乗降を円滑にするための誘導體制の強化や、シャトルバスの運行など、具体的な工夫や改善策を主催者に提案をしています。

今後につきましても、利用者が気軽にご来場いただけるよう、限られた施設の中で最大限の配慮と改善に努めてまいります。

続きまして、質問事項２、歌う仲間のコンサート i n こけけの使用料の助成についてお答えをいたします。

その１、実行委員会に助成金を支給できないかということについて、お答えをいたします。歌う仲間のコンサート i n こけけのような本市の文化振興に寄与する活動は大変重要であると認識をしていますが、特定の団体に対する使用料の助成につきましては、公平性と平等の原則から慎重な判断が必要と考えます。

そのため、任意団体等が活用可能な補助金や助成金の制度等について、情報提供に努め、市としても音楽や童謡に限らず、様々な文化・芸術活動を応援してまいります。

以上でございます。

○７番（下園和己君）

それでは、２回目は１回目の質問、回答について内容を深めてまいります。

１項目めは、下野建設文化ホールの駐車場確保についてであります。

このホール、建設当初から駐車場は不足す

ることは認識していたのでしょうか。また、その時点から東市来中学校や東市来支所等の駐車場の利用を考えていたのか、質問いたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

建設当初の計画において、施設の規模に見合う敷地内の駐車スペースが十分でないということは認識しており、永山在兼碑駐車場のほかにも、周辺の駐車場を確保したい旨の記録はございました。

ただし、東市来中学校や東市来支所の駐車場の利用があらかじめ計画されていたか等の記録は確認できませんでした。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

分かりました。しかしながら、大きな行事で利用する市民等の各種不便を解消するためには、今後駐車場を少しずつでも増やしていくべきではないかと思いますがどうでしょうか。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

教育長の答弁と重なりますが、新たな駐車場の確保は困難な状況ですので、当面は近隣の公共施設等の有効利用を図り、駐車場需要を満たしたいと考えています。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

私は、昨年と今年、このコンサートの駐車場係を務めました。その際、お客様から駐車場が遠いね、矢印がなくて分かりにくいね、というような苦情を受けて、その改善の要望を受けております。

そこで、せめて東市来中学校の駐車場へ導く矢印の看板を橋の北側と渡った南側、そして駐車場入口に建てれば駐車場へ案内する係員やドライバーが非常に助かると思いますが、この点につきまして、設置につきましてどう

でしょうか。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

駐車場誘導看板につきましては、安全管理や維持管理の点から常設は困難と考えます。

ただし、催し事開催時の必要があれば、主催者側に臨時的な駐車場誘導看板等の貸出しを実施しているところでございます。

以上です。

○7番（下園和己君）

とにかくホール利用者の不便解消のため、駐車場の確保と矢印看板の設置については、前向きに検討すべきではないかと私は考える次第であります。

続きまして、2項目め、歌う仲間のコンサートの使用料の助成について質問いたします。

歌う仲間のコンサートinこけけは地域住民による音楽活動を通して、多世代交流、高齢者の生きがいがづくり、地域コミュニティを形成することを目的とした市民参加型の文化事業です。

コーラス、ハーモニカ、器楽演奏、ゲスト演奏など多彩な出演者が集い、音楽を通して地域住民同士がつながる交流の場として、18年間も開催してきています。高齢化が進む現状において、文化活動による社会参加は健康増進、ひきこもり防止、生きがいがづくりにも寄与しております。

また、福祉事業所との物販等の連携、日置市民歌体操の普及など、地域性を生かした内容も取り入れ、地域文化の振興と市民共同の推進も図っていることから、何らかの助成は考えられないかを質問いたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

18年にわたり、音楽を通じた地域住民の交流や健康増進、生きがいがづくりに貢献されてきた貴団体の取組は地域文化の振興という

点から大変意義深いものと認識しています。

しかし、特定の団体への補助金等の助成につきましては、先ほどもありましたが、公平性と平等の原則から慎重な判断が必要と考えています。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

現在、実行委員会では鹿児島県に地域課題解決活動支援事業助成金を申請中ですけれども、つい先ほどうれしいことに県が令和8年度事業を認定するとの情報が入りました。

しかしながら、補助率は2分の1ですので実行委員会にはまだ十数万円の費用が必要です。このコンサートは、入場料は無料で開催しております。開催費を捻出のため参加団体と個人から参加費を集めて、来年も開催することは決まっております。この実行委員会は日置市が主催してもいいようなコンサートや福祉施設とのコラボ、生きがいくくりも行っている団体ですので、何らかの助成制度が必要と思いますが、どうでしょうか。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

開催費用の捻出につきましては切実な課題であると認識しますが、助成制度等につきましては、他の補助金や助成金制度の情報収集及び情報提供に引き続き努めたいと考えています。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

この項目の最後に、市長にちょっと質問いたします。

音楽芸術面で日置市は、現在ジュニアオーケストラを支援しておりますが歌う仲間のコンサートのような音楽、芸術面での活動に取り組んでいるこの実行委員会や同様な取組もしている他の団体等にも支援の輪を広げていくことが、日置市の情操教育の普及、市民の幸福感にもつながるものと考えますので、や

はり新たな支援策に向けて前向きな検討が必要かと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

この、今、議員がおっしゃいました日置市ジュニアオーケストラ、これは旧伊集院町時代に町が中心となりまして設立した団体になっておりまして、当初は名前のとおり子どもたちが中心となるオーケストラであったというふうにお聞きしております。

これが、現在ではその保護者を含めて一般の方もそこの中に含めて一緒に活動しているというところでございます。

文化活動、文化芸術活動の補助金等の助成につきましては、先ほど来申し上げておりますように、公平、そして平等の原理から慎重な判断が必要となります。賃金、資金面での支援につきましては各団体が利用可能な補助金や助成金制度等の情報提供に努めながら、文化芸術活動を支援しているところでございます。

このコンサートにつきましては、私も度々お伺いをしておりますし、今後ともぜひ続けていただきたいというふうには考えております。この資金面につきましては何回も繰り返しになりますけれどもそういう支援制度も含めて、また情報提供等をさせていただければと思っております。

以上です。

○7番（下園和己君）

それでは、コンサート直前に、市に後援や共催等のお願いとか、あるいは回覧版とかそういうバックアップをお願いして、お願いバックアップができればと考えます。

続きまして、3項目め、ひおき健やか憩いの湯事業についてであります。

先ほど、市長の考えは伺いました。私が調査いたしました近隣市の高齢者支援の状況を

述べてみます。

いちき串木野市では入浴助成事業はないものの、はりきゅう助成として65歳以上の高齢者に、高齢者1人に対しまして年間600円掛ける60回、3万6,000円の助成をしております。ちなみに日置市は、800円掛ける30回、2万4,000円です。

また、南さつま市では、鹿児島弁のじゃっど、すっど、きばっどの頭文字をとりましてJ S Kチケットとして年間200円掛ける100枚、2万円分が65歳以上の高齢者に支給され、市内の入浴はもとより市内のバス・タクシー・介護タクシー・はりきゅう・スポーツジム等に利用でき、予算額は年間1億4,600円の規模で高齢者を支援しております。また、対象者は65歳以上ですが、約7割の方が利用しているとのことでした。

鹿児島市では70歳以上の高齢者には敬老パスカードがもらえて、1回6万円までですが、何度でもチャージできます。そして、電車、バス、フェリーの料金が3分の1料金で利用できる制度で高齢者支援を行っております。また、入浴については敬老パスを提示すれば年30回まで1回100円で利用できるようになっております。それとは別に、75歳以上のはりきゅうでは1,100円かける60枚、6万6,000円の助成が受けられます。

鹿児島市とは人口も財政規模も桁違いで、一概に比べられませんけれども、日置市も高齢者に対する支援策として年間2,000円分の入浴券とはりきゅう助成の800円かける30回2万4,000円だけではなく、南さつま市や鹿児島市の先進事例を参考にひお吉号を利用する高齢者に助成券を支給するなどリニューアルした新規事業を前向きに検討すべきではないでしょうか。

○福祉課長（奥田美穂さん）

これについては、現在の給付施策の利用状況や他の近隣市の実施状況を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（下園和己君）

令和7年度の日置市の70歳以上の人口は4月1日現在で1万3,237名で憩いの湯事業の交付者は3,136人で利用率は23.69%となっております。また、はりきゅう券の利用者は529人で、利用率は僅か3.99%しかないようです。そして、両事業を合わせた支出額は889万9,240円にとどまっているようです。憩いの湯事業とはりきゅうの利用率が高くないのは券を利用するために2回市役所に出向く割には魅力が少ないからではないでしょうか。

そこで魅力ある新規事業が実行できるまでは、せめて入浴券を創設時の4,000円に増額すべきではないかと考えますがどうでしょうか。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

先ほど議員のほうからもご紹介いただきました南さつま市の選択肢を持たせるチケット制度は利便性が向上する取組であり、大変参考になる事例であると考えております。

まずは現在実施している事業の利用状況の推移やまた市民の皆様からの要望などを総合的に勘案し、事業の在り方を幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（下園和己君）

最後の4項目めに移ります。

開庁時間の変更についてであります、実は私はこの一般質問の通告を出す前に吹上地域内の2か所で30人近くの人からこの開庁時間の短縮について意見を聞きました。その中で6人は計画の通り午前9時から午後4時でいいのではないのという意見でしたけれども、

残りの多くの市民は現行のままだいいという意見でした。

また、私が調査した近隣市等の状況を申し上げますと、鹿児島市の開庁時間は今年の1月5日から午前8時45分から午後4時30分です。なお引越し時期は時間延長があるそうです。

また、いちき串木野市につきましては、今年の2月2日から6月30日までを試行期間としまして午前9時から午後4時30分までです。また、南さつま市につきましては2週間ぐらい前の情報ですけれどもここはただいま検討中とのことでした。

また、県のパスポート申請につきましては、8時45分から午後4時30分までとなっているようです。このようなことから近隣市や県のパスポート申請と歩調を合わせてせめて終了時刻は午後4時30分とすべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

先ほどの回答とも、一部重なるところがございますが、今回の開庁時間の変更につきましては職員が働きやすい職場環境を整えるとともに、短縮により生み出した時間を業務運営に係る知識の共有や政策立案などの時間に充てることによりまして、市民サービスの向上につなげることを目指すものでございます。

その市民サービスの向上を目指す取組につきましては、一定の時間を確保する必要があることや、開庁時間終了間際に来庁されたお客様への対応時間また締め処理の業務時間を考慮いたしまして、さらに令和6年度の発券機を使用した来庁者データも踏まえまして、終了の方を16時までと設定させていただいているところでございます。

なお、電話での対応につきましては現行の時間のとおりとすることといたしまして今回の変更では開庁時間を短縮する一方で、特定

の日に延長する取組を試行的に新設することによりましてこれまでの開庁時間内には来庁することが困難な方々も含めまして利便性の確保を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○7番（下園和己君）

言われることは理解はできます。しかし、開庁時間が一挙に1日1時間45分短縮されるのは私ども市民にとりましては好ましいことではありません。取りあえず、近隣市と歩調を合わせて、終了時刻はやはり4時30分が適正な時間ではないでしょうか。なぜ午後4時にこだわるのでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

来庁者の皆様への対応時間につきましては、その内容によって様々でございまして、例えば転入転出の移動手続や死亡届に関する手続、また生活保護申請の手続、そして各種相談などにつきましては1時間近く、もしくは1時間を超える場合もあるところでございます。また、締め処理もレジ締め及び申請書チェックや移動入力分チェック、相談対応等各種記録など場合によっては30分以上かかる業務もあるところでございます。その辺のケースによるところではございますが、これらを考慮しつつ今回の開庁時間変更の目的でございます、事務改善や政策立案などに充てる時間の確保が必要なところということになってございます。また本庁舎発券機による来庁者の時間別データも踏まえまして、総合的な考えをいたしまして、16時に設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

それでは少し視点を変えまして、昨年から始めた熱中症対策といたしまして市役所等を涼み処として利用している方は午後4時以降

は入庁できませんし、入庁しても居づらいの
ではないでしょうか。そのようなことから、
やはり午後4時は早すぎますので4時30分
としていただきたいのですが、どうでしょう
か。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

今回の開庁時間の変更につきましては、今
年の9月から実施することと予定していると
ころでございますが、9月から12月までの
この4か月間は移行期間といたしまして、開
庁時間に合わせて各庁舎は閉めることはせず
に、時間変更の周知を行いながら柔軟な窓口
等の対応を予定しているところでございます。
その上で、令和9年度からの涼み処としての
各庁舎の利用について、庁舎の開閉時間内は
利用できるとともに各庁舎には中央公民館な
どの他の公共施設も隣接してございますので、
そのあたりも考慮しながら涼み処については
協議してまいりたいというふうに考えている
ところでございます。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

それでは、最後に市長に伺います。

開庁時間の短縮はあくまでも行政側の都合
であると考えます。市民の多くは午前8時
30分から午後5時15分までの現行を望ん
でいると思います。しかしながら、私も行政
側の意図も十分理解できますので、ずっと
4時30分まで開庁してとは言いません。市
民が開庁時間の短縮に慣れた1、2年後には
4時でもかまいませんのでせめて本年9月
1日からは当面4時30分までとするよう再
検討すべきではないかと考えますが、市長ど
うでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

今回の開庁時間の変更につきましては、先
ほど申し上げたとおり9月から実施をするこ

ととしておりますが、実施に向けましての周
知の徹底、また開始から4か月間は現行の時
間帯で庁舎をあげまして時間変更の目的や内
容の丁寧な説明を行いながら柔軟な窓口等の
対応を行ってまいりたいというふうに考えて
おります。

また、電話対応につきましてはこれまでの
時間と変わらず対応するほか、毎月5のつく
日の開庁時間延長、証明書コンビニサービス
などの推進も図りながらご理解いただけるよ
う、取組を進めてまいりたいというふうに考
えているところでございます。

以上でございます。

○市長（永山由高君）

先ほど担当課長が申し上げたことと加えま
して、私から改めて今回の開庁時間の短縮に
ついての目的を、再度お伝えをさせていただ
きたいと思えます。

今回の開庁時間の変更につきましては、職
員が働きやすい職場環境を整えるとともに短
縮により生み出した時間を業務運営に係る知
識の共有や政策立案などの時間に充てること
により市民サービスの向上につなげることに
してまいります。これを目的といたしております。職場環境と
市民サービスには深い関連性があると認識を
いたしております。その点におきまして先ほ
ど議員ご指摘の例えば吹上地域で30人の方
の中で6人は計画のとおりでよいのではない
かというご意見もあったというふうに伺って
おります。今回時間を短縮した結果として市
民サービスがよくなったなというふうに残り
の24名の方にもおっしゃっていただけるよ
うに、これはしっかりとさらなる市民サービ
スの改善に向けて取り組んでまいりたいと考
えております。

以上です。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

これで、本日の日程は終了しました。

明日１２日は、午前１０時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後２時08分散会

第 3 号 (6 月 1 2 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（4番、17番、5番、15番）
-------	---------------------

本会議（６月１２日）（金曜）

出席議員 １９名

１番 阿多聖弥君
３番 山口秀人君
５番 福田晋拓君
７番 下園和己君
９番 是枝みゆきさん
１１番 福元悟君
１３番 中村尉司君
１５番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
２０番 富迫克彦君

２番 大川畑宏一君
４番 中村清栄君
６番 長倉浩二君
８番 佐多申至君
１０番 重留健朗君
１２番 山口政夫君
１４番 留盛浩一郎君
１６番 下御領昭博君
１８番 並松安文君

欠席議員 １名

１９番 池満渉君

事務局職員出席者

事務局 長 濱崎慎一郎君
議事調査係 野崎元気君

次長兼議事調査係長 原田人美さん

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長 馬場口美宗香さん
教育委員会事務局長 上村裕文君
東市来支所長 内山良弘君
吹上支所長 神余徹君
財政管財課長 小園秀作君
市民生活課長 瀬戸口和彦君
教育総務課長 有馬純一君
福祉課長 奥田美穂さん
学校教育課長 段原修司君
消防本部次長兼警防課長 久保園幸一君

副市長 上秀人君
総務企画部長 瀬戸口亮君
産業建設部長 東正和君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
農林水産課長 泊真也君
消防本部総務課長 藏菌健一郎君
社会教育課長 入佐好彦君
健康保険課長 神之門秀樹君
地域づくり課長 宇都敏君

商工観光課長 家 村 毅 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ご報告申し上げます。池満渉議員から、親族の看護のため本会議を欠席する旨の連絡届出がありましたので、報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、4番、中村清栄議員の質問を許可します。

〔4番中村清栄君登壇〕

○4番（中村清栄君）

おはようございます。本日一般質問2日目、1番目を務めます。

私の基本理念であります「若い力を日置市へ」を基に日々勉強しながら、若い世代の声を市政に届けられるよう6月議会の一般質問、質問者として進めさせていただきます。

1期目のときの気持ちを忘れず、元気よく一般質問していきます。

まず、現在開催されておりますサッカーワールドカップアジア最終予選においては、日本代表が世界を舞台に活躍し、多くの国民に夢と感動を与えていることに敬意を表したいと思います。また、このワールドカップも活躍してくれることを祈っております。

スポーツには、人々を元気づけ、地域を一つにする大きな力があります。また、トップアスリートの活躍は、将来を担う子どもたちに夢や目標を与えるとともにスポーツを通じた地域活性化の重要性を改めて認識させる機会にもなっています。今回はそのスポーツに関する質問にもなります。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

本市のスポーツ・文化合宿の取組について質問いたします。

そこから3点質問いたします。

まず1点目、「日置市で強くなれ！スポーツ・文化合宿補助金制度」について、制度開始以降の利用実績及び経済効果をどのように分析しているのか伺います。

2点目に、制度利用者や宿泊事業者から、どのような意見や要望が寄せられているのか伺います。

最後に、今後さらなる合宿誘致を推進するため、制度の見直しや充実について本市の考えを伺います。

以上、質問し、誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。回答してまいります。

質問事項の1つ目、スポーツ・文化合宿についてのその1、合宿補助金制度について、利用実績及び経済効果について回答します。

令和7年度の実績は、中学・高校生で、58件216万円。大学生には合宿激励品を5団体に12万円分贈呈しております。宿泊費や飲食費等の直接消費につながり、地域経済へ貢献していると考えています。

その2、意見や要望について回答します。

利用者からは「この補助金は少人数から対象となるため大変助かっている」など、好意的な感想をいただいています。一方で、サッカーや野球などの団体競技の利用者からは「補助金の額を増やしていただければありがたい」などのご意見をいただいています。

その3、制度の見直しや充実についての考えを回答します。

今年度から補助対象を小学生に引き下げ、利用回数を2回に拡充しています。利用者や宿泊事業者等からのご意見を伺いながら、要望に可能な限り対応し、さらなる関係人口創

出に努めたいと考えています。

以上です。

○4番（中村清栄君）

答弁いただきましたので、再度質問していきます。

昨年度の実績について答弁いただきましたが、その実績について、利用団体の内訳について、どの層の利用が多いのか、また、県内県外の割合はどうかお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

令和7年度の合宿補助金の実績につきまして、高校生の団体に補助金の交付が多い状況でございます。

県内と県外の割合につきましては、県内が約4割、県外が約6割となっております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

県外からが若干多いということですが、次に効果についてお聞きしますが、合宿の誘致に伴い市内宿泊施設や飲食店などへの経済効果について、現在どのように分析しているのか、また、具体的な経済効果を試算したことがあるのかお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

日置市施設利用促進協会を中心に合宿や各種スポーツ大会等の誘致に取り組んでおります。合宿団体に対する宿泊施設や弁当の手配等、あっせん等を行っております。

合宿誘致による経済効果は、現時点で具体的な試算は行っておりませんが、宿泊や飲食をはじめとする地域への波及効果は大きいと考えております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

私も効果としては大きいものだと考えます。では、反応として、この制度をきっかけに新たに日置市を利用するようになった団体はあ

るのか、また、継続的に利用している団体はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えします。

令和7年度に合宿を行った65団体のうち、令和5年度と比べて新たに本市を利用するようになった団体は35団体ございました。

以上です。

○4番（中村清栄君）

では、課題として何かお伺いしますが、この制度は、関係人口の増加・交流人口の拡大や地域の経済活性化の成果を上げていると考えます。利用実績や経済効果を踏まえた場合、さらなる合宿誘致を進めるのはもちろんだと思いますが、日置市の強みを生かしていくためには制度の充実も必要ではないかと考えます。考えますが、市長の見解をお伺いし、次の質問に移ります。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

この補助金は令和7年度から始まりまして、令和8年度に制度を拡充していることもあり、利用者や事業者などからご意見を伺うことが十分できていない状況でございます。今後いただくご意見を踏まえながら、財源の確保や費用対効果、対象範囲、宿泊施設の受入れ体制などを総合的に研究してまいります。

以上です。

○4番（中村清栄君）

では、次の意見や要望の件ですが、好意的な意見や、この制度がとても重要なんだと先ほどの答弁でも受け止めたところではありますが、そこで利用者の声ですが、利用者からの意見や要望の中で特に多いものは何かお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

利用者からは、他自治体で実施されている制度との違いや、対象となる範囲、利用に当

たつての条件、補助内容の拡充など、ご意見をいただいております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

では次に、宿泊事業者の声として、近年、宿泊費や交通費、食事代などが上昇していますが、利用団体から補助額や補助内容の拡充を求める声はなかったのか伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

この制度は、令和8年度に制度の拡充をしたばかりで、現時点で本補助金の申請団体がいない状態です。そのため、宿泊費や交通費、食事代などの上昇に伴い補助額や補助内容の拡充を求める声は、現制度において具体的な要望として把握していないところでございます。

以上です。

○4番（中村清栄君）

現在、物価高騰の波で、いろいろなことや物の値段が上がってきております。その中で声が今上がっていないというところに関しては、これからまたいろんな声も出てくるのかなと思っておりますが、そんな中、宿泊事業者からは合宿誘致の観点から、制度の拡充や利用条件の見直しなどの要望は出ていないのか伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

宿泊事業者からは、交通費や弁当代への補助、補助金を年に複数回利用できるようにすること、また、大会等の都合により利用する体育施設が市外となる場合であっても、市内宿泊施設を利用する合宿であれば補助対象にできないのかというご意見をいただいております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

様々な意見があるようですが、近隣の自治

体で、宮崎県の都城市がスポーツ合宿等の誘致に対して手厚い支援制度を設け、交流人口の拡大につなげています。本市として、他自治体の制度内容を調査研究していることとは思いますが、合宿誘致は地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えます。その中で、本市の制度は他自治体と比較してどのような見解をお持ちなのか伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

本市のスポーツ合宿補助金は、ソフトテニスなど少人数が利用した場合でも対象となり、幅広いスポーツをカバーできる状況になっております。しかし、補助金額が上限があることから、他自治体と比べますと大人数のスポーツにはさらなる制度の拡大に対し検討の余地があると考えております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

制度の利用者や宿泊事業者からの意見、また他自治体との比較を踏まえたとき、さらなる誘致促進のために補助額や制度の見直しも必要ではないかと考えますが、そのところはどのように認識しているのか伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

今年度、制度の見直しを行っております。今後もいただいたご意見を踏まえながら、財源の確保や費用対効果、対象範囲、宿泊施設等の受入れ体制などを総合的に勘案し、必要に応じて制度の充実に努めてまいります。

以上です。

○4番（中村清栄君）

今年度より小学生も対象となるなど、制度見直しされており利用者も増えるとは思いますが、日置市の豊富なスポーツ施設や宿泊施設をさらに活用し交流人口の拡大を図るためには、利用者や宿泊事業者の声を踏まえた制

度のさらなる充実が必要と考えます。特に近年の物価高騰や他自治体との競争を考えると補助額の拡充も検討すべきだと考えますが、市長の見解をお聞きして、次の質問に移ります。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

繰り返しになりますが、今後もいただいたご意見を踏まえながら、財源の確保や費用対効果、対象範囲、宿泊施設等の受入れ体制などを総合的に勘案し、必要に応じて制度の充実に努めてまいります。

以上です。

○4番（中村清栄君）

それでは、最後の質問に入ります。

最初の答弁で、ご意見を伺いながら要望に可能な限り対応していくという答弁でしたが、まず本市として、前年度と比べて、この制度により合宿誘致は十分な成果が上がっているのか、考えているのか、それともさらなる誘致拡大の余地があると考えているのかお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

補助金制度がなかった令和6年度に比べ、令和7年度は、誘致件数、宿泊数とも大きな成果が上がっていると評価しております。また、令和8年度の合宿補助金は、補助対象・補助回数を拡充しているため、さらなる成果が上がるの見込んでおります。

以上です。

○4番（中村清栄君）

さらなる効果を見込んでいるということで、では、さらなる誘致拡大としたときに必要な施策は施設整備なのか情報発信なのか、それとも補助制度の充実なのかそれ以外なのか、本市の考えをお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

施設整備、情報発信、補助制度の拡充はいずれも大切な施策と考えております。本市で合宿をしていただいた団体が宿泊施設や体育施設等のすばらしさを、合宿を検討している他の団体に伝えていただくなど横のつながりを広げていくことが重要と考えております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

そうですね、これと一つだけ決めるのは難しいところではあると思いますが、先ほども少しお話しましたが、現在は宿泊費や食費なども上昇しており、合宿を実施する団体の負担も大きくなっています。そのような状況の中で、現行の補助内容でよいのか。私は、日置市には優れたスポーツ施設があり、さらなる関係人口増加・交流人口の拡大が期待できると考えています。そのためには、より利用しやすく魅力ある制度への見直しも必要ではないかと考えます。そのため補助額の拡充について検討するお考えはないのかお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

宿泊費や食費の上昇は団体の大きな負担となっており、本市の施設を生かすためにはより利用しやすい制度設計が必要となります。今年度、制度の見直しを行い、対象年齢の拡充拡大や補助を受けられる回数を増やしたところです。補助額の拡充については、今後の利用実績を踏まえ、他自治体等の先進事例などを比較検討した上で、財源の確保や費用対効果、対象範囲、宿泊施設等の受入れ体制などを総合的に勘案し、必要に応じて制度の拡充を努めてまいります。

以上です。

○4番（中村清栄君）

財源の確保そして費用対効果、とても大事だと思っています。

先ほど近隣の自治体の状況をお話しました

が、ほかにも宮崎県西都市では合宿大会への助成制度を本市同様行っておりますが、スポーツ合宿やスポーツ大会への参加で西都市内に宿泊するアマチュア団体に対し、宿泊延べ人数が10名を超えれば宿泊者1人1泊当たり1,000円の助成を行っております。また、今年度から、宿泊施設がバスを持っている場合、整備費用を10万円程度助成する取組を行う予定でもあります。

そして、秋田県男鹿市につきましては、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金、それでは宿泊者が5名以上であれば、宿泊者1人1泊当たり2,000円の助成を行っており、スポーツや部活動だけではなく、文化・芸術活動を行うゼミやサークル、そういった団体にも補助対象となっております。

現在の本市の制度では200以上などを要件としていますが、要件としてはそれほど厳しくないのかなと思っておりますが、私は合宿誘致の競争力を高めるためには、200以上の合宿や大会参加に伴う宿泊に対して1人当たり2,000円程度の支援を行うことがとても有効なのではないかと考えております。それが本市の魅力にもつながりますし、関係・交流人口の増加・拡大や地域経済の活性化にもなると思いますが、見解をお伺いいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

合宿誘致は重要な事業と考え、日置市施設利用促進協会と協力して、県内外へ合宿誘致活動を行っております。今後もいただいたご意見を踏まえながら、財源の確保や費用対効果、対象範囲、宿泊施設等の受入れ体制などを、バランスを取りながら総合的に勘案し、必要に応じて制度の充実に努めてまいります。

以上です。

○4番（中村清栄君）

今年度は少し見直しもされておりますので、

ぜひとも先ほどの内容を研究してもらって、今後のさらなる発展のためにと期待しております。

日置市はとても充実したスポーツ施設、先ほども話しましたが、それに伴い豊かな自然環境を有しております。スポーツ・文化合宿の誘致に大きな可能性を持っていると考えております。また、合宿や大会による宿泊は、宿泊施設だけではなく、飲食店や商店など地域経済にも大きな効果をもたらします。

私は、人口減少が進む中で、交流人口や関係人口の増加拡大は今後の地域づくりにおいて極めて重要であり、その有効な手段の一つが合宿や大会の誘致であると考えております。そのためには他自治体よりも魅力ある支援制度を構築していくことも必要ではないかと思っております。

最後に市長にお聞きします。日置市の未来への投資として、本市のスポーツ・文化合宿誘致の将来性と今後の制度充実について、どのように考え、かじを切っていくのか、最後に市長にお聞きし、私の一般質問、終わります。

○市長（永山由高君）

スポーツ・文化合宿誘致ということでございますけれども、特にこのスポーツ合宿の誘致において、現時点で日置市よりも魅力的な制度を準備されておられる自治体がありながら、それでも日置市にお越しいただいている団体のお声というのを私はよくお聞きするようにしています。その中でいただくのは、例えば、ニューイヤ駅伝で上位に入賞されるようなチームからは、アスファルトの道路だけでなく、いわゆるトラックだけでなく、クロスカントリーコースが非常に充実しているというのが強みであるといったようなお声をいただきます。また、施設利用促進協会とともに毎年九州内のよく日置市で合宿いただいている高校・大学などにも話を聞きに伺うわ

けですけれども、その中で感謝をいただいているのは、例えば夏場の氷の提供に各宿泊事業者さんにご協力をいただいているといったような声もございます。そのほかにも例えば宿泊施設に水風呂があるということに強く感謝をされる指導者の方もいらっしゃいます。その観点から申し上げますと、合宿利用に対する利用されるチームや学校等のニーズが多岐にわたるなというふうに受け止めています。これら多岐にわたるニーズに地域全体でお応えしていくということが、この合宿利用のさらなる促進には非常に重要な点ではないかというふうに感じている次第です。

制度についても他自治体の状況も参考にさせていただきながら、引き続き合宿利用の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、17番、坂口洋之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、社民党の自治体議員といたしまして84回目の一般質問をいたします。

最初に、ひきこもりの方への支援策について質問いたします。

1つ目です。本市のひきこもり相談の男女別・年代別の相談者数の状況と主な要因は何か伺います。

次に、ひきこもり支援におけるニーズが高まり、精神障害者手帳の交付が増加していると言われております。本市の20代・30代・40代・50代の申請と交付状況を伺います。

3つ目です。今年度から、ひきこもり支援については、公募型プロポーザル方式により

日置市社会福祉協議会に委託され、新たにアウトリーチ（訪問活動）、居場所づくり等に取り組まれている。現状と支援に向けた課題等は何か伺います。

4つ目です。ひきこもり支援について、地域包括支援センター、民生委員、各関係機関との連携・協力体制の状況を伺います。

5つ目です。愛知県豊田市では、令和5年度に実施した子ども・子育て、若者に関する市民調査において、中学生で約3.9%、高校生で約2.4%、若者15歳から39歳で約6.2%がひきこもりであるという調査結果が出されました。若い世代の初期段階での支援が必要であり、高校生、大学生、若者等への相談機能の充実を図るべきと考えるが、本市の考えを伺います。

2つ目です。本市の宿泊機能の充実による地域活性化について質問いたします。

1つ目です。令和7年度本市内宿泊施設の宿泊客数の状況、4地域ごとの宿泊事業者数と主な形態の状況を伺います。

2つ目です。吹上砂丘荘における、昨年12月以降の利用状況と市との連携・協力の状況を伺います。

3つ目です。ビジネスホテルの本市への誘致について、これまでの取組や検討の状況を伺います。

4つ目です。今秋、フラーゴラッド鹿児島がSVリーグに昇格するが、公式試合は主にいちき串木野市総合体育館で開催されます。県内外からの観客が見込まれますが、宿泊を伴うような誘客・経済効果がどの程度期待できるのか、本市の見解を伺います。

5つ目です。本市には、音楽環境に優れた伊集院文化会館、下野建設文化ホールがあるが、音楽団体等の合宿における誘致の状況をどうか伺います。

6つ目です。伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」では、合宿に影響がないことを

考慮しながら、一般宿泊を可能とし、また部屋数等も含め宿泊機能の充実を図るべきではないか。本市の考えを伺いまして1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、ひきこもりの方への支援策についてのその1、相談者数の状況と主な要因について回答します。

本市のひきこもり相談の状況について、令和3年度から令和7年度の相談件数は合計で49件、令和8年5月末まで合わせると合計56件となっています。

内訳としては、男性42件、女性14件で、年代別では20代が13件、30代が18件、40代が17件、50代が5件、60代が3件となっています。

ひきこもりにおける主な要因については、様々な原因が複雑に絡み合っているケースが多く、学校での不登校や友人関係、職場での人間関係、心身の体調不良などが重なり、社会とのつながりを持つことが難しくなっていると考えられます。

その2、申請と受給の状況について回答します。

令和7年度の申請状況は、20代が24件、30代が34件、40代が39件、50代が37件となっています。

令和8年4月1日時点での手帳所持者数は、20代が39名、30代が67名、40代が83名、50代が83名となっています。

議員ご指摘のとおり、ひきこもり状態にある方の中には、精神的な生きづらさや発達障がいなどの課題を抱え、手帳を申請、取得するケースもあります。

その3、ひきこもり支援についての現状と支援に向けた課題について回答します。

ひきこもり支援事業については、今年度か

ら日置市社会福祉協議会へ委託して実施しており、現在は、ひきこもり相談会を4地域で順番に月1回開催しています。また、心配ごと相談も月1回開催しており、これまで受けていた相談実績の中で、ひきこもりに該当する方へのアウトリーチに取り組んでいます。

ご家族も含めた居場所づくりについては、日吉地域の富ヶ原組福祉プラザ内で月1回、よりそいカフェを設置し、リラックスした環境での相談等に取り組んでいます。

現在のところ、ご家族から相談を受けていますが、ひきこもりの対象者に対して接触ができておらず、どのような方法で支援していくかが課題となっています。

その4、各関係機関との連携・協力体制の状況について回答します。

2か月に1回、ひきこもり実績報告会を行っており、社会福祉協議会、福祉課、包括支援センター、健康保険課などの関係課で情報共有を行っています。また、必要に応じて、重層的支援会議において支援の方針や支援の役割分担を行うなどして連携を図っています。

その5、若い世代の初期段階での支援についての考えにつき回答します。

若い世代の支援については、ひきこもりの長期化を防ぐために、初期段階での相談機能の充実が極めて重要と認識しています。

若い世代のひきこもりについては、家庭環境や家族の抱える問題などが複合的に絡み合っているケースが少なくありません。

本市では、今年度より重層的支援体制整備事業が本格実施されたことにより、若い世代への支援についても、こども未来課や教育委員会など関係機関がこれまで以上に連携し、効果的で切れ目のない支援方法を目指して取り組んでいます。

質問事項の2つ目、宿泊機能の充実についてのその1、市内宿泊施設の状況について回答します。

市観光統計の宿泊客数は、東市来地域 1,631 人、伊集院地域 4,453 人、吹上地域 1 万 1,874 人、合計 1 万 7,958 人となっています。

宿泊事業者数は、東市来地域 9 件、伊集院地域 4 件、日吉地域 1 件、吹上地域 9 件の合計 23 件です。

主な営業種別は、旅館・ホテル営業 14 件、民泊などの簡易宿泊所営業 9 件となっています。

その 2、吹上砂丘荘の状況について回答します。

7 月 25 日に運営を開始し、令和 8 年 3 月末で延べ宿泊客数 3,884 人、宴会 1,903 人、ランチバイキング 3,808 人の利用となっています。事業者とは、健康交流館ゆーぷる吹上も含めて毎月定例会議を開催し、情報共有を行いながら連携を図っています。

その 3、ビジネスホテルの本市への誘致について回答します。

市内では、民間のキャンプ施設、小規模なゲストハウス、飲食店に併設された宿泊施設などが新たに開業しており、利用者のニーズに合わせた宿泊環境への移行が徐々に進んでいるものと認識しています。

市としては、これまでも複数のビジネスホテル事業者に対して進出の提案を行ってきましたが、立地の検討段階で様々な制約が課題となり、事業化に至っていません。今後もビジネスホテルの建設に前向きな企業等とは積極的に接点を構築するよう努め、希望条件に合った土地の情報提供を行うなど準備を進めていきたいと考えています。

その 4 については、教育長より回答します。

その 5、音楽団体等の合宿における誘致状況につき回答します。

日置市施設利用促進協会と共同で学校等に誘致活動を行う際に、スポーツ・文化合宿補

助金の説明を行い、文化系部活動の誘致活動にも取り組んでいます。

その 6、伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」宿泊機能の充実を図るべきとのご意見につき回答します。

「ゆすいん」は、地域住民の生きがいをづくり、触れ合いづくり及び健康づくりを促進するための施設として設置していますが、同時に伊集院総合運動公園での合宿利用者に対する貴重な宿泊拠点の役割も果たしています。

現在、市内には宿泊施設が不足している状況にあり、「ゆすいん」の宿泊機能強化はその解決に向けた選択肢の一つになり得ますので、今後在り方を検討してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項 2 のフラゴラッド鹿兒島の S V リーグ昇格に伴う経済効果、誘客・経済効果等についてお答えをいたします。

ホームゲーム開催に伴う経済効果については、公式戦開催時における観客の飲食・宿泊・交通・物販等の地域内消費を観客数や試合数など一定条件で試算すると、年間を通して数億円規模の可能性があると認識しています。

以上でございます。

○17 番（坂口洋之君）

市長、教育長に 1 回目のご答弁をいただいたところでございます。

これまで、ひきこもり支援につきましては、7 回にわたり質問してまいりました。私ごとではありますが、市外に住んでおります私の親族もひきこもり状態であり、支援を促しても相談をためらい、50 代を過ぎ親も高齢化しております。兄弟もいないので、親亡き後、誰が支援をするのか悩ましく考えます。同じように悩みを抱えている市民の方も多いと考えます。

まず、そこで質問いたします。

市長に伺います。本市においても、社会的に孤立、孤独、生きづらさ、一般就労への不安を感じる市民の方が私の知る範囲で一定数いると私は考えます。現状について、市長はどのようなご認識を持たれているのか伺います。

○市長（永山由高君）

社会構造の変化や人と人とのつながりの希薄化に伴い、社会的孤立や孤独、様々な要因による生きづらさ、また、就労に対する不安を抱えながら生活されている方が一定数いらっしゃるかと認識しています。社会全体で向き合い、支え合っていくべき重要な課題であると認識しています。

○17番（坂口洋之君）

この4月から、日置市は重層的支援体制事業実施計画が実施されております。重層的支援体制事業実施計画における、ひきこもりの方の相談支援体制について本市の基本的なお考えを伺います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

本年度から本格実施しております重層的支援体制整備事業は、ひきこもりの方を含め、従来の支援体制では対応が難しい、複雑化・複合化した課題に対するため、包括的な支援体制の構築を図るものでございます。

中でも、いわゆる制度の狭間にあり、必要な支援が届きにくい、ひきこもりの方に対しては、本人やその家族と信頼関係を築くためのアウトリーチ等を通じた継続的支援体制事業や社会とつながることを目的とした参加支援事業を通じて、切れ目のない支援体制を構築してまいりたいと考えています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁の中で、これまでの相談件数が56件、男性が46件、女性が14件と

のご回答でございました。これまでNPO法人ルネスかごしまを中心に相談活動を取り組んでこられたと思います。これまでの相談件数・相談事例、また各関係機関等の連携状況を踏まえ、ひきこもり支援についての評価とまた支援についての課題について、どのようなお考えを持たれているのか伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

令和8年5月末時点での相談件数は56件です。相談事例としましては、県外で仕事をしていたが仕事を辞めて実家に帰郷し、そのままひきこもりになったり、精神疾患、発達障がいなどや不登校が原因となりひきこもっているといった事例がございます。

これまで、ひきこもり相談会を行うなどしてきましたが、複合的な問題を抱えているケースが多く、アウトリーチなど十分な支援が行えておりませんでした。

また、ひきこもりは、精神障がいや発達障がいを含むケースが多く、直接本人と会うことが困難です。まずは家族の支援から入り、そこから本人に会う糸口を見いだすことが必要であると考えています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今回、今年4月から社協に委託をされまして、訪問活動が始まります。非常にこの取組について高い評価をしたいと思っております。一方で、なかなか難しい点も理解しております。

次に、ひきこもり相談の状況について、再度伺います。

ひきこもり相談は本人からなのか、また家族からなのか、また民生委員や包括支援センター等の関係機関からの情報提供なのか、その点についての状況を伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

ひきこもり相談に来られる方の多くはご家族です。

民生委員からの情報提供につきましては、令和6年度に關係課や民生委員へひきこもりについての調査を行い、情報を把握しております。

また、民生委員には訪問支援に同行してもらうなどの協力もいただいております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

また、ひきこもり期間の年数の状況について伺っております。

近年は、ひきこもりの長期にわたるひきこもり期間がという、そういった事例もございますけれども、本市におきまして、ひきこもりの状況につきまして、一般就労し、ひきこもりになったのか。また、高校や大学に行ったが、その後、一度も就職することなく、ひきこもりになったのか。ひきこもり期間と主な要因等を伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えします。

ひきこもり相談において把握した方のひきこもり期間は、10年以上が最も多く、続いて1年以上、次に5年以上となっています。

要因としては、一度就職したものの、人間関係やストレス、挫折などの理由によるものや、学校を卒業した後、社会情勢や就職活動でのつまづき、家庭環境などによる一度も就職することなく、ひきこもりになったケースなど様々です。また、発達障がいや精神疾患などの特性が背景にあり、生きづらさを抱え、ひきこもるケースも少なくありません。

環境の変化や本人の特性、家庭環境など複数の要因が重なり合った結果として、ひきこもり状態に至っていると考えています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁の中で、10年以上の方が一番多いということなんですけれども、56の事例のうちに10年以上の方というのは何事例程度あったのか伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。83人となっております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

人数は分からなかったかな。人数が聞こえなかったか。

○福祉課長（奥田美穂さん）

83名となっております。50代の方ですね、以上です。

○議長（富迫克彦君）

10年以上が何人かやろ。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えします。

10年以上のケースにつきましては、ちょっと把握をしておりません。失礼します。

○17番（坂口洋之君）

いろんな課題が見えてきました。引き続き1人でも多くの悩みを抱えている当事者や家族の相談、支援ニーズの把握に努めていただきたいと考えております。

次に、精神障害者保健福祉手帳の申請と交付状況について伺いたいと思います。

先ほど数字についてはご答弁をいただきましたけれども、私も障がい者福祉の仕事に関わっておりますが、一般就労した方がメンタルで仕事を辞め、ひきこもり状態になっているケースもあり、就労移行支援施設等でビジネス講習を受けて、学び直すケースも非常に増えております。

そこで再度質問いたします。

見えにくい障がいである精神障害者保健福祉手帳の申請は全国的に増加し、厚生労働省の発表によると全国で154万人。この5年間で36万人増加しております。特に2級の増加

が目立つとのことであります。本市もこの5年間の申請と交付状況はどのような傾向で、増加傾向と理解してよいのか伺います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

本市における過去5年間の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和2年度末が284人、令和7年度末が410人となっており、5年間で126人増加し44%増加しています。また、等級別の構成で見ても全国的な傾向と同じく2級の交付が最も多く、全体の7割を占めています。精神疾患や発達障がいに関する情報に触れる機会が増えていることから、医療機関の受診につながり、年代別では20代の新規申請が増加傾向にあります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁で、5年間で本市においても44%増加しているという状況です。

私もやっぱり回って、地域を回ってそういった声というのは、つくづく実感しております。

そういった中で、ひきこもり、心の病気や障がい、大人の発達障がい、見えにくい、そんな悩みを抱える方、また、福祉的就労の就労支援ニーズは高く、支援の必要な方が一定数いると私は考えます。市民や企業への障がいに対する理解・啓発にも積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、本市の考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、ひきこもり状態にある方や心の病気、大人の発達障がいを抱える方は、その生きづらさが周囲から見えにくいという特性がございます。

具体的な障がいとは異なり、外見からは苦痛や困り事が判別しにくいいため、周囲から

「怠けている」「努力が足りない」といった誤解や偏見を受けやすく、家庭内や社会から孤立を深めてしまうケースが少なくありません。市民や企業への障がいに対する理解・啓発の進め方について検討してまいります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

なかなか、こういった障がいを知られたくないという心理もありまして、なかなか非常に難しいところもありますけれども、地域においては、積極的な形で、障がいのある方も安心して地域で暮らしたいというそういった声もありますので、今後とも市として取り組んでいただきたいと思います。

次に、ひきこもり支援の社会福祉協議会への委託について、再度伺いたいと思います。

今年4月から社会福祉協議会に委託されました。日置市重層的支援体制事業計画も実施され、相談者・対象者への個別支援に向けた支援体制の強化と地域の連携の橋渡しである社協の果たす役割は大変大きいと私は考えております。また大変期待しております。

今回の社協への委託により、大きく5つの事業が始まると日置市社協だよりに示されております。主な内容は、参加支援、未来支援、自立支援、地域づくり、ひきこもり支援等であります。

そこで、再度質問いたします。

これまで本市の課長であった方が、この4月から出向という形で派遣されております。

今後の重層的支援体制強化に向けて、市と社協の連携・協力体制について、日置市のトップとしてある永山市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

今年度から実施をしています重層的支援体制整備事業において、日置市社会福祉協議会へ包括的な委託を行いました。参加支援、ひきこもり支援をはじめとする5つの事業は、

地域福祉の核となる取組であり、その果たすべき役割に私自身も大きな期待を寄せております。

今回の委託に伴い、本市からは、福祉行政に精通した課長級の職員を派遣いたしました。これにより、市役所が持つ行政としての制度や財政的なバックアップ機能と社会福祉協議会の強みである地域住民や民間団体をつなぐネットワーク力を生かして、スピーディーな情報共有と適切な役割分担の体制が整ったと考えています。

ひきこもり支援をはじめとする重層的な支援は、すぐに成果が出るものではないというふうにも考えております。だからこそ、行政と社会福祉協議会がこれまで以上に協力し、お互いの強みを最大限に生かしながら、伴走型で市民の皆様を支えていく必要があります。

今後は、社会福祉協議会との連携・協力体制をより強固なものに発展させ、市民の皆様が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らせるまちづくりに引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○ 17 番（坂口洋之君）

このことについての市長の決意を高く評価したいと思っております。

そういった中で、日置市重層的支援体制事業実施計画がありますけれども、その計画の 18 ページのところですか。参加支援事業についてお聞きいたします。

ひきこもりや障がいグレーゾーン等の対象者が地域の社会資源などを活用し、社会につながることを目的とした支援を行いますということがうたわれております。そこで再度質問いたします。障がいグレーゾーンと対象者の把握をどのように今後進めていく考えなのか、市の考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

家族や民生委員、関係課等からの情報を基

にアウトリーチによる個別訪問を行い、対象者の把握に努めていきたいと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

併せて、この日置市の重層的支援体制事業計画の中で、ひきこもりの方や世帯のニーズ、状態に合った資源開発のために、地域の事業所・団体等と協議の場を設け、受入先の支援を行うと計画にうたわれております。連携する事業所、団体との連携・協力、また支援に向けた人材育成等の本市のお考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

日置市重層的支援整備体制事業実施計画におきましては、ひきこもり状態にある方やその世帯のニーズに応じた資源開発を掲げ、地域の事業所や団体等との協議の場を設けることとしております。

ひきこもりの背景や世帯が抱える課題は多様であり、行政の支援だけで解決するのは困難です。そのため、重層的支援会議の中で関係機関との連携し、当事者やご家族が必要としているニーズを共有し、解決に向けた支援策の検討等に取り組んでいるところです。また同時に、支援に携わる関係機関の専門性向上や複雑な課題に寄り添える専門人材の育成にもつながると考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を 11 時 10 分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの坂口議員のひきこもりの方の 10 年以上の人数について、福祉課長のほう

から答弁があります。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

先ほどの相談件数56件のうち、10年以上のひきこもりの人数につきましては、令和3年から令和8年5月までの間で、19人となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりの年数が10年以上が19人というご答弁をいただきました。非常に参考になりました。ひきこもり期間の長期化というのが、非常に課題が見えたような気がいたします。

再度質問いたします。

ひきこもり支援体制について、地域包括支援センター、民生委員の協力体制について、再度伺いたいと思います。

日置市の重層的支援事業整備計画によりますと、日置市においては、令和6年度において、関係課・関係団体へのヒアリング調査によりますと52事例、また民生委員への調査において76の重層的支援体制事業の対象者になる事例があったと報告されております。ヒアリングによる主な相談事例、相談内容を伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

令和6年度において実施しましたヒアリング調査の主な相談事例についてお答えいたします。

ヒアリング調査から見てきた主な相談事例の内容としましては、大きく3つの傾向がございます。

1つ目が、ひきこもりと高齢化が複合化した、いわゆる「8050・9060問題」に関する事例で、2つ目が精神疾患と生活困窮が連鎖している事例です。3つ目が、世帯全員が課題を抱えている多機関の関与が必要な

世帯の事例となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁をいただいた相談事例を見ますと、少なくともひきこもり、「8050・9060問題」など複合的な課題がありますし、生活困窮というの、ほぼ並行して課題になっているのではないかと考えております。

そういった中で、ヒアリングの先ほどのご答弁の相談事例を踏まえ、関係課、各団体や民生委員からの情報の共有化、支援体制を今後どう支援し市として強化していく考えなのか、本市のお考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

重層的支援体制整備事業の本格実施に伴いまして、関係部局や民間団体など関係機関との情報共有を円滑化し、社会福祉協議会をはじめとする相談窓口の連携、ネットワークの強化を行ってまいります。

また、今回の調査を重層的支援体制整備事業の土台とし、関係機関と緊密な協力体制の下、これらの事例と丁寧に向き合い、早期発見と包括的な伴走的支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

また、地域の福祉活動に取り組む民生委員の方々との連携・協力、また情報提供は非常に大事なかなと考えております。

昨年12月の民生委員・児童委員の改選で、132名の民生委員のうち、63名が新たに任命され半数近くが新しい民生委員なんです。ひきこもり・障がいのグレーゾーンの方々の支援ニーズは地域では非常に高まっていると考えます。理解と把握、事例報告等、プライバシーを尊重した情報提供の在り方、今後、市として、どう進め、どう充実していくお考えなのか伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

ひきこもりや精神・発達障がいのグレーゾーンにある方々は、周囲から見えにくい生きづらさがあること、またご本人やご家族が非常に繊細な不安を抱えていることから、信頼関係の構築と徹底したプライバシーへの配慮が何よりも最優先されます。

民生委員の皆様には法に基づく守秘義務がございますが、デリケートな情報をどこまで、どのように扱えばよいかという判断は、現場で最も苦慮されている部分です。日頃から協力いただいております民生委員の皆様が戸惑うことなく安心して活動できるよう、市としても丁寧なバックアップが必要であると認識しております。

民生委員の皆様から情報提供を受ける際には、委員の皆様が1人で抱え込むことがないよう、福祉事務所や事業を委託している社会福祉協議会がすぐに相談に応じる体制を強化し、委員の皆様を孤立させないサポート体制を構築してまいります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

民生委員の地域で果たす役割というのは、非常に大きいと思います。一方で、民生委員の方々について、負担感を感じる事例もあるようでございます。そういったことを踏まえて、慎重にまたかつしっかりとした形の連携・協力をしながら進めていただきたいと思いますところがございます。

次に、ひきこもりの最後の項目となります。

愛知県豊田市では、令和5年度に実施した子ども・子育て、若者に関する意識調査をしております。中学生約3.9%、高校生で約2.4%、若者世代15歳から39歳で約6.2%がひきこもりであるという調査結果が出されまして、正式に公表されております。特に子供・若い世代の傾向は、本市において

も参考になるのではないかと考えております。

そこで、再度質問いたします。

本市のひきこもりについては、先ほどのご答弁の中で、20代の相談事例が13件とありました。ひきこもりになった20代の主要因・傾向について、市としてどのように分析されているのか。不登校の継続か、そのままひきこもりになったのか、また、一般就労を経験しながら、ひきこもりになったのか。この20代の本市の傾向を再度伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

20代という時期は、学校から社会あるいは就職へと人生の大きな転換期を迎える年代であり、本市に寄せられる相談におきましても、この年代特有の傾向が顕著に見られます。

具体的な相談事例といたしましては、中学校、高校と不登校であり、そのままひきこもっている事例や、高校を卒業後、一旦は就職したものの、数か月で仕事を辞め実家にひきこもっている事例、また、精神疾患や発達障がいにより不登校になり、そのままひきこもっている事例などがございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今回は、教育長には、この項目については通告しておりませんので、見解を要りませんけれども、少なくとも学校での不登校の子どもたちの継続的な支援と福祉課との連携・協力が非常に大事なのかなと私は感じております。

そういった中で、不登校の中には成人して大人になり、そのままひきこもりになった事例もあると考えます。また、メンタルで悩む若い世代、障がいのグレーゾーン、今後若者支援について、若者育成支援法に基づき、ひきこもりを長期化させない、入り口での支援の在り方について、本市は検討できないのか。

本市のお考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、若い世代への入り口での支援は極めて重要であると認識しております。子ども・若者育成支援推進法は、様々な困難を抱える子どもや若者を国や自治体、関係機関が一体となって社会全体で支えることを目的としており、本市が進める重層的支援体制整備事業の理念とも合致するものです。

本市では、属性や世代を問わず相談を受け止める包括的相談支援をはじめ、アウトリーチ等の継続的な支援、また参加支援に取り組んでおります。さらに、子ども支援センターとの連携や、県のかごしま子ども・若者総合相談センターへの相談窓口の情報提供など、関係機関と一体となって、ひきこもりを長期化させない入り口での切れ目のない支援に努めてまいります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この質問の最後の質問となりますけれども、先ほど申し上げたとおり、やっぱり中学校・高校、または大学のそういった若者の悩みを抱える支援体制についても、引き続き検討も含めて連携して強化していただきたいと思います。

最後に、ひきこもりの支援について、今回4月からアウトリーチ訪問活動も始まりました。また居場所づくりも始まっております。非常に大きな前進だと評価しております。継続的な地道な取組です。人材の育成と相談の掘り起こしに期待しております。

この質問について市長に、ひきこもり支援のお考えと決意をお聞きをし、ひきこもりの質問は終わります。

○市長（永山由高君）

ひきこもりにつきましては、これは決して個人や家庭内だけの問題ではなく、社会の急

激な変化や多様な人間関係の中で、誰にでも、そして、どのご家庭にも起こり得る身近な課題と認識をしています。周囲からその苦しみが見えにくいからこそ、当事者やご家族は誰にも相談できず、深い焦燥感と孤立感の中で日々を過ごされていると感じます。こうした見えないSOSをいかに早くキャッチし、行政や地域が切れ目のない伴走支援を行うことが重要であると、これは強く認識をしています。本年度から実施しております重層的支援体制整備事業は、まさにそのための強力な一歩であると認識しています。

ひきこもり支援は、これは先ほども申し上げておりますが、短期間で結果が出るものではありませんので、だからこそ、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員の皆様など関係機関と連携し、息長く、そして粘り強く取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、2問目の本市の宿泊機能の充実について、再度伺いたいと思います。

ビジネスホテルの日置市の誘致につきましては、これまで2回にわたり質問してまいりました。その後の進捗状況、検討状況を含めて3回目の質問となります。

本市も県外からの観光客が多い東市来、美山地区をはじめ、2つの温泉地があります。観光やビジネス、また、県外からのスポーツ・文化合宿等、日置市に宿泊をしていただき、飲食や日帰り温泉を楽しんでいただきながら、宿泊者を増やすことで、地域経済を循環させる仕掛けが必要じゃないかと思っております。

本市は宿泊施設が少なく、またビジネスホテルも伊集院に1件しかございません。時期においては、空室がないという声もございます。鹿児島市に隣接し、宿泊は鹿児島市を選

ぶ方も多い現状があります。本市の宿泊観光への現状と課題は何か本市のお考えを伺いたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、日置市にはたくさんの観光素材はあると思っております。本市では日帰り観光が中心となりがちで、滞在時間が短いため、1人当たりの観光消費額が低くなっていることが現状です。

泊まれない現状の中で、どうやって関係人口を増やし、日帰りの満足度と消費額を最大化にすることが課題と考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど日置市の宿泊者数の状況についてはご答弁いただいたところでございますけれども、宿泊事業者について再度伺いたいと思います。

この5年間に新たに新設された宿泊施設の状況と、また受入れの収容人数の推移の状況を伺いたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

旅館・ホテル・簡易宿泊所を含めた5年間で新設された宿泊事業者は7件です。

また宿泊事業者の収容人数は約700名となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

新たに新設された施設が7件ということで、先ほどの答弁のところで、簡易宿泊所はあちこちにできているのかなと思いますし、受入れのキャパとしては700人が入るということでした。

そういった中で、日置市におきましては、東市来の湯之元温泉、吹上の伊作温泉が2つの大きな温泉の宿泊地だと思います。一方で、やっぱりなかなか施設が老朽化をして、なか

なか後継者も見つからないとか、廃業されるような事例もあるようでございます。

そういった中で、湯之元温泉や伊作温泉においても宿泊施設の老朽化や後継者の不足等が指摘されております。現状はどうなんでしょうか。また事業者からの意見・要望、そして将来的な今後の展望はどうなのか伺いたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

市に対しまして事業者から直接の意見や要望はございません。相談があった場合は、商工会、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センターなど関係機関と連携を取りながら支援を考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

例えば来年の1月に湯之元で、民間主体で「猫狐馬ノ杜」が開業する予定でございます。近辺には温泉や飲食店もございます。立派な宿泊施設でなくても、空き家を活用したスタイルの宿泊施設等もあれば、新たな地域経済の起爆剤になるのではないかと私は思っております。

そのような構想、計画等はないのか。なければ、模索、検討できないのか、本市の見解を伺いたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

湯之元地区には、温泉や飲食店など地域資源がたくさん存在しております。

近年、民間企業が主体となり、湯之元地区に本社移転や空き家を改修した会議室、ゲストハウスなど小規模ながらもリノベーションをしております。

本市としては、行政主導から民間主導のまちづくりを支援することで持続可能な地域の発展に取り組む考えでございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

この「猫狐馬ノ杜」は新たな形の地域活性化に非常に私も期待しているところですし、周辺部の波及効果も含めて、新たな形の宿泊機能の充実ができればと思っております。

全国的に、今、温泉地の廃業・後継者不足が課題になっております。先ほども事業承継についても、金融機関、商工会と連携で関わってきていると思いますけれども、宿泊機能の充実と地域経済の循環も求められております。財政的な支援を含めて、地元企業とも連携・協力しながら、この宿泊機能の充実について市も積極的に関わっていくべきではないかと思っておりますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

施設の老朽化や後継者不足、物価高騰など温泉地に限らず市内事業者には多くの課題がございます。

本市としましては小規模事業者の経営の根幹である金融の円滑化を図る目的で、商工会・金融機関・商工観光課と3者による金融支援ネットワーク会議を開催し、管内の動向や補助金制度の説明など情報交換を行い、連携を行っておるところです。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

今後とも連携・協力をしっかり図っていただければと思っておりますのでございます。

次に、吹上砂丘荘について、再度伺います。

利用状況については、先ほどご答弁をいただいたところでございます。

本市においては、令和7年度から年間4,000万円、10年間にわたり総額4億円の公的資金が支援されております。

今後、建物、部屋等の改装、スポーツ合宿を増やすための受入れ、トレーラーハウスを活用した宿泊機能の充実等、予定どおり、ま

た、前向きに整備されていくと理解してよいのか伺いたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

今年度中の完成に向けて、サウナとトレーラールームは設計案の修正段階であり、金融機関との調整や世界情勢による資材問題等を考慮し、着工時期を検討していると事業者のほうからは聞いております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

次に、質問項目のビジネスホテルの誘致について、再度伺いたいと思います。

もうこの質問も今回で3回目となっておりますけれども、先ほど申したとおり、ビジネスホテルが立地することにより地元の飲食店への経済効果が期待しています。また、本市の体育施設、文化施設合宿も、個室等を望む社会人チームやプロスポーツチームの合宿等への裾野が広がるのではないかと考えております。一方で、年間を通したビジネス需要がないと進出が難しいかもしれません。

これまで市長として、ビジネスホテルの誘致、事業者への声かけ等、市のトップとしてトップセールス、具体的にどのように取り組まれたのか伺いたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

ビジネスホテルの誘致に向けて事業者へ相談をしましたが、立地の条件が合わないため、現在のところ事業化までは至ってないところです。

以上です。

○市長（永山由高君）

担当課長が申し上げたところなのですが、これまでに複数のホテルの事業者に対して立地の提案をさせていただいてまいりました。ただ、ここ1年ほどは建設資材の高騰の影響もございまして、特に新規の立地に対

して目線が厳しくなっているという感触も同時に感じている次第です。

○ 17 番（坂口洋之君）

なかなか民間事業者は非常に厳しい声あったと思いますけれども、民間事業者から本市の進出に当たって、まず立地です。需要予測、どのような指摘や課題があったのか、率直なご意見をいただければと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

市が保有している土地でビジネスホテルに適した条件がないため、民間所有地を含めて事業者のほうには紹介をしております。

事業者からは伊集院地域の市街地周辺に立地を希望するケースが多いです。

必要な土地の広さや場所など条件に加えて、都市計画区域の用途制限、ハザードマップの浸水想定区域内など課題があるため事業化に至っていないのが現状でございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

ちょっと時間がないので、次に、フラゴラッド鹿児島県のＳＶリーグによる経済効果について、再度質問いたします。

先ほどのご答弁の中で、経済効果は数億円という数字が示されております。

本市はホームタウンであり、関係する自治体と連携・協力をしながら、ＳＶリーグの受入れ体制の整備を望まれます。

この秋よりＳＶリーグも実施されますが、フラゴラッド鹿児島県、自治体、関係団体との連携・協力の状況を伺います。

また、宿泊していただくには、どのような課題が指摘されているのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

サブタウン協定を結ぶ、いちき串木野市など県内の各自治体や出資、資本参加くださっ

た株式会社チェンジホールディングスと行政、民間、市民が一体となった広域的な受入れ体制の構築を進めているところでございます。

また、本市周辺において、宿泊施設の不足やシャトルバス等の二次交通の整備が不十分なため、近隣市へ宿泊需要が流出する課題がございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

宿泊者の流出というのは、若干やむを得ないところもあるかもしれません。

そこで、ちょっと提案したいんですけれども、私は今回の質問に当たりまして、ＳＶリーグのいろんなチームの状況を調べさせていただきました。そうすれば、長野県のＳＶリーグ、長野トライデント、そこが非常にうちと似たようなケースでございます。メイン企業との協力を受けながら、周辺自治体も連携し協力をしており、試合会場は長野県の松本アリーナ、安曇野アリーナ等、ＳＶリーグ会場での公式試合可能での試合が多いということです。

本市の人口が同程度の長野県岡谷市は練習会場になっているようでございます。ＳＶ長野トライデントは地域主体で、本市も参考にすべきだと考えております。

ぜひ、受入れ体制、受入れ環境も含め経済効果を高めるためにも、長野県へ職員を派遣し、より高い経済効果がつくれるように調査すべきではないかと思っておりますけれども、本市のお考えを伺いたいと思います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

長野県南箕輪村を本拠地とするＶＣ長野トライデントは、周辺自治体と強みを分け合う地域主体広域連携の先進モデルであり、受入れ体制やスポンサー企業との連携方法等も含めた職員の研修先の一つとして参考にさせていただきます。

以上でございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

ぜひ、この長野県が取組が非常に私もうちは参考になるのかなと思っております。

ホームタウンである長野県の南箕輪村も体育館を模索しているんですけれども、なかなか財政的に試合できるような体育館は、まだ現時点では、非常にまだ難しいという状況でした。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、文化系の合宿誘致について再度伺いたと思います。

現在、文化系の合宿誘致についての取組状況、合宿する団体、宿泊者数の状況を伺いたと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

スポーツ合宿以外で合宿補助金を活用した団体は、令和7年度に「ゆすいん」に宿泊した高校1校に補助金を交付しております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

先ほどの答弁で、高校1校です。スポーツはこんなに一所懸命合宿誘致に力を入れている反面、文科系の伊集院文化会館、東市来文化交流センター、下野建設文化交流センターですけれども、そういった施設等もありながら生かし切れていないのではないかと思います。市長の見解を伺いたしたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

合宿補助金については、まだ現段階では、件数のほうは伸びておりませんが、施設利用促進協会と合宿誘致活動として、文化施設の紹介を含めて誘致活動に取り組みたいと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

僅か高校が1校という数字が非常に私は気になっております。それも含めて、やはり、この文科系の合宿もやっぱり人脈を通した誘致が必要であると考えております。2つの大きなホールを含め、スポーツ合宿だけではなく文科系の合宿に努めてほしいと思います。市の見解を再度伺いたしたいと思います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

施設利用促進協会と連携を図りながら、文科系の施設の紹介も含めて一緒になって取り組みたいと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

高校が僅か1校です。今年度はしっかりとした形で合宿誘致、多分、人間関係というか、そういった人脈がまず大事だと思いますので、そこら辺を模索していただきたいと思います。

最後に、伊集院町健康づくり「ゆすいん」について、再度伺います。

現在合宿を受けていると思いますけれども、受入れのキャパや宿泊環境の支援ニーズについて、事業者であるグッドフェローズダイニングからの意見・要望、また利用される団体等からのご意見・要望はどのようなものがあるのか伺いたしたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

指定管理事業者であるグッドフェローズダイニングからは、宿泊機能への改築や部屋を分割し文科系の部活動の活動場所にしてほしいといった要望をいただいております。

また、利用される団体等につきましては、宿泊環境における要望等はいただいております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

日置市も宿泊施設がまだ少ないと思ってお

ります。温泉も活用できるかなと思うんです。一方でいろんな補助金の関係であって、制限もかかっているかもしれません。そういった意味で、事業者が宿泊機能を少し拡大したいという、そういった声がございまして、そういった声を参考にしながら、今後進めていただきたいと思っております。

最後になります。

今回、本市の宿泊機能の充実について質問しました。

宿泊し、飲食し、お土産を買っていただき、思い出を持ち帰っていただきたい。そんな願いで質問いたしました。

この秋から、男子バレーのSVリーグが始まり、県外からの男子バレーの根強いファンが来られます。

最後に市長に、本市の宿泊機能の充実と宿泊していただくことを増やす取組、市長にお考えをお聞きしまして、質問を終わります。

○市長（永山由高君）

宿泊を通して本市のあらゆる魅力を肌で感じ、地域経済への波及効果を最大化するためには、やはり宿泊機能の充実というのは重要なテーマであると認識をしています。

また、日本最高峰のSVリーグに参戦するフラッグシップ鹿児島は、県内外からの来訪者による、これは地域活性化はもちろんですけれども、あらゆる効果が期待できる絶好のチャンスであるとも認識をしています。

今後もビジネスホテルを含む宿泊機能の充実に向けて、前向きに取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、5番、福田晋拓議員の質問を許可します。

〔5番福田晋拓君登壇〕

○5番（福田晋拓君）

私は、本市吹上の伊作に生まれ育ちました。

伊作の地には伊作城があります。私の家からはちょうど伊作城が見えます。また、毎朝、伊作城が見える交差点に立って子どもたちに挨拶をしておりますと、伊作城の上から日新公が「きばれよ」と言ってくれているような感じがします。

伊作城では、およそ530年ほど前に日新公が生まれました。伊作島津家10代島津忠良と言います。日新公は、島津本家を支えながら、薩摩、大隅、日向の三州統一に向けて頑張りました。いろは歌というのをつくり、今でも地元の子どもたちにも愛されております。いろは歌の精神は、同じく伊作城で生まれた島津義弘公の関ヶ原での敵中突破の原動力になったとも言われております。

また、江戸時代、薩摩の郷中教育では、いろは歌が経典とされ、薩摩の若者たちの精神力を育む力になったと言われています。

そして幕末、西郷さんや大久保さんが維新にかけて動くその原動力にもなったと言われております。

明治維新のときには、戊辰戦争に伊作からは日置市のお試し住宅、吹上の伊作にあります黒川どんげえの黒川幸吉さん、黒川どんが伊作のお侍をまとめまして、伊作隊として戊辰戦争に参戦しております。鳥羽・伏見の戦いや、新潟・長岡の戦い、伊作隊は薩摩藩の外城二番隊として頑張りましたが、この二番隊を指揮していたのが、西郷さんの弟の西郷吉二郎さんであります。西郷吉二郎さんは残念ながら新潟で命を落としているのですけれども、吉二郎さんを守ろうと伊作の侍も一緒にたくさん命を落としました。

明治維新が終わり、黒川どんは伊作へ帰りましたが、西郷さんは伊作へやってきて、弟と一緒に亡くなった一緒に戦った伊作の侍の家を黒川どんの案内で回ったと言われています。私のひいじいさんの家にも西郷さんが来てくれたと亡くなった祖父から聞いたことが

あります。

そして西郷さんは、明治3年に伊作に来たときには、奄美大島で愛加那さんとの間に生まれた西郷菊次郎さん、菊次郎さんがまだ9歳か10歳ぐらいだと思います。鹿児島の西郷本家に来てすぐの頃に、親子で伊作へ来て、伊作温泉を楽しんだり一緒に伊作城へ登って日新公の誕生石にお参りをしたということも伝えられています。

そして、西郷さんはまた伊作へ来るたびに、伊作の若者たちに、伊作の若者たちが温泉や黒川どんげえなどに集るたびに、いろいろとお話を聞かせてくださったそうです。

その中で一番大事なお話が「これからの時代は剣術ではないんだ。学問が一番だ。学問がなければ、人の道は語れない。人の道を語るのであれば、学問を学ばなければいけない」と、伊作の血気盛んな若者たちに説いたとされています。

この教えを伊作の若者たちは胸に刻みしました。しかし明治10年、今から149年前、西南戦争が起き、伊作の若者たちも黒川どんを隊長に、黒川どんは今度は雷撃一番中隊長で、西南戦争に参戦していきます。

熊本のほうまで行きましたが、田原坂や熊本城、非常に政府の最新式の武器に撤退を余儀なくされて、黒川どんたち薩摩の侍たちは、ちょうど人吉インターと八代インターの高速の間にトンネルがいっぱいあります。あの中に坂本パーキングエリアですね、トイレと自販機しかない小さなパーキングありますけれども、あのあたりで黒川どんは追いかけてきた政府軍に1人で立ち向かい伊作や薩摩の若者たちを逃がしたとされています。これは戦国時代に薩摩の島津軍が最も恐れられた「捨て奸」という戦法であります。「捨て奸」で、若者たちを逃がし、黒川どんは坂本で亡くなりました。

また、西郷さんも同じ年9月には亡くなり

まして、西南戦争が終わるわけであります。

生き残った伊作の人たち、伊作の若者たちは、伊作へ帰り西郷さんの教えを実行に移します。まさにいろは歌の「古への道を聞いても唱えてもわが行いにせずばかひなし」、我が行いにするために、伊作の若者たちは、まずは教育、伊作の町では、なかなか女子教育がされてなかった、女の子の教育がされてないということで、伊作裁縫学校という学校を造り女子教育に励みます。伊作裁縫学校は後の伊作女子実業補習学校になり、これは日本初の女子実業補習学校になります。その伊作女子実業補習学校が後の伊作高等女学校、今の吹上高等学校につながっているのです。

私は、この伊作の歴史を振り返るたびに、郷土の歴史とは単に昔の出来事ではなく、人から人へと受け継がれてきた志そのものだと感じます。

日新公の教えが西郷さんへ、西郷さんの教えが伊作の人へ、そして、学問を通じて、今日まで受け継がれてきました。その歴史と先人たちへの敬意を込めて、本日は、本市の歴史・文化・郷土学習について質問させていただきます。

1つ目、来年度、西郷隆盛公の生誕200年・没後150年という歴史的節目を迎えるに当たり、近隣の鹿児島市では既に官民連携による記念プロジェクトや情報発信が始まっています。本市にも4つの地域全てにゆかりの地や歴史・文化が数多く残されていますが、このことをどのように考えているのか伺います。

2つ目、全国の小学生が明治維新の中心人物として西郷さんを学んでいます。本市の子どもたちが「教科書の中の西郷さん」ではなく、「日置市とゆかりのある西郷さん」として学校教育や郷土学習との連携を図り、ふるさとへの誇りを高める取組ができないか伺い

ます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項の1つ目、本市の歴史・文化・郷土学習についてのその1、西郷隆盛公のゆかりの地や歴史・文化について、回答いたします。

本市にもゆかりの地など多くの史跡を有しているため、この節目は本市の魅力を広く発信する重要な機会と認識しています。

観光機運を誘客につなげるため、情報発信の充実と既存イベントを活用した機運醸成に取り組む予定です。

その2については、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、私のほうから、ただいまの質問に対してお答えをいたします。

まず、その1でございます。

ゆかりの地や歴史・文化が多く残されているがどのように考えるかということについてお答えをいたします。

本市には、吹上地域の西郷南州翁来遊之碑をはじめ、幕末・明治期の歴史上の人物にまつわる史跡や伝承などが4地域に数多く残されています。これらは郷土の先人たちが守り継いできた大切な財産であり、本市の歴史としても貴重なものです。

西郷隆盛や西南戦争など歴史や伝承に関する情報については、来年度の歴史的節目を好機と捉え、広報紙等を活用し、市内外へ発信したいと考えています。

その2、郷土学習との関連でございますけれども、本市では日置ふるさと教育を推進しており、ひおき学を柱に郷土の伝統文化、人物等を学習しています。その中で、西郷さんが日置市とゆかりのあることを意識して郷土

教育を実施している学校は少ないと思いますが、今回、節目の年を機会に、日置市が西郷さんとゆかりがあったことを子供たちに学習させることは大切であると考えます。

以上でございます。

○5番（福田晋拓君）

それでは、吹上には西郷さんが親子で訪れた温泉や奥さんの糸さんも来た坊野の史跡などもあります。伊集院には西郷さんが若い頃参加した妙円寺参り、西郷さんに影響を与えた日吉の維新関連施設、そして、参勤交代の際に齊彬公にお供して宿泊した東市来など、これを結びつけて、「西郷隆盛公ゆかりのまち日置市」として、鹿児島市や鹿児島県などと連携して広域的なPRをする考えがないか伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

西郷隆盛公のゆかりの地として価値を広く発信する意義は認識しておりますが、鹿児島市や県をはじめとする関係機関との広域連携の可能性については、本市独自の魅力と他自治体の資源をいかに効果的に結びつけられるか多角的に模索してまいります。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

それでは、教育長の答弁にも先ほどありました、昭和2年、今から99年前に吹上の、当時は伊作村ですが、こちらに西郷さんの生誕100年・没後50周年を記念して、伊作温泉、現在の吹上温泉を見下ろせる丘に「西郷南州翁来遊の碑」という石碑を建立しています。この西郷さんの生誕200年・没後150年という節目に合わせ、本市独自の記念事業や関連事業を考えることはないでしょうか。

本市なら、町のコイン「とっぱ」を使ったスタンプラリーや史跡マップや、また、トートバッグを西郷さんバージョンにするなども

いいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

記念すべき節目であることは深く認識しておりますが、事業の実施に当たっては、運営体制や費用対効果なども十分に考慮する必要があります。

限られた資源の中で本市として事業を実施する際には、どのような取組が可能か、関係部署と協議したいと考えております。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

議長の許可を先ほどいただきましたので、パネルでちょっと説明させていただきます。

先ほどの、この「西郷南洲翁来遊の碑」でございます。これは先々週ぐらいに現地に行って写真を撮ってまいりました。結構草が生えて、行くのも大変な場所にありますが、この80年ぐらい前の写真もございます。こちらでございます。建ててまだ10年ちょっとの頃だと思います。きれいな写真。家族写真を撮られたのをお借りしてきました。

私は7年ほど前、伊作小学校の150周年の記念事業で、吹上の歴史民俗資料館の保管庫で、明治時代の伊作小学校の書類を探させていただいていた。そのときに、まさか、まさに当時の99年以上前に書かれた、これは、東郷平八郎元帥が書かれているんですけども、この東郷平八郎元帥が書かれた原本の紙が資料館の保管庫のほうにあるのを見させていただきました。丁寧に折り畳まれていましたけど、かなり大きな紙で、これと原寸大ですので、かなりの大きさです。これをちゃんと額に入れて、多くの人の目に触れるように展示することができないのか、伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本資料の保存状態や展示スペース等も考慮

しながら、吹上歴史民俗資料館での展示等できないか、資料の関係者とも相談してまいります。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（福田晋拓君）

午前中にお話しした西郷南洲翁来遊の碑なんですけれども、こちらですね、99年前の昭和2年、この西郷南洲翁来遊の碑の建碑式典には、西郷さんの息子の京都市長などを務めた西郷菊次郎さんも参列していただきました。ちょうど65歳ぐらいのときではないかと思います。

冒頭でも触れましたけれども、菊次郎さんは奄美大島で西郷さんと愛加那さんの間に長男として生まれて、明治3年に奄美大島から鹿児島県の西郷本家に引き取られ、ちょうどその頃に吹上の伊作のほうへ西郷さんと一緒に親子で来ていたので、伊作への愛着もかなりあったのではないかと思います。

そして、菊次郎さんはその昭和2年の建碑式のときに、石碑の近くに松の木を記念植樹してくださっているんです。こちらの昭和15年ぐらいなんですけれども、このところにこれですね、松の木が何となく写っているんです。

現在だから全然松の木がないんですけれども、松の木が植樹されていたみたいで、このちょうど20年ぐらい前なんですけれども、私たちがまだ私が30代の頃でした。同級生や後輩たちと一緒に大がかりなこの碑がある丘を手入れしたんですけれども、そのときに

も松の木は見当たらなかったような気もしますし、今回一般質問するに当たって、当時一緒に伐採作業などをした同級生や後輩たちに聞いてみたんですけれども、誰も松の木はなかったようなということで、20年前でしたけど、それよりももっと早くから私どもが手入れをしていればよかったなと反省する次第であります。

現在、そこの周りを探しましたら、このように西郷菊次郎氏手植え松と書いた石碑が倒れかけて、小さな石碑がありました。昭和2年11月と書いています。昭和2年11月に菊次郎さんがこの伊作の伊作温泉を見下ろす丘の上に松の木を植樹してくださっていたようです。

それで、実はこの来年度の西郷さんの生誕200周年に、つまりこの石碑からは建碑100周年になるわけですがけれども、本市在住の西郷菊次郎さんのお孫様、西郷さんのひ孫にあたる方が記念植樹を考えてくださっています。大変意義が深いありがたい記念植樹だと思います。もちろん、私たちもしっかりと管理をしていく覚悟であります。

昨日の同僚議員の質問では、市民の婚姻届や出産届提出時の記念植樹に、ちょっと課題があるとの答弁もありましたが、この西郷さんの生誕200周年の記念植樹の実現に向けて、日置市として支援をすることができないでしょうか。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

植樹のご提案は、本市の歴史を継承する上で大変意義深いものと考えますが、記念植樹の意義や設置場所、管理体制等も含め実現に向けての支援や調整が可能か、庁内の関係部局と協議してまいります。

以上でございます。

○5番（福田晋拓君）

協議のほうをしていただけるということで

したけれども、それでは来年度の西郷さんの没後150年ですが、この150年というのは、つまりは西南戦争から150年という節目でもあるわけであります。熊本からの撤退戦で捨てがまりで散った黒川どんなど、吹上では伊作郷と永吉郷を合わせて私学校生や青壮年の504名が参戦いたしまして、82人の尊い命が失われています。

日本最後の内戦として、この戦争の終結をもって侍の世が終わったとも言われております。これを、この西南戦争の150年につきまして、日置市といたしましてはどのように考えているのかを質問いたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市にとっても西南戦争は、郷土の歴史に深く刻まれた重大な事象であると認識しています。この節目を当時の歴史的背景や先人の思いを振り返り、平和への誓いを新たにする大切な機会と捉えています。

以上でございます。

○5番（福田晋拓君）

平和への誓いを新たにする大切な機会と捉えているということでした。

それでは、この西南戦争後150年の節目で戦没者の慰霊祭等は考えないでしょうか。西南戦争では、政府軍に鹿児島出身者も多く残ったため、親子や兄弟、友人同士が敵と味方に分かれて血を流し、深い遺恨が残ったそうです。

西郷さんや薩軍の墓地がある南洲墓地の横には、官軍と西郷さんが率いた薩軍の敵、味方を区別することなく、戦没者を共に弔う慰霊塔が10年ほど前に建てられました。

この南洲墓地のところには、このように「西南の役、官軍、薩軍恩師を超えて昆流の由来」という看板もございます。看板石碑がですね。この石碑のここです、ここに書かれていることは、ちょっと小さいですがけれども、

これは「日新公のいろは歌」が刻まれているんです、石碑に。これは日新公のいろはうたであります。まさに日置市の子どもたちが学んで、カルタ取り大会などをするいろはうたの絵でございます。

「廻向には、我と人とを隔つなよ、看経はよし、してもせずとも」。意味は、これは敵、味方なく供養しなさいということです。必死の思いで戦った後は、戦没者を敵味方なく供養するのが薩摩の武士道の精神だという日新公の教えであります。お経は読むが読まないが、それより真心を込めて祭ることであるという、「かんきんはよし、してもせずとも」ということですね。

この敵味方を区別することなく供養するというこの教えを説いた日新公の生まれ育った日置市が先頭になって西南戦争の慰霊祭を行うべきじゃないでしょうか。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

西南戦争にまつわる犠牲者の慰霊は、平和教育や歴史教育の観点からも重要です。本市といたしましては、式典という形ではなく、史跡の適切な保存・発信を通してその歴史的教訓を次世代へ継承していくことが本市の役割であると考えています。

以上でございます。

○5番（福田晋拓君）

それでは、ちなみにこの南洲墓地にいろはうたが刻まれている、この下には島津義弘公が朝鮮出兵をした後に、いろは歌の教えを忘れずに和歌山県に高麗陣敵味方戦死者供養碑というのがあると書いています。

義弘公は、朝鮮出兵の後にも自身この教えのとおり、敵、味方区別することなく供養塔を建てています。

そして、この和歌山の供養塔は、明治20年に日本赤十字社ができたときに、国際赤十字社が加盟を申し込んだんですけど、最

初は拒否したそうなんですけれども、この和歌山に碑があるということで、国際赤十字社に日本赤十字社が加盟できたというそのきっかけにもなったと言われています。

この西郷さんの生誕200年と没後150年、西南戦争150年という節目ですけれども、日置市や歴史や文化、そして郷土への誇りを次世代へ伝える機会にしたいと私は思っているんです。市長のほうの見解を伺います。

○市長（永山由高君）

この節目を契機として、本市の豊かな歴史や文化、そして郷土への誇りを次の世代へ確実に継承していくべきであるという議員の考えに対しましては、大変大切な視点であるというふうに受け止めております。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

それでは、2問目のほうの日置市とゆかりのある西郷さんとして、学校教育や郷土学習との連携を図り、ふるさとへの誇りを高める取組ができないかについての質問をいたします。

現在、日置市内の小中学校において、西郷さんと日置市の関わりについて学んだり、実際に史跡を訪れるなど、郷土学習を行う機会はあるのか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

ひおき学を通して、全ての学校が郷土学習を行っており、園臨時跡など史跡巡りをする学校はございますが、先ほど教育長の答弁にもございましたように、西郷さんと日置市との関わりについて意識して学んでいる学校は少ないのが現状であります。

○5番（福田晋拓君）

西郷さんは、伊作に滞在しているときに、地元の若者たちに学問の必要性を説いています。当時の伊作では、読み書きできる女子は

一人もいなかったそうです。

戊辰戦争と西南戦争を戦い抜き、西郷さんの教えを大切にした初代の伊作村長は、明治時代当時の伊作の学校へは、男子だけしか学んでいなかったことを問題視して、これは県内どこも、全国的にも男性だけが勉強すればいいという風潮だったらしいですが、この伊作で女子教育の必要性を考え、女子が入学しやすい名前をと思い、伊作裁縫学校という学校を設立し、この裁縫学校にきた女子生徒に読み書きや算数などを教えたと言われていました。

そして、この伊作裁縫学校は、その後伊作女子実業補習学校となりました。この伊作女子実業補習学校は、日本で初めての女子実業補習学校であります。この宇都村長のちょっと本がございましたので、先輩から借りてきました。

こちらに東京日日新聞とあります。東京日日新聞の記事の切り抜きなんですけれども、こちら明治26年10月6日の記事であります。これは、東京で「日本初の女子実業補習学校、鹿児島県阿多郡伊作村に誕生」という記事でございます。

日本で初めての女子実業補習学校が鹿児島県の伊作にできたということで、当時東京の文部省からも視察団が伊作のほうまで来て、もう飛行機も新幹線も、もちろん南薩線もない時代です。この時代に東京から視察団が来て、伊作のこの女子実業補習学校をモデルに、全国へ実業補習学校が設立されるきっかけにもなったということです。そして、その功績を認められて国や県から伊作村は表彰もされています。

現在、吹上地域には小中学校だけでなく、県立吹上高等学校、県立吹上高等技術専門校、県立農業大学校と教育機関がそろっています。これも西郷さんの教えと先輩方の努力があったからだと思います。

私は、この歴史こそ日本の教育の歴史、あと男女共同参画社会の走りであり、本市の郷土学習で大切にすべきだと思いますが、本市の見解を伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

議員がおっしゃいますとおり、とても大切な歴史だと考えます。西郷さんの教えが基になり、女子教育を実現させた精神が受け継がれてきているということは、まさに風格ある教育が目指す大切な宝を丁寧に次の世代へ伝えていく、人が人に教え守り育ていく教育の姿であると捉えられます。

西郷さんや初代伊作村長など、先人の人物像だけでなく、その思いも含め伝統・文化・自然や産業といった本市の魅力を学習内容とした郷土学習を展開していくことで、児童生徒がふるさとに対する理解を深め、誇りを持てるよう今後もその充実を図っていきたいと考えます。

○5番（福田晋拓君）

ひとつ読みたいと思います。

この宇都村長の業績には、他町村とは比較にならないほどの独創的な施策が含まれている。村長の独創性と実効力には敬服するほかない。吹上町を郷里とする住民各位は、このような偉大な指導者が存在し、住民らの協力によって自分たちのまちづくりが行われてきたことを忘れてはならない。宇都為栄村長、生誕150年、没後70年、1999年の本です。

21世紀に向け我が郷土吹上町がますます躍進するためにも、町の基盤づくり、発展に貢献した大先輩の偉業を振り返り、学ぶべきことがあるとすれば、ちゅうちょなくまちづくりの理念・実践の中に導入すべきであろう。

と書かれています。この思いを基に、私も頑張っていきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、私はこの郷土学習の目的というのは、歴史を覚えることではなく、郷土への誇りを育むことだと思っています。

５３０年前に伊作に日新公が生まれ、関ヶ原で義弘公が戦い、明治維新で黒川どんたちが戦い、西郷さんが伊作を訪れ、先輩たちが伊作に学校をつくり、そして今その歴史を語る役目が私に回ってきた。

私は、郷土の誇りは郷土の人から人へ、先輩から後輩へ受け継がれていくものであり、郷土への誇りを持つことで市外に出ていった若者が「チェスト」と頑張れる支えになり、また日置市へ帰ってきてくれるきっかけになると信じています。

市長、教育長は西郷さんをはじめとする郷土の歴史資源を活用した郷土教育について、どのように考えているのかを最後にお聞きして、私の一般質問を終わります。

○教育長（奥 善一君）

それでは、私の郷土学習に関する思いを語らせていただきます。

せんだって吹上高校の１００周年記念の式典に参加をしたときも、その歴史的な流れといますか、吹上高校が誕生したいきさつ等についても、多くの方から伺いました。

このように、やっぱり郷土学習というのは、議員がおっしゃるように単に知識を得ることではなくて、先人の思い、そしてその思いがどのように今に引き継がれていくかということ、たる意味、いろんな方々からお聞きしたり、残っている史跡を見たり、その中で自らもこれがどのように誕生して今につながっているのかを考えさせることがとても大事だというふうに思っています。

今、議員からお聞きしたことも、これはやっぱり子どもたちの世代にも伝えていくことは、とても大事だというふうに思っておりますので、ぜひ地元のみならず、子どもたちに

これを伝えていくお手伝いもしていただければ大変ありがたいと思います。今後とも一緒に郷土学習に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、１５番、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔１５番黒田澄子さん登壇〕

○１５番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。遠い遠い国、イランがホルムズ海峡を封鎖を宣言とのニュースが昨日流れました。石油タンカーや商船など、全ての運航を禁止すると宣言しました。日本は既に物価高等で大変な中であり、さらに今後の市民生活への不安がよぎります。一日も早い平和的な解決を祈りつつ、通告に従って一般質問させていただきます。

１点目、熱中症対策についての１、本市の熱中症搬送の近年の状況と傾向はどうでしょうか。

２、本市の熱中症対策の現状をお尋ねします。

３、気温４０度以上を酷暑日と制定されましたが、本市はどのような対応をされているのかお尋ねします。

４、令和６年８月、こども家庭庁が骨折事故に関する危険な場所と対策を出して、子どもが水筒を持ち歩く時の転倒事故に注意とあります。危険回避の指導を小学校等で行っているのかお尋ねをいたします。

５、教科書等がいっぱい詰め込まれたランドセルは、成長期の子どもの体の健やかな発達に影響を生じかねないために、既に教科書等を学校に置いて帰る置き勉を国は認めましたが、本市の現状をお尋ねいたします。

６、以前暑さ日本一になった熊谷市の晴雨兼用の傘を調査し、提案しました。今年は酷

暑日も制定された環境ですので、子どもの命を守るために登下校時の日傘使用を推奨されないかお尋ねします。

7、ボトル型冷水給水機は、既に市内4つの体育館に設置されていますが、小中学校、市役所等にもマイボトルでそのまま冷水を給水できるボトル型冷水給水機を設置できないか提案をいたしますが、いかがでしょうか。

2点目、障害者手帳をスマホに入れて活用できるミライロIDの活用についての1、県内の活用自治体の状況をお尋ねします。

2、ミライロIDのメリットを市はどう考えますか。

3、令和4年6月議会でこれ提案をしたところですが、検討するとの答弁がありました。検討状況をお尋ねいたします。

4、市長の考える属性に関係なく自分らしく生きられるまちづくりに向けて、ミライロIDに取り組まないかお尋ねいたします。

3点目、中東情勢の悪化による本市の影響はの1、原油、ナフサの価格高騰等に。

よる市内各所職種の事業者への影響の現状をお尋ねいたします。

2、今後予想される市役所内での影響をどう考えるのかお尋ねします。

3、指定ごみ袋の影響はないのかお尋ねいたします。

4、今後の対応をどう考えているのかお尋ねします。

4点目、はしか流行の現状と対策はの1、本市のはしかワクチン接種の状況はどうでしょうか。

2、本市のはしか発生状況と感染力はどのようなものでしょうか。

3、国はコロナ禍等のワクチン不足により接種できなかった子どもに、来年3月まで無料接種の特例措置を行っています。本市の現状をお尋ねいたします。

最後に、部活動の大会練習試合等での生徒

の輸送の現状と今後の在り方についての1、福島県で起きた部活動の大会へ輸送する際の死亡事故を受けて、文科省が5月19日に部活動の遠征等における安全確保についての通知を出しましたが、概要をお尋ねいたします。

2、教育委員会は現場への周知をどのように実施されたのかお尋ねします。

3、部活の試合や遠征等の現状を収集されたのか、また、課題はどのようなものかお尋ねします。

4、児童生徒、保護者、教職員が安心して試合や遠征等に出かけられるような仕組みや在り方を示すべきと考えますが、どうでしょうかとお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、熱中症対策についてのその1、熱中症搬送の近年の状況と傾向について回答します。

熱中症での救急搬送は、令和6年が71件、令和7年が52件で、令和7年は前年と比較して19件減少しています。

傷病者の年齢構成は、65歳以上の高齢者が一番多く、次に18歳以上65歳未満の成人、7歳以上18歳未満の少年となっています。

発生場所は、グラウンドなどの公衆の出入りする場所が一番多く、次に住宅、畑や農地等のその他の順となっています。

その2、熱中症対策の現状について回答します。

熱中症対策として暑熱順化、これは熱中症になりにくい体になることなどについて、広報紙や市のホームページでお知らせするとともに、6月15日から市内18か所に涼みどころを開設します。

昨年度は農作業中の搬送もあったことから、

5月までに2回、農業従事者に対して予防の観点から講話を実施しました。

また、出前講座など各種研修会で周知を図るとともに、市内体育施設やゴルフ場、高等学校に向けて運動時の注意点をテーマにしたチラシを配布しています。

その3、気温40度以上の酷暑日についての本市の対応につき回答します。

40度に達すると予想される前日に、防災行政無線等を活用し、「明日は危険な暑さです。外出を控えてください」と危険性を伝える広報を行います。

同時に、エアコン等が使えない方にも涼みどころ等の利用を促し、市民がすぐに避難できる体制を整え、迅速に周知対応してまいります。

質問事項1のその4から6については、教育長より回答いたします。

その7、小中学校、市役所等にというところの市役所等におけるボトル型冷水給水機の設置について回答します。

気温の上昇は、今後も続くことが予想されることから、熱中症対策は毎年の研究・検討・実践が必要です。給水機の設置については、設置費や維持費などの課題がありますが、選択肢の一つとして検討してまいります。

質問事項の2つ目、ミライロIDの活用についてのその1、県内の活用自治体の状況について回答します。

ミライロIDのホームページによりますと、県内では出水市、始良市、いちき串木野市、鹿児島市、霧島市が導入しています。

その2、ミライロIDのメリットについて回答します。

ミライロIDに障害者手帳の情報を取り込むことで、ミライロIDに登録のある店舗や施設等において、スマートな確認や減免措置などを受けることができます。

手帳の持ち歩きによる紛失のリスクの軽減

や、窓口での手帳の提示によるプライバシー保護の観点から、利便性の高いアプリだと認識しています。

その3、検討状況について回答します。

現在の検討状況としては、導入自治体の事例を中心に導入に至る一連の流れや導入までに要する期間、また市の公共施設等における障害者手帳への減免内容などについて情報収集を行っています。

その4、ミライロIDに取り組まないかのご意見につき回答します。

属性に関係なく、自分らしく生きられるまちづくりに向けて、障がいのある方々の市民生活の充実と、より円滑な社会参加を促進するため、ミライロIDの導入に向けて取り組んでまいります。

質問事項の3つ目、中等情勢の悪化による本市への影響についてのその1、市内各職種の事業者への影響について回答します。

市内の食品製造業者からは、原油価格の高騰による生産コストの上昇やゴム手袋、商品用プラスチック容器、段ボールをまとめる梱包用ラップなどが入荷しづらくなっていると聞いています。

管工事業者からは、塩ビ管が入荷しづらくなっているとの声もいただいています。

そのほか、多くの業種においてコスト上昇・資材調達不安などが見られ、各職種に影響が出ています。

その2、今後予想される市役所内での影響について回答します。

中東情勢の悪化により、光熱費、燃料費の上昇による公共施設の維持管理費の増加、建設資材や輸送コストの上昇による公共工事への影響が懸念されます。

このほか、事務用消耗品等においては、既に手袋の価格の引上げや物品の供給制限が出ており、情勢のさらなる長期化に伴い調達等に影響が出ることが考えられます。

その３、指定ごみ袋の影響について回答します。

現在、一部で、ごみ袋の買占めや、買いだめなどが起きており、一時的な在庫不足が発生している店舗もありますが、本市の指定ごみ袋につきまして、今年度は例年と同程度の供給量を確保しています。

市民の皆様には買いだめをさけ、必要な分のみ購入いただくようお願いしています。

その４、今後の対応について回答します。

市民生活や地域経済への影響を抑えるとともに、不確実な情報による混乱を防ぐために、正確な状況把握と迅速な情報提供に万全を期してまいります。

併せて、国、県の動向を注視しながら、随時必要な対策を行ってまいります。

質問事項４つ目、麻疹（はしか）ですが、麻疹と読まさせていただきます。麻疹流行の現状と対策についてのその１、本市の麻疹ワクチンの接種の現状につき回答します。

麻疹の定期予防接種については、第１期が１歳から２歳未満の子ども、第２期が小学校就学前の児童が対象者となっています。

いずれも、麻疹と風疹の混合ワクチンで接種が行われています。

令和７年度は、１歳から２歳児未満の子どもが、対象者の２７９人に対して接種者が２５０人で、接種率が８９．６％になっています。

また、小学校就学前の児童が、対象者の３５９人に対して接種者が３１６人で、接種率が８８．０％になっています。

その２、麻疹発生状況と感染力について回答します。

麻疹発生状況については、令和８年４月１２日に、伊集院保健所管内在住の４０代男性、１名の発生を確認しています。

麻疹は、麻疹ウイルスの感染によって起こり、感染力は非常に強く、予防接種を受けな

いと多くの人が感染し、流行する可能性があります。

感染すると、約１０日後に発熱、せき、鼻水、目の充血といった症状が現れ、二、三日熱が続いた後、３９度以上の高熱と発疹が出現します。

その３、無料接種の特例措置に関する現状につき回答します。

本市では、令和６年度に対象でありながら接種できなかった対象者を含めた未接種者に、令和７年４月に個別通知を発送し、受診勧奨を行っています。

国の特例措置による本市の接種者は、現時点で６人となっています。

質問事項の５点目につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項１、熱中症対策についてのその４、まず水筒を持ち歩くときの転倒事故等の緊急回避の指導についてでございます。

こども家庭庁の注意喚起について、児童の安全確保の観点から重要であると認識しています。

学校では日常の生活指導の中で、廊下や階段では走らないことや、登下校時の水筒の持ち運びについても注意喚起を行っています。今後も、安全指導の充実に努めてまいります。

続きまして、その５、置き勉の取扱いについてでございます。

文部科学省は、平成３０年９月の通知において、登下校時の負担軽減の観点から、いわゆる「置き勉」を含めた配慮を求めています。

本市におきましても、各学校の実情に応じた必要な教材のみを持ち帰らせるなど対応しています。

今後も、児童生徒の発達段階に配慮しながら

ら、適切な運用を指導してまいります。

その6、登下校時の日傘の使用についてでございます。

登下校時の日傘の使用については、熱中症対策として一定の効果が期待される一方、視界が遮られることによる安全確認への影響や、通行の妨げとなる場合があるなど、安全面への懸念もあると認識しています。

そのため、一律に推奨するのではなく、通学路の状況や児童生徒の実態等を踏まえ、各学校で判断をしているところです。

今後も、安全確保を最優先に対応するよう指導してまいります。

続きまして、ボトル型冷水給水機の学校への設置についてお答えをいたします。

市立学校に設置されている冷水器は、これまで学校から要望が上がったものに対し、備品として設置しているもののほか、PTA等の寄附により設置されているものがあります。

今後も、学校現場からの要望や実情に基づき設置を検討してまいります。

続きまして、質問事項5、部活動における生徒の輸送の現状と今後の在り方についてのその1です。

まず、5月19日に出されました通知について、その概要をお伝えをいたします。

「部活動の遠征等における安全確保について」という通知ですけれども、その概要については、部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保、事業者との適切な契約の締結等、遠征等の必要性や移動手段の検討、そして、部活動中の確保と事故発生時の対応に関することの4点が示されています。

その2、現場への周知についてでございます。

各学校へは、生徒の安全確保と移動手段に対する具体的な取組がなされるよう、文書で通知を行いました。

その3、遠征等の現状についてでございます。

す。

部活動の大会引率や遠征等における現状を調査いたしました。その中で挙げられた主な課題といたしましては、学校規模や部活動の種類によっても異なりますが、主に「試合等の送迎等に伴う費用負担の在り方」や「移動時における生徒の安全確保及び健康体調管理」といった点が挙げられております。

その4でございます。安心して試合や遠征等に出かけられる仕組みや在り方を示すべきということについてお答えいたします。

遠征等における安全な移動の在り方においては、公共交通機関の利用を原則としつつも、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められているのが現状です。

生徒の安全確保のためにも、学校長は危機管理マニュアルや部活動ガイドラインに基づいて、遠征等実施の必要性の検討も含めて、事前に引率の行程や移動手段を把握し、引率者の安全意識を高めるよう、改めて各学校への指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○15番（黒田澄子さん）

それでは、ご答弁いただきましたので再質問させていただきます。

まず、熱中症の件でございます。環境省によると、熱中症の救急搬送は全国で数万人を超え、死者数が1,000人を超えているとあっております。本市の近年の熱中症での死亡者がいるのかお尋ねをいたします。

○健康保険課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

本市での死亡者の方はいらっしゃいません。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

本当にいなかったのでしょうか、もう一度お尋ねします。

○消防本部次長兼警防課長（久保園幸一君）

お答えいたします。

熱中症によります過去5年の搬送状況ですが、死亡にありましては令和6年に80代女性が1人、重症にありましては令和4年に10代男性が1人、令和7年に10代男性が2人となっております。

以上でございます。

○15番（黒田澄子さん）

熱中症は甘く見れないというところですね。重症で運ばれていて、その後までは追っかけられませんけれども、中にはお亡くなりになられた方もいるかもしれない。となると、本当に熱中症入り口で対策を打つことが大事だと思います。

熱中症特別警戒アラートは、これはWBG Tということで気温だけではないんですけれども、酷暑日というのが発令されると、ここに近い状態だと考えたほうがいいのか、その点お尋ねします。

○健康保険課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

熱中症特別警戒アラートは、鹿児島県内の全ての観測地点で翌日の暑さ指数が35に達すると予測される場合に発令されます。暑さ指数は気温、そして湿度、輻射熱により算出をされますので、気温が40度に達する酷暑日のみで発令されるというわけではございません。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

酷暑日が予想される前に、防災行政無線で「明日は危険な暑さです」と知らせられるということは、とても評価できることだなと思います。なかなか毎回毎回気温が見れるのは、私なども車の中しか分からないんですけれども、そうやってあるとみんな朝から気をつけて、水分の物を持ったりできるので、これはすごくいい取組だと評価したいと思います。

で、厚労省の発表によると、熱中症での死者数が令和2年1,528人、令和3年

755人、4年に1,477人、5年2,651人、6年に2,160人、そして6年度鹿児島では九州沖縄で一番多い62人と書いてございました。大都市圏が結構多いんですけれども、九州においては福岡よりも鹿児島が一番多かったようでございます。

対応には冷たい飲み物を取り、胃の表面から体の熱を奪うと同時に水分補給ができると厚労省も提案しており、冷たい飲物が大事だと思います。熱中症でこんなに多くの方が死に至っていることは不幸なことであり、防がなくてはなりません。甘く考えてはいけません。

そこで、以前提案した冷水給水機、既に市内の4つの体育館に設置していただいています。ここには使用の回数が出る、カウント数が出るようになっています。最近で何回の利用数がカウントされているかお尋ねします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

冷水給水機の利用数について、6月3日午前10時時点になりますが、フラゴラアリーナ日置（伊集院総合体育館）ですが、2万3,586回、日吉総合体育館で1万953回、実総アリーナ（吹上浜公園内体育館）ですが、1万8,708回、B&G東市来海洋センターで2万2,668回と表記されておりました。

以上でございます。

○15番（黒田澄子さん）

大阪での博覧会のときに、途中からこういうのありますよって、給水機置いてありますよ、たくさん置いてありますよということがSNSとかで結構みんな発信されたものから、本当に関西の万博のときにはマイボトルを持って会場内に入って、あらゆるところでついでいると。

日置市内の体育館4つとも設置してございますので、最初重たいクーラーを持って来ても、日置の体育館だったら冷水機がある

から大丈夫よねと、そういう感じで重たいものを持たずとも、運動に來たりできるいい利点があるのかなと考えています。

2万回を超えて、多分これはどんどん数が増えていくのかなと思っています。特に夏場は熱いので、皆さん飲んでくださっていて熱中症対策には非常にいいのだなと思っています。

この冷水機の設置を利用者はどのような感想をお持ちなのか、また市はどう感じているかお尋ねします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

部活動等の生徒たちに尋ねたところ、「練習中に水筒の水がなくなることが多いので、水を補充できて助かっている」「冷たい水を入れられてうれしい。特に、夏場は助かる」などの声を聞きました。

また、本市としてもマイボトル利用で非接触型のため、衛生的に熱中症対策を講じられていると考えています。

以上でございます。

○15番（黒田澄子さん）

議長の許可をいただいてパネルを使いたいと思います。これは、先ほど登下校時の水筒についてのお話をしてありますが、こういったものが出されていまして、こっちのほうはちょっと拡大したものでございますけれども、骨折事故に関する危険な場面と対策というのが、こども家庭庁もそうなんですけど、消費者庁とか文科省とか合わせて喚起を行っています。

こちらのほうの下の方に、水筒による腹部臓器損傷の本法省令って、国の省令ですね、医師団のほうから申し入れをされてこういう形になっているわけなんです。

一番下からいくと、1986年に7歳の男児は十二指腸と膵臓に損傷が起きたと、45日後に退院などなど、ずっと膵臓が非常

に多くて、膵臓とか十二指腸とか、中には肝臓とかあって、2024年にも女の子、大体みんな10歳未満、11歳ぐらいですね。

これ聞いたら、小さい子どもは皮下脂肪がほとんどそんなについてなくて、すぐ骨が肋骨とか見えますよね。その間に水筒が斜めがけにして挟まっていると、転んだときに道路とか例えば廊下とか、そういったところで物すごい圧迫をして骨を折るだけじゃなくて内臓損傷する。

その結果、医療者に運ばれて、医療者の人たちがこの現状を簡単に考えてはいけないということで、各省庁に申し入れをして、きちっとこれは啓発をしていってほしいということで、水が飲みたくて持っていた水筒で内臓をやられるというこの事態を重く受け止めてのことだと思っています。

私もこの症例等を見たときに、ちょっとぞっとしました。うちの孫は水筒を持っていていないだろうかとですね。そして、勧められているのは、カバン等にちゃんと入れていきなさいと。そういうふうに肩からかけたり、斜めがけは特に危ないと。中には2個がけしてバッテンにして持っている子どもも見受けますので、今回は皆さんでこれは理解をしてほしいということで、パネルを使わせていただきました。

答弁のほうで、登下校時の水筒の持ち運びについて注意喚起を行っていると言われましたが、どのような指導をされているか具体的にお示してください。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

登下校時の注意喚起につきましては、できるだけ手に物を持って帰ることがないようにということから、ランドセル内等に入れられるものは極力入れて帰らしましょうねということでしたり、後はやはり廊下・校内での指導と同様に、道路でも慌てない、鬼ごっこなど

しないとか、友達と帰る際の注意点、安全面等について注意喚起を行うということです。

○ 15 番（黒田澄子さん）

置き勉では、必要な教材のみ持ち帰らせる対応を行っているとの答弁でした。必要な教材とは何を示されていますか、お尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

学校によって、これは持ち帰ってぜひ家で勉強してほしいと望んで持たせているところもありますが、基本的には家庭学習で使用する教科等の教科書、ノート、資料、ワーク等と考えております。

○ 15 番（黒田澄子さん）

平成 30 年の通知には別紙がございまして、教材等について帰ってもよいものについては、年度当初にリストを配布して周知しているというものもありました。同様の周知を行っている学校が本市にあるか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

学校によって周知の仕方は違っておりますが、議員がおっしゃったように年度当初に一覧として家庭に児童生徒、それから保護者にお知らせをしている学校もあります。

また、学級 P T A で保護者に向け話をしている学校ですとか、担任が出します学級通信等でお知らせをしているというケースもございます。

○ 15 番（黒田澄子さん）

置き便については、とにかく水筒を何とかカバンの中に入れられるような対応ができないかと思ってのお尋ねでございました。

置き便の推奨をすると、ランドセルの中に空きをつくることができる。なおかつ、冷水器等が設置されていくと、大きなボトルを持っていく必要がなくなる。行きも帰りも水が欲しいという子どももいますので、汗かきの子は。

そういったことで、先ほどの内蔵の手術のときに医療費が 500 万円ぐらいかかったケースもあっているというデータが出ておりました。このような対応策についての見解をどのように考えるか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

児童が持参する水筒に関する転倒事故につきましては、特に低学年において安全面への配慮が重要であると認識しております。また、国におきましても水筒の取扱いに関する注意喚起がなされており、学校における安全確保の一層の取組が求められているところです。

学校では、持ち物の整理や保管の工夫を図るとともに、水筒の安全な持ち運びや扱いについて指導を行っております。今後も児童の安全確保の観点から、適切に対応するよう指導してまいります。

○ 15 番（黒田澄子さん）

私は、以前熊谷市の取組で晴れの日も雨の日も使える晴雨兼用傘を提案しました。日置市では、ほとんどの子どもが体育帽子で、幼稚園とか保育園だと後ろにたれがついて、後頭部に日が当たらないような帽子をほとんど今どこも使っています。先生も使っています。マラソンの選手もつけて走っている人も見かけます。

ところが、小学校の子どもたちは前のこの日差しだけで、ほとんど日に当てられて、帽子を替えようというよりか、私は日傘がいかなと思って熱中症対策帽子の変更をする学校もあるようですけれども、日傘のほうがもっと日陰をつくれるということで提案をしたわけなんですけれども、答弁の中で、「日傘は視界が妨げられる。通行の妨げ」というような答弁もありました。雨傘だって一緒じゃないでしょうかと心の中でそれを聞きながら叫んでいました。

さらに、雨も降っているからもっと視界が

悪いんじゃないかな、そういうふうに思いました。

実は、令和6年の9月議会でこれ提案していたんですけれども、そのときの教育委員会の答弁の中から、「保護者から日傘使用の申出があり、雨天時同様、交通安全に十分注意して」と答弁されています。

また、一人だけさしていると、ほかの子どもからいろいろ言われて嫌な思いがしてさせない、そういったこともありはしないか。できれば教育委員会でもこれ使っていていいですよと発信をしていただけないものかというふうに申し上げましたら、「学校のほうでもさしてくる子どももいて、認めているよ」と答弁をされました。

今回は推奨してほしいというのは、先生の言うことは子どもたち素直に聞いて、駄目と言われたことをやっていると言われながら言われるので、「先生も今日はね、昨日暑かったから日傘をさしてたよ」って、「みんなも暑い時は日傘を持ってきてもいいんだよ、さしてもいいんだよ」って、こういうタイプの推奨ですね。

もう絶対みんな日傘を持ってこなければならぬとか、そういうことは言っておりませんが、その程度のことが先生方からちょっと、特に低学年の子どもたちには語られないものか。

熊谷市では、皆さんに配られた傘を中学生も暑いので使っていると、そのまま使っているというふうに言っていましたので、お尋ねしたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

前回もそうにお答えをしていると思いますけれども、現在でも日傘をさしている子どもはいます。日傘の有効性というのは、やはり学校では指導をしているというふうに思います。一斉にそれを持った場合、いろんな危険性があるということを先ほど申し上げま

したけれども、有効性を教えることと、また状況に応じては、使用することは十分有効だというふうに思っています。

それから、さっきちょっと言いました帽子のこの後ろにつけるやつ、実は市内でも学校でちょっと見かけるんですね。で、確認をしたら、それで統一しているわけではないけれども、着脱可能なものを使っている学校もあって、その学校は結構半数ぐらいの子どもがそれを使っていたので、その有効性もやっぱり伝えることは大事なかなというふうに思っております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

市役所は涼みどころにもなっています。冷水の設置はでもありませんし、よそでは冷水のボトルは置いてあったり、どうぞご自由にお飲みくださいとかあっていますが、そういうこともありません。

以前は給茶機があったけれども、コロナ禍等で撤去されています。せめてまずは市役所に、また今後は支所にも設置できないのか。そして、もう一点、市役所には多くの職員が働いています。5時以降になると多分エアコンが切られたりとか、そういうことも今はどうなのか分かりませんが、以前はそういうこともあって、暑い中で仕事をされていて、市役所から熱中症で救急車を呼ぶということも少しどうかと思っておりますので、できれば市民向けの冷水機と、それから職員の方でも自由にマイボトルでつづるものもあっていいのかな。

その裏には、市の職員の方ほとんどがマイボトルをご持参されていることが、ほぼほぼ徹底されているような現状に至っておりますので、その辺どのようにお考えかお尋ねいたします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

先ほど市長から答弁がありましたとおり、熱中症対策は毎年の研究・検討・実践が必要であると考えています。本庁及び支所への冷水機の設置については、熱中症対策を充実するという観点から、選択肢の一つとして検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（黒田澄子さん）

冷水器について、教育委員会のほうでは今後設置を頑張っていきたいということで既にあるということですが、大体いつぐらいをめどに全ての学校に設置ができそうなのかなと、一言お尋ねをいたします。

○教育総務課長（有馬純一君）

お答えします。

全校設置についてでございますが、日常の衛生管理や定期的なメンテナンス、またフィルター交換等の維持管理を学校現場で継続的に担っていく体制が整っているかどうか、実効性を担保する上で不可欠な要素となります。

時期については、まだ未定ではございますが、設置が必要とされる学校に対しましては、随時導入を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

市役所等の冷水器・給水機の設置なんですけれども、財源等もちろん大事だと思っています。20も30も役所があるわけではございませんけれども、やっぱり涼みどころという部分では、必要なものかなと思っています。

ます。

ふるさと納税、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングとか、意外と市長そういうの得意なのかなと、日置市のセールスマンみたいにして全国のいろんなところに行かれてますけれども、いろんな方のご存じだと思っております。そういった検討ができないものか、市長にお尋ねします。

○市長（永山由高君）

ふるさと納税や企業版ふるさと納税、そしてガバメントクラウドファンディングなどは、有効な資金調達的手段として認識をしております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

それでは、ミライロIDに入りますが、「導入に向けて取り組んでまいります」という前向きな答弁をいただきました。実は、昨日既に鴻巣市というところでミライロIDもう使っておられるんですけど、その議員さんからもお電話があつて、「本当に障がい者の方がとっても助かっているって、便利だって、もうぜひ日置市もできたらいいですね」という声をいただいています。

何てたって紙でできているこの手帳を何十年も使っていらっしゃるんですね。簡単に更新とかありませんので、保険証なんか更新があるんだけど、ありませんので、見るともう写真がボロボロとか、あと紙も雨が降ったり湿気があるこの時期非常に弱いということで、そして落としたら大変な、大切なものでございますので、このミライロID使えることになることを大変期待をしたいと思っています。

大体予想的には、どれくらい待てばこれができるようになるのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

導入時期につきましては、今年度中に導入したいと考えております。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

今年度中ということなんでしょうけれども、この利用者の障がいを持ちの方などには、どのようにして周知をされていかれるのかお尋ねします。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

周知のほうにつきましては、失礼しました。障がい福祉係の窓口におきまして、障がい者手帳の取得者やその家族、また相談に来られた方に対しまして説明を行うとともに、リーフレットを準備いたしまして、誰でも情報が入手できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

障がいのある方はよくスマホを見たりされていますので、できれば「ひおきと」ですかね、LINEでよく配信される、ああいったものでもぜひできないものか、ちょっとお尋ねをします。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

市のホームページやSNSなども活用して、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

中東情勢についてのうちのいろんな対策についてお尋ねをいたしたいと思います。

今回の悪化状況で、事業者が先行きがいけないといったような状況がなかったのかお尋ねします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

事業者から事業継続に関する不安については直接相談をいただいておりますが、それ

ぞれ加盟している業界団体等から、国などに関係機関を通して要望等を提出していると聞いております。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

農林水産業、商工業、医療、福祉の事業所、学校等、どこも物価高騰に加えてのナフサ不足での対応に苦慮されていると想定できます。物価高以前に、物がもう入手できない、これでは仕事ができない。倒産とまではいかないけれども、とても心配だという声など届いてはいないのでしょうか。

また、それぞれの担当の人たちが聞き取りなどはしていないのかお尋ねします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

本年4月に市内建設業者を対象に、中東情勢の緊迫化に伴う資材・燃料等の影響についてアンケート調査を行ったところでございます。

その中で、多くの事業者から価格高騰、納期遅延、品薄、供給制限の影響が出ているとして、先行きが見通せないという声が寄せられております。

このほか、関係課からの聞き取りや調査において、農林水産業では農薬用ビニールや塗料の受注停止、漁船燃料費の高騰、商工業では容器や梱包資材の受注制限、医療・福祉・介護では医療用手袋の品薄、値上げや燃料費高騰、教育・子育ては給食費への影響など、多くの業種において深刻な影響が出てきているということが確認できておりますが、現時点で個別事業者から倒産といったような具体的な相談や報告というのは、受けていないところでございます。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

様々なところで大変な課題がどんどん出てきている状況がよく分かります。私もちょっ

と電話で調査しましたが、1問目の答弁でも言ってもらっていましたが、建設業者さんなんかはパイプは既に4か月遅れで、それが今の時点で4か月遅れなので、入ってくるかどうか分からない。目地剤のエラストは入ってこないで、ブロックが積んでいけない。

「材料不足なんだけれども、工期が遅れることがあっても公共工事は発注を止めないでほしいな」とか、食品関係なんかパックが入らないとか、「お弁当なんかもどうやってこれが入らないと売ればいいんだろう」とか、様々な不安が出ています。

また、今日同僚議員からオイル交換ができない、行ったけどオイルがないと言われた、そういうことにもなっている。

そこで、公共工事における課題へ柔軟な対応が必要ではないかと考えますが、どう考えますか。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

アンケート調査からも、いろいろそのようなお声というのが出てきているところでございます。市といたしましては、公共工事における柔軟な対応として、工期の設定、物価の高騰に伴うスライド情報の適切な運用や継続的な発注の維持のほか、最新情勢の把握に努めていきたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

長野県では、3月に中東情勢に係る実務者連絡会の実施と、県内相談窓口ということで相談をもう始めているそうでございます。緊急資金繰りの支援の強化、これは本当に必須だと思います。

「資金繰り支援等相談窓口の設置、市の対応としては、今後随時必要な対策を行ってまいります」と書いてございますけれども、支援も必要なのではないかということで、市の対応

と支援について再度お尋ねをいたします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

現在、市が単独で窓口を設置はしておりませんが、日置市商工会のほうでは、会員以外でも相談の対応をいたしております。融資に関しては、今年度国の交付金を活用して日置市商工業制度資金利子補給制度の特例措置を設け、拡充して対応しております。

また、県では物価高騰対策特別資金を創設しております。市としては、商工会、金融機関、政策金融庫庫3社で設置している金融支援ネットワーク会議で補助制度などの情報提供を行い、連携をしながら対応したいと考えています。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

商工会は、なかなか商工会に入っている人たちだけしか行きようがないのかなと思っていましたが、それを会員以外でもとおっしゃいましたけれども、じゃあ会員以外の人たちは、そういうのをやっているよということは、どのようにして周知をされたのでしょうか、お尋ねします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

先ほど申しました金融支援ネットワーク会議、資金繰りに困っている事業者さんは、まず金融機関のほうに相談に行くかと思うので、金融機関のほうには、こういった制度を設けています、相談窓口やこういうものがありますというのをお伝えしておりますので、金融機関のほうから商工会とかそれぞれの適切な窓口のほうをご紹介しますという流れになっております。

以上でございます。

○15番（黒田澄子さん）

市では、今後補正を組んだりとかで、直接的な支援は何か考えられるものか、最後にお

尋ねをします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

現在、国からも重点交付金の追加補正などがなされているところでございます。引き続き国、県の動向を見つつ、市としてどのような対応ができるかについて研究をまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

市長会ではどのような対応、行動を起こされているのか市長にお尋ねいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

県の市長会におきましては、県関係国会議員へ中東情勢混乱に伴う資材不足・物価高騰に対する緊急対策を求める要望を行っております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

昨日、同僚議員への答弁で、ごみ袋がなくなっても燃えないごみ、ごめんなさい、これちょっとずれてしまいましたね。燃えないごみなどでちゃんと燃えるごみとして出せますよとかというのがあったんですけど、そういったの全部なくなったら、一体どうしたらごみが出せるのかお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

ごみ袋の代替措置の実施に当たりましては、前もって臨時措置の期間を定め、まずご家庭に残っている種類別の指定ごみ袋を別の分別ごみ袋として代替使用できる、例えば資源ごみ袋を燃やせるごみ袋や燃やせないごみ袋として使用していただき、またごみの分別をしっかりとお願ひした上で、指定された回収日にそれぞれ出していただくことを予定しております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

家庭からごみ袋何がなくなるかっていうのは、ばらばらだと思うんですね。うちでいうと、不燃ごみはほぼもともとあまりないんですね。どちらかというと資源ごみがいっぱいあって、可燃ごみは少ないと。その人その人の家で違うんですよ。大きさによって使い分けをしますので、残っちゃっているものが小っちゃいものしかないとかですね、これってどういうふうに、いつぐらいからこうですよっていうのは、まだ今はいつぐらいと言えないと思うんですけど、周知するとしたらどんなふうに周知がされるのかお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

その周知につきましても、混乱を招かないように市のホームページやSNS、防災無線などを通じて速やかに発信してまいります。

以上です。

○市長（永山由高君）

ただいまごみ袋がなくなると仮定した上で、将来にわたった供給不安を前提としたご議論をいただいているかと思うんですけども、現時点において今年度分のごみ袋は確保できておりますということを、市民の皆様にもしっかりと今お伝えをしている段階でありますので、市民の皆様におかれては、引き続き買いだめを避け、必要な分のみ購入いただくことを、まずはお願いを申し上げたいと思っております。

その上で、仮定としてこの先どのような代替策が必要かという点について、検討はいたしておりますが、その点についての具体的な方策を現時点であまり詳細にお伝えするのは、控えておきたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

私も市民で先走っております。うちのごみ

袋のケースを見ると、あれがない、これがないとちょっと心配をして、かといって買いには行っておりませんけれども、まだあるからですね、そういう市民を増やしたいなと思ってあえて言ったところでございます。

ちょっとこれ那覇市さんが、実際今までごみ袋ってうちも文字が青でいっぱい書いてあったり、赤でいっぱい印刷してあったりするんですけど、それ自体が今後非常に簡単に使えなくなるのかな、印字とかができなくなるのかなということを考えて、透明の袋に小さく那覇市で燃えるごみとか書いた袋に替えますと言って、この間市長がニュースで言っていました。

でも、私やっぱりここに燃えるごみとか要るのかなと。日置市では持続可能なごみの出し方について3つの種類があっても、昔私たちのときは黒いビニール袋でしたから、全くなが見えない、何が入っているか。

その時代から有料になったときに、透明のごみ袋に変わりましたので、もちろん赤い字で書いてあると可燃ごみで出しますけれども、もう透明なので別にそこまで何のごみ袋って書かなくても、種類だけ幾つかあって大きさが、で、日置市だけあれば、もう出していいんじゃないかと。

これは今のことがどうということではないんですけど、こういうことがあって将来を考えて、本当に限られた資源を使うときに、持続可能な状況を我が市も取っていかなくちゃいけないのかなと思って提案するところです。将来的にですね、今じゃなくてですね、その辺いかがお考えかお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

現在、さらなる原材料の供給不足に陥ることも踏まえまして、メーカー、販売代理店などを含め、社会情勢の状況も十分注視しながら、情報共有・連携を図り、ごみの形状から

種類なども含めまして様々な観点から検討を進めているところでございます。

現在の指定ごみ袋につきましては、ごみ質により形質形状が異なり、利便性も考慮しながら製作してきた過程もでございます。ごみを出す側、回収する側の利便性や安全性も含めまして、適正かつ円滑なごみの処理につながりますよう、適切に検討してまいります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

適切に検討をいただきたいと思います。

あとはしかについて、今年5月11日、今年が2番目に多いという発表もありました。大人の発症ではどのような状態になるのかお尋ねします。

○健康保険課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

大人の方が麻疹を発症した場合には、子どもと比べて病状が重症化しやすい。そして、39度以上の高熱や全身の発疹に加え、肺炎や脳炎などの重篤な合併症を引き起こすリスクが高まってまいります。

麻疹については特効薬はなく、回復までに1か月近くかかることもあります。また、妊婦の方が感染すると流産や早産のリスクが上昇するなどの場合もございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

本市で40代の方がかかったということで、ちょっと大人の症状などもお尋ねしたところです。重症化すると肺炎や脳炎を起こして、乳幼児では命を落とす危険もあると書いてございます。日置市では母子モを活用されていますが、どのような啓発をされているのかお尋ねします。

○健康保険課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

1歳の乳幼児の場合には、接種の開始時期となる麻疹の接種を勧奨する通知を発送して

おります。接種していない乳幼児が1歳半になると、予防接種の勧奨通知の発送に合わせまして、1歳半時の健康診査において保護者の方へ声かけを行っております。

また、子育て支援アプリ母子モを活用しまして、麻疹の予防接種のほか、感染症への注意喚起など、情報発信をしているところです。

その他、市のホームページや防災無線を通じて広く市民の皆様に注意を呼びかけるなど、啓発を行っております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

まさかのはしかの流行に本当に驚きました。本市でもそういう発症の事例が出たことにも驚きました。そこが40代というところにも、なぜという気持ちになりました。今回の答弁で2回の接種率が両方とも90%に達していないんですね、今の子どもたちがですね。この状況を市がどのように考えているのかお尋ねします。

○健康保険課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

令和6年度のワクチン2回接種率が、全国平均が91%となっております。特に、本市の場合においては、令和7年度の小学校就学前の接種率が88.0%と、全国平均を下回っていることから、市でも独自に3回の受診勧奨を行っているところです。

麻疹が全国的に流行していることから、広報ひおき7月号においても、ワクチン接種の重要性を掲載し、受診勧奨と注意喚起に努めたいと考えているところです。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

はしか、うちの子は予防接種を受ける前に病院でうつってしまって、なってしまったんですけど、もう夜中中体を水で拭いて、熱が下がらないですね。もう真っ赤でした。赤ちゃんだけだとさらに真っ赤でした。

終わった後が、全部水泡が破けて体中がごみくずのような赤ちゃんだったんですね。本当に予防接種しようと思っているときに、お兄ちゃんと一緒にいった病院でうつされてなくなってしまったんですね。本当にワクチンのほうがどれだけいいことかというのを、本当にかわいそうなくらいに泣きながら私は体を拭いておりましたが、熱が早くでも少しでも下りるようになって、本当にはしかだけはなってほしくないし、ならないように気を付けていかれたいと、ぜひ周知していただきたいと思います。

最後に、部活動の大会のことにお尋ねをいたします。

本当にまさかあの福島での事故が起きたけれども、あれを見て人事とは思えなかった人がほとんどじゃないかなと思います。

で、鹿児島みたいなところは、私これ文科省にも調査をしまして、鹿児島県の教育委員会にも調査をしました。あそこに書いてあるのでは間に合いませんと。私たちのまちは公共交通機関で、例えば伊集院駅から東市来駅から電車に乗って志布志の大会に間に合うのか、どここの大会に間に合うのか、公共交通機関を使って大会に出れない、そんな地域なんですよ。そういったところも盛り込んでほしいと言ったけど、「やっぱりそういう細かなところまで国が示すわけにはいかない。県も何か示すわけにはいかない。貴重なご意見として拝聴いたします」みたいな、そういう声でした。

でも、現場は私たちのまちの子どもたちと保護者です。ほとんどが部活動の輸送に大きな中体連以外は、保護者が当番を決めたりしながら子どもたちを大会に輸送しているのが現状です。それは私たちの頃からそうだったと思います。

そこで、悩んでいる保護者の声は教育委員会に届いていないのかお尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

教育委員会に直接そのような声は届いておりません。また、学校からもそのような報告は今のところ届いておりません。

○15番（黒田澄子さん）

我が子はこのまちに住んでいませんけれども、一生懸命子どもが部活動をやっています。それで、この間から女子のなんちゃらも、男子のなんちゃらも保護者が集まって、「もうどうしたもんか、どうしたもんか解決策が見つからない。だけど、今日は私が当番」とか言いながら、みんなを連れて行ってるんですね。

かといって、例えばその書面を交わしたとしても、法的には全く効かないとか、そういうこと簡単に国も県もおっしゃるんですけれども、最低限「あなた、私は今日仕事で行けないのでお願いをしたい」ぐらいのことは、あってもいいのかなと思いつつ、私も共に悩んでおります。

平成19年に県から出た「中学校・高等学校運動部活動における適切な生徒の引率についての通知」で、顧問等は生徒を同乗させることを禁じているのかお尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

結論から申しますと、禁じてはおりません。やむを得ない場合は、学校長が安全指導を行った上で、事前に承認をするという形になっております。

○15番（黒田澄子さん）

全国でも禁じている、禁じていないとかばらばらありますけれども、今回何かいいあれはないかなと思って探ったところ、大分モデルという15年前からやっている大分県の実践が見つかりましたが、その教育委員会の方も、「先生が乗せちゃいけないと、禁じています」と言われて、いや、鹿児島県は禁じ

るという言葉まで入っていないんですよって言ったら、「えー」って言われましたので、あえて禁じていないということを答弁していただきました。

この大分モデルは、県立学校、県が行って県が予算をつけて、県立学校だけに実施されていて、安全運転講習会というものをされています。生徒の輸送に係る教員保護者、外部指導者など、年に一度の受講を義務づけていて、5月から6月に大体今年度も600人ぐらいが自動車学校で半日ぐらいかけて、それやらないと輸送はできないというふうに、それは大分も以前事故死があったということで徹底されています。

ただ、うちのまちではどうかというと、自動車学校ありませんし、そこまではできないにしても、せめて何らかのそういう交通安全の講習会などを毎年そういう輸送に関わる人たちには開けないものか、意識の違いだと思います。

きちんと運転はできる、免許証も持っている、でも子どもたちを乗せて大会に輸送するときには、こういうことは気をつけようね、どこかで休憩取ろうね、調子の悪い子どもはいないかな、私は1回乗せて行って、後ろからゲボーって吐かれたことがあったんです。

○議長（富迫克彦君）

残り1分を切りました。

○15番（黒田澄子さん）

はい。早く気がついてあげれば、どこかで止めて休憩させればよかったなと反省もしているところです。

最後に、本市においてそういう部活動の輸送に対して、みんながあまり不安がらずにできるような仕組みとして、そういう講習会等が開けないのかお尋ねをして、私の一般質問を終わります。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

移動手段は、公共交通機関の利用を原則としつつも、やむを得ず保護者による輸送が行われている現状があると認識をしております。とにかく安全確保に万全を期することが不可欠と考えます。

その対策については、学校と連携の上、議員よりご提案をいただきました先進地事例等を含め、情報を今後収集してまいりたいと思います。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月15日月曜日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時40分散会

第 4 号 (6 月 1 5 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（2番、3番、6番、12番）
-------	--------------------

本会議（6月15日）（月曜）

出席議員 20名

1番 阿多聖弥君
3番 山口秀人君
5番 福田晋拓君
7番 下園和己君
9番 是枝みゆきさん
11番 福元 悟君
13番 中村尉司君
15番 黒田澄子さん
17番 坂口洋之君
19番 池満 渉君

2番 大川畑宏一君
4番 中村清栄君
6番 長倉浩二君
8番 佐多申至君
10番 重留健朗君
12番 山口政夫君
14番 留盛浩一郎君
16番 下御領昭博君
18番 並松安文君
20番 富迫克彦君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長 濱崎慎一郎君
議事調査係 野崎元気君

次長兼議事調査係長 原田人美さん

地方自治法第121条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長 馬場口美宗香さん
教育委員会事務局長 上村裕文君
東市来支所長 内山良弘君
吹上支所長 神余 徹君
財政管財課長 小園秀作君
市民生活課長 瀬戸口和彦君
教育総務課長 有馬純一君
福祉課長 奥田美穂さん
地域づくり課長 宇都 敏君
建設課長 上 勇人君

副市長 上 秀人君
総務企画部長 瀬戸口 亮君
産業建設部長 東 正和君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上 誠君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 東 純一君
企画課長 園田賢一君
農林水産課長 泊 真也君
消防本部総務課長 藏 菌 健一郎君
社会教育課長 入佐好彦君
商工観光課長 家村 毅君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

まず初めに、先日、黒田議員の質問で熱中症のことをお尋ねになったんですが、一部言葉が足りなかったということで、市民福祉部長から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○市民福祉部長（馬場口美宗香さん）

6月12日の黒田議員の一般質問で、熱中症による死亡者数について健康保険課長が「死亡者はいません」と回答いたしましたが、正しくは「令和7年度については死亡者はいません」という答弁になりますので、発言の訂正をいたします。

なお、令和6年度の死亡者数については、消防本部警防課長の答弁内容で間違いはございません。

以上です。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、大川畑宏一議員の質問を許可します。

〔2番大川畑宏一君登壇〕

○2番（大川畑宏一君）

議員の皆様そして市民の皆様、おはようございます。大川畑宏一です。通告に従い、順次一般質問を行ってまいります。

質問に入ります前に、ごく私的な話をひとつ述べさせていただきます。

先日、本市を代表するお田植祭り「せっぺとべ」が開催されました。私はその勇壮な姿をカメラに収めようと足を運んでまいりましたが、有り難いことに知人からのお誘いも受けておりますので、来年はぜひ白装束を着て

自ら泥にまみれてみようかと考えているところでございます。

さて、こうして地域に根差した行事のすばらしさを実感したところでございますが、本日は子どもたちの健やかな成長を支える学校生活の基盤「食」について伺ってまいります。

今回の一般質問は、完全無償化に伴う学校給食の質の確保と、新たな財源確保策についてです。

本市が掲げる「日置市こどもまんなか宣言」の理念に基づき、今年度より本市の小学校給食費が完全無償化され、子育て世代の経済的負担が解消されたことについては、子育て支援の一つの前進として評価しております。

しかしながら、私自身、文教厚生委員会の委員として、学校給食センターの行政視察等を通じ現場を確認してまいりましたが、保護者負担がなくなった反面、給食現場は月額5,200円という固定された低単価の枠内でのやりくりを強いられています。その結果として、給食の質という子どもたちの健康と成長に直結する部分に深刻な弊害が生じています。

次代を担う子どもたちの健康を守るため、本市の適正な学校給食の在り方と財源確保策について、以下3点を伺います。

質問1番目、提供される給食において、文部科学省が目安として示している栄養基準に対して本市の達成状況はどうか。

質問の2番目、米価格変動等に依存しない副食を充実すべきと考えるが、見解を伺う。

質問の3番目、使途を学校給食事業に限定した給食特化型寄附の創設に取り組む考えはないかです。

以上で最初の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。質問事項の1つ目につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

おはようございます。

それでは、質問事項１、学校給食の質の確保と新たな財源確保についてのその１、栄養基準に対しての本市の達成状況についてお答えをいたします。

学校給食摂取基準はおおむね達成している状況にありますが、エネルギー、カルシウム、鉄は、基準に満たない傾向にあります。

今後も栄養教諭を中心に、多様な食品を適切に組み合わせた献立作成に努めます。

続きまして、質問事項その２、副食を充実すべきと考えることについての見解についてお答えをいたします。

物価高騰の影響により、米をはじめとする様々な食材が値上がりの傾向にありますが、物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金等の財源を活用しながら、学校給食摂取基準を踏まえ、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取できるよう献立を工夫してまいります。

続きまして、質問事項その３、給食特化型寄附の創設についてでございます。

学校給食法では、給食の食材料費については保護者が負担することとされています。近年は、各自治体において実質的な給食費の無償化や負担軽減が進んでいますが、学校給食費の抜本的な負担軽減については国の責任で行われるべきものだと考えており、あらゆる機会を通じて国に要望をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○２番（大川畑宏一君）

それではご答弁いただきましたので、１番目の質問の要旨から再質問させていただきます。

本市の給食費単価は月額５，２００円であ

り、鹿児島県内４３市町村内でも極めて低い水準、下から３番目に据え置かれています。その結果として、１食当たりの提供カロリーを検証すると、小学生は基準値６５０キロカロリーに対して、令和７年度は平均６１５キロカロリーと、既に基準を満たせておりません。さらに深刻なのは中学生であり、基準値８３０キロカロリーに対し令和７年度は平均７６９．６キロカロリーと、明確に必要な量の下限を割り込んでいる実態があります。

この中学生のカロリーが国の基準値を割り込んでいる現状について、教育委員会は子どもたちの成長に影響がないと考えているのでしょうか。物価高騰が続く中、月額５，２００円で適正な栄養バランスと品数を維持することは、現場の努力だけでは既に限界に達していると考えます。

提供される給食において、文部科学省が目安として示している栄養基準に対して、本市の現在の達成状況と所見を伺います。

○教育総務課長（有馬純一君）

お答えします。

議員ご指摘のとおり、本市の学校給食における令和７年度の平均摂取エネルギーにつきましては、学校給食摂取基準の目標値に対し、小・中学校それぞれ下回っている現状でございます。

一方、エネルギー以外の栄養素に目を向けますと、小・中学校ともに、たんぱく質や脂質、各種ビタミン、亜鉛など、国の基準を満たしている、あるいは、大きく上回っている栄養素も数多くございます。

教育委員会といたしましては、現在の給食につきましても、子どもたちの健やかな成長を支えるための栄養や品質は確保できているものと考えております。

本市におきましては、今年度から物価高騰の影響を考慮した給食費単価の引上げを行ったところでございます。

一部目標値に満たない傾向が見られる栄養素につきましても、この拡充された財源の枠内において、栄養教諭を中心に、目標値により近づけるよう工夫を凝らした献立作成に努めてまいります。

以上です。

○2番（大川畑宏一君）

実際に給食を提供している現場の声を伺いますと、この苛酷な物価高の中にあっても、たんぱく質やビタミン等の必須栄養素については、必死の工夫を凝らして何とか基準を満たしているものを提供してくださっているとのことでした。

限られた予算内で、子どもたちの健康を守ろうとする現場の皆様の並々ならぬご努力に対し、まずは心から敬意と感謝を申し上げます。

しかし、これは裏を返せばたんぱく質やビタミンを死守すれば、現在の全体の量であるカロリーを削らざるを得ないという予算の限界を示しています。

それでは、今年度の新米の販売価格はかなり下落するとの予測が出されています。主食である米の調達コストが下がれば、その浮いた分で米を増量し、不足しているカロリーの数値を表面上補うことは可能かもしれません。しかし、主食の増量のみで基準カロリーを満たしたとしても、肉や魚、野菜といった副食が不足したままでは成長期に必要なたんぱく質やビタミン等の栄養バランスが著しく偏ってしまいます。カロリーの数値を満たすために、安くなった米を増量して基準を満たしたとするような栄養バランスを無視した場当たり的な手法は絶対に避けるべきです。

市況、特に米価格の変動等に依存することなく、成長に必要な栄養素を確実に担保するため副食を充実すべきと考えますが、見解を伺います。

○教育総務課長（有馬純一君）

お答えします。

議員ご指摘のとおり、単に主食を増量してエネルギーの数値のみを合わせるような、全体の栄養バランスを欠く手法は取るべきではないと考えております。

学校給食において大切なのは、エネルギーの確保のみならず、成長期に必要な全ての栄養素をバランスよく摂取することです。

本市におきましては、令和6年度から鹿児島県学校給食会を通じて、ビタミン・鉄分入り強化米を導入するなど、主食の面からも質の向上を図っているところでございます。

今後の米価の動向に左右されることなく、今年度から小・中学校それぞれ物価高騰を考慮して引き上げた給食費単価の中で、肉や魚、野菜といった副食につきましても必要な質と量を確保し、子どもたちが各栄養素をバランスよく摂取できるよう、多様な食品を適切に組み合わせた魅力ある給食の提供に努めてまいります。

以上です。

○2番（大川畑宏一君）

それでは、最後の再質問に移ります。

この問題の本質は、副食に回す食材費が圧倒的に足りていないことです。完全無償化によって既に多額の財源を投入している本市において、これ以上の公費の追加投入が厳しいという実情があるならば、子どもたちの栄養状態を放置しないための対案として、用途を限定した給食特化型寄附の創設を提案します。

具体的には、返礼品を必要としないガバメントクラウドファンディング、本市で言うところのクラウドファンディング型ふるさと納税や企業版ふるさと納税、同じく本市で言うところの地方創生応援税制の活用です。

例えば、大阪府交野市では、本市と同様に給食費の無償化を実施した上で、物価高騰から給食の質を守り抜くためにガバメントクラ

ウドファンディングを活用しています。

また、石川県白山市でも、良質な地元産米を給食に導入するための資金をガバメントクラウドファンディングで調達しています。

さらに、企業版ふるさと納税を活用すれば、法律によって企業への返礼品の提供が禁じられているため、本市は調達コストを一切かけることなく持ち出しゼロに近い形で財源を確保できます。

国が示す基準を下回っている現在のカロリーや、基礎的な栄養素を適正水準まで上げるためのベースアップは、自治体の最低限の責任として公費で確実に行う。その上で、今後の物価高騰に対するバッファや、本市の豊かな自然が育んだ特産品をふんだんに取り入れ、子どもたちに地元の食の魅力を伝える生きた食育の場とするためのプラスアルファの部分を、給食特化型寄附で賄うというハイブリッド方式を構築すべきだと考えます。

そして、なぜそこまでして私たちは給食を豊かなものにしなければならないのか。ごく私的な話にはなりますが、学生時代、授業の内容はあまり思い出せなくても、給食の思い出は今でも鮮明に思い返すことができます。例えば、最近ではコンビニでも売られているんですが、ムースという冷凍アイスが給食で出た日には、欠席した児童の分をみんなで白熱したジャンケンで奪い合うというような戦いを繰り広げたものです。

また、私の育った学校では、洋風さつま汁というような伝説のメニューがございました。普通のさつま汁に牛乳を加えたもので、みそと牛乳の斬新なハーモニーがすばらしく、結果として見事にみんなが残しておりました。食後、廃棄箱に入り切らない洋風さつま汁がずんどう鍋のまま大量に給食室の横に並べられているのを見て、子どもながらに大笑いしたものです。

今の時代、食品ロスの観点からは決して笑

い事ではございませんが、ここでお伝えしたいのは、よくも悪くも小・中学生にとって給食というものは、学校生活における極めて重要な部分を占めているという事実です。学校給食が豊かになることは、学校生活そのものが豊かになることと同義であると私は考えます。

そこで最後の質問です。

日置市こどもまんなか宣言を掲げる本市において、持続可能な給食運営と子どもたちの豊かな学校生活のため、使途を学校給食事業に限定した給食特化型寄附の創設に取り組むお考えはないか、明確な答弁を求め、私の一般質問を終わります。

○教育総務課長（有馬純一君）

お答えします。

ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税など、学校給食事業に特化した寄附制度のご提案をいただきました。

魅力ある給食づくりのための財源確保という点でのご提言と受け止めますが、一般からの寄附や企業の善意に依存する財源構成とした場合、年度ごとの寄附額の変動等により、義務教育の一環である学校給食の安定的かつ持続的な運営に課題が生じる懸念がございます。

本市といたしましては、小学校での実質無償化の実現のみならず、中学校におきましても物価高騰を考慮して給食費単価を引上げ、その差額分を市からの交付金で賄うことで、保護者負担の軽減と給食の質の確保を両立させているところでございます。

寄附金等の外部財源に頼るのではなく、公費において安定的かつ責任を持って財源を確保していくことが基本であると考えております。

教育長答弁にもありましたとおり、抜本的な財源確保策については国に対して要望を続けていくとともに、市としても適正化された

給食費の枠内において最大限の工夫を行い、子どもたちへ安心・安全で栄養バランスの取れた給食を安定して提供できるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、3番、山口秀人議員の質問を許可します。

〔3番山口秀人君登壇〕

○3番（山口秀人君）

皆様、おはようございます。1期目の山口秀人です。議員生活も1年過ぎ、議員に入ってから活動していくと毎日が勉強で、今までの中では大変充実して生活しております。この1年間、先輩議員の皆様の会話に耳を傾け、理解し切っていないことは後で調べて自分の中に吸収してまいりました。今の自分にできることは何かを考える日々を送っています。いろんな集まりに顔を出すことも増え、頑張ってくれと励まされることも多く、微力ながら皆様のお役に立てるよう声に耳を傾けて努力していこうと思います。

そこで今回は、ふるさと納税事業の取組を勉強しました。飽きられることなく、いつまでも本市を支援し、ファンでいていただけるような施策を考えてみました。

そこで、通告に従い、質問させていただきます。

1つ目、ふるさと納税の実績等について。

1番、令和7年度の本市のふるさと納税の受入額と流出額は。

2番、返礼品調達費、発送、諸事務費はそれぞれの程度となっているか。

3番、寄附者へ情報発信やリピーター獲得に係る取組状況は。

4番、地場産品の振興や事業者支援にどの程度つながっているか。

5番、今後、寄附増加をどう図るか。

以上、5点の答弁を求めます。

2つ目、商品券発行事業について。

1番、令和7年度「キバレ！ひおき応援券」の実績を伺います。

2番、商品券のデジタル化を検討しないか。

以上、2点伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、ふるさと納税についてその1、令和7年度の受入額と流出額につき、回答します。

令和7年度の受入額は約11億4,000万円、流出額は約9,900万円となっています。

その2、返礼品調達、発送、諸事務費について回答します。

令和6年度の受入額約12億2,000万円に占める返礼品に係る関連経費は、受入額の49.6%となっています。

内訳は、返礼品の調達に係る費用が約3億4,400万円、発送に係る費用が約9,600万円、広報や決済など事務に係る経費が約1億6,900万円となっています。

その3、情報発信やリピーター獲得に係る取組状況について回答します。

市外で開催されるイベントにおいてシティープロモーション用チラシの配布や、実際に登録されている返礼品を取扱事業者とともに広くPRする活動を行っています。

また、リピーターの獲得に向けては、寄附に対するお礼メールの送付による信頼関係の構築や、返礼品に対する安心感を高めていただくためのレビューへの対応など、一過性に終わらせない取組を心がけています。

その4、地場産品の振興や事業者支援について回答します。

本市の魅力ある商品をポータルサイト等を通じて全国の方に知っていただくことで、寄

附申込額の増加を図り、これを契機にパッケージの刷新や新たな商品開発に取り組む事業者が増えるなど、実質的な事業者支援にもつながっています。

その5、寄附額増加について回答します。

現地決済型や体験型返礼品など選択肢を増やすことで、寄附額の増加を図りたいと考えています。

質問事項の2つ目、商品券発行事業についてのその1、令和7年度「キバレ！ひおき応援券」の実績について回答します。

利用実績は総額4億582万7,500円が市内の取扱加盟店で利用され、物価高騰の影響を受けている生活者の支援や、消費を刺激することによる地域経済の活性化に貢献しています。

また、地域店での利用に当たっては、利用額の10%をキャッシュバックする地域店利用促進キャンペーンも併せて実施しており、全利用のうち59%が地域店で活用されています。

その2、商品券のデジタル化について回答します。

昨年度、プレミアム付商品券購入者と商工会会員事業者を対象にアンケート調査を実施したところ、事業者からは、換金手続、キャッシュバックへの対応が負担になっているという回答がありました。このアンケート結果に加え、商品券の購入実績が少ない若年層への利用促進、地域店舗におけるキャッシュレス化の推進といったメリットも踏まえ、今年10月から電子決済によるプレミアム付商品券事業を実施いたします。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、ふるさと納税の話についてちょっと質問させていただきます。

1番の受入額と流出額はについて。近年の寄附受入額と件数の推移及び人気の返礼品の

傾向を伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

令和4年度は約12万8,000件の約16億円、令和5年度は約12万9,000件の約15億3,000万円、令和6年度は約8万3,000件の約12億2,000万円の寄附を頂いております。

本市では、肉類、お酒、魚介類、調味料、麺類などが人気ですが、物価高騰のあおりもあり、全国的にぜいたく品から日用品にシフトしており、寄附件数は減少しております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

ただいまの答弁で寄附件数が減少しているということでしたが、増やすための有効な手だてを考えているか、伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

新たな返礼品の開発や既存返礼品のブラッシュアップに努め、魅力ある返礼品の展開と市の認知度向上とファン獲得を目指し、市外でのイベント等でふるさと納税につながるようなPR活動に努めています。

以上です。

○3番（山口秀人君）

日置市民が他自治体に寄附したことによる市民税の控除額——いわゆる流出額ですね——の推移と、経費を差し引いた実質的な収支をどのように認識しているか、お聞かせください。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

他自治体に流出した市町村民税並びに道府県民税控除額は、令和6年度は7,670万円、令和7年度は8,680万円となっております。流出額は増加傾向になっております。

寄附総額から経費を引いた結果、実質的な収入は5割弱にとどまっていると認識してい

ます。

国による経費基準の厳格化を受け、一層の経費の効率化が求められているところです。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、2つ目の質問の再質問に移ります。

返礼品調達費などのことを伺いましたが、現在の返礼品が地域産業の振興にどの程度寄与していると評価しているのか、お答えしてください。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

各種ポータルサイトを通じて情報発信を行うことにより、各事業者の商品が全国の皆様に周知され、売上げにもつながっているということから、地域産業の振興に大きく寄与していると評価しております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

ただいまポータルサイトを通じてPRをしているという回答をいただきましたが、本市にはPR武将隊などが県内外で活動しているが、催事を活用して、より一層返礼品の売り込みを考えないか伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

ひおきPR武将隊が県内外のイベントで活動する際、チラシ配布が可能なイベントにおきましては、ふるさと納税の返礼品の紹介を交えたシティープロモーション用チラシ配布を実施しております。

引き続きチラシ配布等を通じて、日置市の認知度向上とファン獲得を目指して、ふるさと納税につながるよう引き続きPRに努めていきます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、3番目の寄附者への情報発信や

リピーター獲得に係る取組状況を再質問させていただきます。

総務省がポータルサイト側に対して手数料の見直しを求めましたが……ちょっとすみません、資料がどっか行ったんで、今の質問で総務省がポータルサイト側に対して手数料の見直しを求めましたが、本市の手数料はどの程度となっているか、お伺いします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

総務省のほうから通知があった件に関して、本市の影響はどういうことかというのに対して、お答えいたします。

本市からサイト運営事業者への直接的な指導は行っておりません。今回の要請は国が主導しているものでありまして、市としては今後の事業者の対応を注視し、具体的な提示があれば速やかに対応したいと考えております。

影響額につきましては、ふるさと納税の流入額により変動があるために、影響があるかと考えております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

寄附者が寄附金使途を選択した事業への財源充当の現状と、効果の見える化の取組を、あと併せて、寄附者のリピート率や関係人口の創出につなげているのかを伺います。

以上です。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

使途を指定された寄附につきましては、それぞれの使途に基づく事業に充当され、毎年、広報紙や市ホームページで公表しています。公表を通じて、市のまちづくりへの共感を高めることで、単なる一度きりの寄附にとどまらず、また、このまちを応援したいと感じていただける根強いリピーターの獲得や、関係人口の創出へつなげていきます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、本市にふるさと納税を寄附した方々で、希望する寄附金の使途は何が多いかお答えください。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

令和6年度分の寄附につきまして、使途を指定しない一般寄附が最も多く、全体の50%以上を占めております。次いで、教育、文化及びスポーツの振興に関する事業に対する指定寄附を多く頂いています。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、4番目の地場産品の振興や事業者支援について、どの程度つながっているかという質問の再質問を行わせていただきます。

先般、返礼品の問題が発生しましたが、本市は返礼品の地場産品要件、制度遵守のためのチェック体制はどのように整備をしているのか伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

毎年、総務省に地場産品基準を満たしているか照会を行い、通過した品を取り扱っています。

制度遵守に関して、令和6年度から、提供事業者登録書兼誓約書の提出を義務化しており、市税の滞納がないこと、各種関係法令やガイドラインを遵守していることなど12項目をチェックし、対応しております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、事業者から提出される提供事業者登録兼契約書のチェック項目は、どのような内容を確認しているのか、お答えください。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

返礼品等の提供に当たり、食品衛生法、食品表示法、地場産品基準その他の関係法令、

ガイドライン等を遵守することや、市税に滞納がないこと等の内容に誓約いただいております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

総務省による基準改正、いわゆる地場産品基準の厳格化が本市に与える影響と合わせて、地域資源を生かした返礼品の開発状況または今後の拡充方針を伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

国の基準厳格化により、一部の返礼品で見直しを余儀なくされたものの、地場産品基準を厳格に遵守した適正な運用を行っています。

開発状況は、豊かな自然が育む特産品やフォレストアドベンチャー等の体験型コンテンツなど、独自の地域資源を生かした開発に注力しています。

今後は、関係部署や事業者との連携をさらに強化し、歴史や文化、スポーツなど、本市ならではのストーリー性のある返礼品の拡充に努めていきます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

新規事業者の参入促進の状況を伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

ふるさと納税の新規事業者は毎年増加しています。

以上です。

○3番（山口秀人君）

新規の参入事業者が増えているとのことですが、どのような業種が多いのか、傾向をお聞かせください。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

食品を提供される新規の参入事業者が多いです。

情報収集や直接訪問を通じて、ふるさと納

税への新規参入事業者確保に向けて取組を続けていきます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

新規参入業者からの声はどのようなものがあるか、お伺いします。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品として県外からの注文があり、販路が広がったなど意見をいただいています。

以上です。

○3番（山口秀人君）

現在、詰め合わせ等のギフトが存在しているのは承知していますが、事業所独特の返礼品では飽きられる可能性がある中で、現地決済型共通クーポン券などがあれば、いろいろな事業者が参入しやすくなり、利用者の選択肢が広がるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

現在導入している現地決済型ふるさと納税は、店舗や返礼品を限定しない電子クーポンを発行しており、複数店舗での利用が可能です。そのため、利用者の選択肢を広げられる仕組みとなっています。

ただし、対象商品は総務省の地場産品基準を満たすものに限られるため、今後は各事業者へ制度の周知と理解を深める働きかけを行い、さらなる取扱店舗や商品数の拡大を進めたいと考えています。

以上です。

○3番（山口秀人君）

現在、現地決済型を導入している事業者から、意見等はないか伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

店舗を構える事業者からは、従業員に対し

寄附までに至る流れを指導することへの難しさがあるが、ふだん市外からお越しいただいているお客様が、お店でふるさと納税をするという選択肢が増えたことは面白い取組で期待感があるとお声をいただいております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

今後の寄附額増加をどう図るかについての再質問をさせていただきます。

近年、多くの自治体が注力している、いわゆる交流人口の増加について、本市でも地域外から人を呼び込み、地域内での直接的な消費を生み出すという施策を取り入れているようですが、現在の状況を伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

来訪者がその場で寄附し、地域の店舗で即座に消費できる現地決済型ふるさと納税を導入している事業者は、現在5事業者あります。

以上です。

○3番（山口秀人君）

現地決済型を導入している事業者からの意見は何かないか、伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

現在5事業者に登録いただいております事業者——実績としては1店舗、1件利用されておりますが——先ほど申し上げましたとおり、手続等の複雑化がございますので、そこら辺での従業員に対しての指導等が難しいというようなお声はいただいております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

今後の寄附額増加をどう図るかについての再質問をさせていただきます。

フォレストアドベンチャー・吹上の体験型返礼品があるが、全国的に注目されているゴルフ等を加える予定はないか、伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

ゴルフについては、現在も予約時に利用できる割引クーポンを返礼品として登録しており、体験型コンテンツとして提供しております。

今後は、現地決済型ふるさと納税の導入に對しまして、ゴルフ場側の対応など十分な周知も必要になるため、可能性について研究していきます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

クーポンについて質問します。再度利用してもらえるように次回使える割引券を発行している自治体もあるようですが、本市は検討しないか伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

他自治体の事例も参考にしながら、本市で実施可能か、総務省の定める地場産品基準と照らし合わせて調査研究をしていきます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

温泉・宿泊施設の利用もふるさと納税の返礼品の対象になっているのか。対象になっているのであれば、今後民間事業者と連携していく予定はないか、お聞かせください。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

現在、宿泊施設の返礼品は1件の登録にとどまっております。

紙のチケット運用による予約管理やキャンセル対応など、事業者側の事務負担があるため、取り組む事業者が少ない現状です。

今後は負担を軽減できる現地決済型ふるさと納税の強みを生かして、市内の温泉や宿泊施設など民間事業者に対し導入に向けた働きかけや相談を行い、取扱い拡大に努めていきます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、ふるさと納税について最後の質問になります。

これまでは、全国からもので選ばれるというのが主流でしたが、このまちに行きたい、応援したいから寄附をするという形で少しでもシフトしていくべきではないかと思います。

体験型、現地決済型への推進は観光振興と地場産業の活性化につながると思いますので、職員のアイデア等を募り、さらにサイト側との連携を図り、前向きな取組を求めます。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

返礼品競争から、地域への共感や来訪意欲を軸としたシフトは重要であると認識しています。

今後は、豊かな自然や歴史を体感できる体験型の拡充に加え、ゴルフ場や温泉等の観光地で直接寄附ができる現地決済型の導入も考えていきたいと考えております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、2つ目の商品券発行事業についての再質問をさせていただきます。

デジタル商品券を発行することですが、高齢者などへの対応はどうするのか伺います。

○商工観光課長（家村 毅君）

お答えいたします。

デジタル商品券の発行を事前に周知広報を行い、設定等に不安のある方に対しては、事業者とも連携をし、対応していきたいと考えています。

今後は、スマートフォンの利用方法等の説明会も実施する予定です。

以上です。

○3番（山口秀人君）

それでは、最後に市長にお聞きします。

本市の施策の柱であるデジタル化の推進は年々進化すると考えられますが、今後、デジ

タル化に対する考えをお聞かせください。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

これまでも行政手続のオンライン化や窓口でのキャッシュレス化、電子契約の導入、庁内文書の電子決済などに取り組んでいるところでございますが、今後ともデジタル技術を活用いたしました行政サービスの向上や、行政事務の効率化につながる取組につきましては推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（永山由高君）

先ほどの担当課長の答弁に加えて、今回の商品券のデジタル化という点について少し私からも補足をさせていただきます。

デジタル化はそれ自体が目的になってしまっているといけないというふうに思っております。商品券のデジタル化についてもアンケート等の声を踏まえて、商品券の購入実績が少ない若年生への利用促進や、地域店舗におけるキャッシュレス化の推進といった目的をもって実施をしているというところであります。

様々な施策においてデジタル化は進めておりますけれども、それぞれの施策の目的を進めるに当たって、デジタル化が有効であろうという判断を一つ一つ重ねながら進めているものでありますので、そういった観点で今後選択肢の一つとして積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、6番、長倉浩二議員の質問を許可します。

〔6番長倉浩二君登壇〕

○6番（長倉浩二君）

日吉では、先ほどもありましたが、先日、お田植踊り「せっぺとべ」も好天に恵まれ無事終わり、昨日も多くのお田んぼで田植が行わ

れていたようでございます。永山市長にも五穀豊穡を願って飛んでいただいたので、今年も豊作になると祈っております。

今回は田んぼではなく、西の海のほうに目を向けた質問と、盗難に関する質問を通告に基づいて行います。

四方を海に囲まれた日本は、各地の縄文時代の貝塚からも分かるように、魚や貝を獲って食べてきました。昔から漁業は食材供給を担い、私たちの食卓や漁村社会を形成し、地域経済を支える重要な産業の一つとして成り立ってきています。ここ日置市においても、吹上浜の豊かな海の恵みを受けてきた地域の一つであります。

しかしながら、漁業者の高齢化、担い手不足、魚価の低迷、海洋環境の変化に加え、中東情勢の不安定化による燃油・資材価格の異常な高騰など、水産業を取り巻く環境は一段と厳しい状況にさらされています。

そのような中でも漁業者は吹上浜で人工漁礁を主体としたごち網漁業のほか、流し網漁業、小型底引き網漁業等の漁法で、タイ、バショウカジキ、ツキヒガイなどを中心に多様な魚種を水揚げしています。

水産業は、農業、林業とともに一次産業を形成し、本市の地域経済や魚食文化に代表される地域文化を支える重要な地域資源であると考えます。

そこで1問目の質問です。

本市の水産業の現状についてどのように認識し、どのような方法で振興に取り組んでいきますか。

去る4月1日、鹿児島県内では41沿岸地区漁協のうち29漁協が広域合併し、20年余りの構想が実現し、鹿児島県漁業協同組合が発足しました。

目的は、経営基盤の強化はもちろん、組合員不足が喫緊の課題でした。すなわち、組合設立には20名以上の組合員が必要だからで

す。それほど漁業従事者の減少は多くの漁協が抱える深刻な課題であったのです。

農林水産省の資料によれば、2020年の漁業就業者は13.6万人で、2003年の23.8万人と比較して40%以上減少しています。

一方、新規漁業就業者は、雇用される形での就業者数は横ばいで推移していますが、自営的な新規就業者は激減しています。要するに、漁業関連企業へ就職する形へシフトしており、自分の船を持ち、漁を行うといった従来の漁師が減っている状況であります。

そこで2問目の質問です。

漁業者の担い手確保について、どのような方針で取り組んでいきますか。

さて、吹上浜ではこれまでバッチ網漁業が盛んに行われ、7つのチリメン生産組合が漁獲から加工販売までを行い、地域経済や地域雇用に大きな恩恵をもたらしてきました。

しかしながら、最近の長引く不漁により、多くの生産組合が解散していく厳しい現状があり、現在では3つの生産組合しか残っていない現状です。地域の活力の減退の一つの要因になっているのかもしれない。

そのような中、チリメン加工に使われなくなった施設の有効活用を図ろうとする動きがあります。施設内に大型の水槽を設置し、光や水温などを管理しながら、ノリを養殖する実験栽培が進められています。徐々に実験データが集まってきているようです。やがてはチリメンに取って代わり、地域経済の発展に期待できるのではないかと考えます。

そこで3問目の質問です。

六次産業界の取組として、ノリ養殖についてどのように認識し、市としてどのような支援ができると考えますか。

水産業は地域経済を支える重要な産業のほかに、地域文化を支える地域資源であると述べました。その一つとして和食文化がありま

す。和食文化といえば「だし」があります。カツオだし、イリコだし、昆布だしなど、水産物由来のだしが広く使われています。

料理では、刺身に焼き魚、煮魚に寿司などが代表格でしょうか。最近では、アジフライがブームになっているようですけれども。

しかしながら、水産白書によれば、2022年度の1人1年間の魚介類消費量は22キログラムで、2001年度の40.2キログラムからおよそ45%減少している状況です。要因としては、やはり調理の手間などが考えられております。

そこで4問目の質問です。

魚食文化の普及について、市はどのように取り組んでいきますか。

一方、本年度から小学校の給食費が実質無償化となった学校給食における魚食の普及状況はどうでしょうか。

市で水揚げされた魚介類を学校給食に活用することは、魚食文化の継承や地域の水産業への理解にもつながると考えます。特に、自分たちで海に放流した魚が給食に出るとなればなおさらのことです。

そこで、5問目の質問です。

学校給食における地元水産物の活用の現状と、今後どのような方針で取り組んでいきますか、お伺いします。

刑法第235条には「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。」とあります。近年、金属類の取引価格の高騰から、全国各地で公共的な目的で設置されている道路側溝の蓋、いわゆるグレーチングの盗難が相次いでいます。ほかにも公衆トイレの鏡や水道の蛇口、水道メーターなども窃盗の対象になっているというニュースを見たりします。

そこで質問です。

令和7年度における本市の公共物盗難の現状はどうなっていますか。

グレーチング盗難については、単なる盗難被害にとどまらず、市民をはじめ道路利用者の安全に大きな危険をもたらすことが予想されます。そうなれば、設置者、管理者としての責任を問われます。盗んだ者が悪いことに変わりはありませんが、市としての危機管理体制の面から迅速な対応が求められます。

そこで2問目の質問です。

公共物の盗難に対してどのような対策を取っていますか。

盗難を防ぐためには、地域防災の強化や不正流通対策も考えられますが、今回の質問の趣旨とは少しずれてきますので、今回は備え付けた物自体が盗まれない物理的対策について質問します。

そこで3問目の質問です。

経費はかかりますが、盗難防止機能を備えた設備導入は考えませんか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、水産業の振興と魚食文化の普及についてのその1、水産業の現状認識及び振興方針について回答します。

本市の水産業は、漁業就業者数の減少、水揚げの大部分を占めていたシラスの不漁、燃油や資材価格の高騰など、極めて厳しい状況にあります。

こうした中、第3次日置市総合計画に掲げる地域資源の活用と循環を実現すべく、若手漁師たちがツキヒガイのブランド化に取り組んでいます。市としては、このような挑戦を引き続き後押ししてまいります。

その2、担い手確保について回答します。

本市の漁業を支える担い手の確保は、漁村を維持し、地域資源を生かしていくための重要な課題です。

市としては、県と県漁連が設置するかごし

ま漁業学校と連携し、担い手の育成及び確保を推進します。併せて、漁業を志す方に生活費や住居費を2年間補助する農林漁業新規就業支援事業を継続し、技術習得に専念できるよう支援してまいります。

その3、ノリ養殖について回答します。

ノリやワカメといった藻類養殖は、加工により付加価値を高め、漁業者の所得向上に直接つながる六次産業化の有力な選択肢の一つであると認識しています。

江口漁協においては、チリメン生産組合の解散による水産加工施設の跡地を活用したアオノリの陸上養殖を前向きに検討していると伺っています。

市としては、関係機関との連携や、国、県、補助事業の導入等必要な情報収集を通して、引き続き支援してまいります。

その4、魚食文化の普及について回答します。

魚食文化の普及は、本市総合計画の柱である地域資源を生かした経済と魅力の循環を実現するために重要な視点であると考えます。市民の皆様が日置産のおいしい魚を自ら選んで食べるという身近な主体的行動こそが、地産地消の好循環を生み出す大きな原動力となります。

本市では、いちき串木野市と日置市の漁業関係者が緊密に連携する「西薩おさかな街道ネットワーク」を通じ、地産地消の推進や魚食普及に取り組んでいます。具体的には、イオンモールでのマルシェ出店などのPR活動を継続し、地域水産物の魅力を広く発信してまいります。

その5については、教育長より回答いたします。

質問事項の2つ目、公共物盗難の現状と対策についてのその1、令和7年度における公共物盗難の現状について回答します。

令和8年2月から4月にかけて、日吉地域

の市道でグレーチング23枚の被害が発生していることを確認しています。なお、市道以外の施設での公共物盗難被害は確認されていません。

その2、対策について回答します。

公共物盗難についての初期対応として、警察署へ被害届を提出するとともに、同様の被害がないか、本庁、各支所間で情報共有を行っています。

盗難があった路線については、グレーチングを鉄線で結束する対策を実施しました。

その3、盗難防止機能を備えた設備導入について回答します。

容易に取り外しができる公共施設の設備には、盗難のリスクがあります。

一方で、盗難防止設備を導入することは、設置費用や維持管理費の発生に加え、災害時の緊急対応や維持管理作業に支障を来す懸念もあります。

今後、設備更新時においては、全国的な被害の動向や他自治体の対策事例なども参考にしながら、必要に応じて効果の高い手法を研究してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1のその5、学校給食における地元水産物の活用の現状と今後の方針についてお答えをいたします。

学校給食における地元水産物の活用状況は、月2回程度となっています。

今後も地元水産物をはじめとする地場産物を積極的に活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（長倉浩二君）

それでは、引き続き水産業の振興と漁食文化の普及について質問を続けていきます。

水産業の振興方策については、国、県、市の役割がそれぞれあると思っております。国は地球規模での漁獲量の調整や、漁港、漁場の計画など、県は沿岸漁業の資源管理などを行い、市は地域の水産業の活性化策などを中心に行っていくことだと思っております。その中でも、漁村・漁師と都市・消費者をつなぐことが市の役割として重要なことだと私は考えております。

そこで質問でございます。

それぞれをつなぐために、どのような取組が市としてできますか、お伺いします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

漁村・漁師と都市・消費者をつなぐ施設である江口蓬莱館を核として、若手漁師が主体となり開催される月日祭がございます。本イベントは市も後援をしており、ツキヒガいの釣り体験や、漁師との対話を通じ、消費者の皆様は漁業の現場や魚の魅力を直接知っていただく貴重な機会となっています。

市としましては、関係機関と連携し、このような取組への支援を継続してまいります。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

先ほど、答弁の中で、ツキヒガいのブランド化などを後押ししていくとありました。令和7年度のツキヒガイは84.3トン、金額で4,360万円余りの水揚げであったようでございます。最近では、市内でもツキヒガイを出す飲食店が出てきております。ツキヒガいのブランド化に向けて、産学官連携への動きもあるようでございます。これをきつ

けに、吹上浜一帯の水産業がますます振興していくことが期待されます。

そんな中、江口蓬莱館がある市有地の一角に、ツキヒテラスなるツキヒガイを食べられる施設がありました。最近、その運営者が代わったと、広報ひおき5月号にありました。そのいきさつはどうなっているのか、お尋ねします。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

広報ひおき5月号に掲載されたツキヒテラスと地域おこし協力隊について、お答えをいたします。

同施設は、開設以来、天候不順や記録的な高温の影響により、集客面で苦慮する時期があり、運営していた事業者が令和7年10月末をもって営業を終了いたしました。

その中で、フリーミッション型で副業可能なサキガケ日置市（移）民で活躍されている地域おこし協力隊員が、特産品の魅力を幅広く伝えることなどを目的に、新たな活動としてツキヒガイをテーマに、海を見ながら過ごせる体験型の場として運営を行っています。

なお、当該地域おこし協力隊員につきましては、本施設を隊員卒業後の拠点として活動することを計画しているところであります。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

よく分かりました。

それでは、先ほど答弁に、農林漁業新規就業者支援事業費交付金を活用していくとありました。この事業は安定的に第一次産業の担い手を確保するために、第一次産業への就業を目指す市内に住む50歳以上の方に交付金を交付して、それぞれの技術の習得を目指す事業でございますが、新規就業者支援事業費交付金の対象になった農、林、漁業別の人数は、これまでどうなっていますか。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

直近5年間で申し上げますと、新規就業者支援事業交付金の対象となった方は5人です。そのうち、農業は3人、水産業は2人です。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

同様に先ほど答弁に、かごしま漁業学校と連携していくとありました。この事業は、先ほどもあったように、県と県漁連が連携し、漁師を目指す人を対象に、知識や技術の習得を目標に、基本4か月以上の研修を行うもののようにございますが、そこで質問です。

かごしま漁業学校への市関係者の参加状況は、これまでどうなっていますか。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

直近5年間の市関係者の参加は5人です。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

それでは、これらの事業を活用し、実際に漁師になられた方は何人いらっしゃいますか。

○農林水産課長（泊 真也君）

この制度を利用して漁業者となった方は、現時点では1人です。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

5年間で1人ということのようですので、ちょっと少ないのかなと。まあせめて1年に1人は何とか確保できるようにしていかなければならないというふうに思っております。

いろいろ多くの産業で人手不足が叫ばれていますが、人は魅力のある職業、自分の夢実現のための仕事のために職業や勤務地を選択するものと考えています。

そこで質問です。

漁業、海の魅力は何であると考え、その魅力をどのように発信していきますか。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

本市の海や漁業には、豊かな食に加え吹上浜でのレジャーや美しい景観といった多面的な魅力がございます。将来の担い手を確保する上でも、こうした魅力を広く発信し、本市のファンを増やす取組は極めて重要であります。

特に月日祭などのイベントは、漁師の情熱や現場の活気を将来の担い手候補となる方々や消費者の皆様へ直接届ける、極めて大きな役割を担っていると考えています。

今後も引き続き、広報紙やホームページまた日置市観光Instagram等を活用し、海の魅力や旬の情報を発信してまいります。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

海の魅力、水産業の魅力をどんどん発信して、一本釣りでもいいですので、ぜひ漁師を育てていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、チリメンに代わる新たな品目開発に挑戦が始まっているようでございます。答弁にもあったように、チリメン加工施設を使ったアオノリの養殖が研究されているようです。

昨日も国会議員の先生ほか多数が視察に来られたようですが、そのアオノリとはどのような特徴で、どのような用途に使われるものでしょうか。

○農林水産課長（泊 真也君）

お答えいたします。

このアオノリは、ビタミンやミネラルを豊富に含んでいるとともに、鮮やかな緑色と豊かな磯の香りが大きな特徴です。

その用途は、お好み焼きやたこ焼き、天ぷらの衣のトッピングなど様々で、食卓に彩りと風味を添えております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

今後は脱炭素事業との組み合わせによる新

たな物語に期待したいと思っております。

さて、旅行で県外など行ったときなど、食事のためにどんな基準で皆さん店を選んでいらっしゃるでしょうか。私は、郷土料理や地元の食材を扱っているお店があれば優先して選んでいます。先月、県外に行く機会があり、その際も地元の食材を出してくれるお店を選び、ニシンやホヤなど、普段、鹿児島では食べられない物を食べることができました。

日置市に来られた旅行者も同様なのではないのでしょうか。だとすれば、「地魚あります」などののぼりを立てるなど、地元で捕れた魚を観光客だけでなく、市民にももっともっとアピールすべきだと考えます。

水産業は単なる一次産業ではなく、本市の地域経済や地域文化を支える重要な地域資源であると市長も答弁されました。であるなら、水産業振興を地域活性化政策の一つとして、より積極的に取り組むべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（永山由高君）

本市の地域活性化と合わせて水産業振興という点においても、江口蓬莱館は新鮮な魚や特産品の販売、旬の味を堪能できるレストランを通じて、都市部と漁村をつなぐ大きな拠点になっています。

最近では、ホームページでの魚のさばき方動画や遊魚船の案内など、海の魅力を肌で感じる体験を重視した発信も行っています。こうした拠点と月日祭や漁業体験などの現場起点の挑戦によって、経済と魅力の好循環が生まれています。

市としては、関係機関と連携し、このような取組を今後もしっかりと支えてまいりたいと考えています。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

魚を食べる習慣は、子どもの頃の経験が大きいと言われています。魚食文化の継承は単

なる食育だけではなく、本市の水産業振興や地域文化の継承にもつながる重要な課題だと考えます。

そこで質問です。

学校給食における魚を使ったメニューの反応はどうですか。残食の量とか、子どもたちの食事の様子などから、どのように感じてもらっていますか。

○教育総務課長（有馬純一君）

お答えします。

魚メニューの反応でございますが、魚に対して苦手意識を持つ子どもたちも一定数見られるものの、全体の残食量は他のメニューの日と目立った差はなく、おおむね安定して食べられております。

地元水産物の活用におきましては、地域で水揚げされたもののほか、主に地元の食品加工会社で子ども向けにおいしく製造・加工された水産物を広く活用しております。

センターにおきましても食べやすい大きさや味つけを工夫することで、児童生徒からのリクエストメニューに魚料理が選ばれる事例もあるところでございます。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

少しずつでも魚のファンを増やしていただけたらと思っているところですが。

今、日置南学校給食センターでは、毎月3週目の水曜日を「地元水産DAY」と銘打って、献立表に明記して、魚食の普及に取り組んでおられます。今、手元に5月の南給食センターの献立表があるんですけれども、5月13日、第3週の水曜日、地元水産DAY、その中でサバの黒糖みりん焼きなる料理が出されております。ほかに、魚の料理、副食がどういうのがあるかといったら、5月2日にカツオの揚げ煮があったようでございます。まあメインになる魚料理は2日間でした。後は、だしとか、スープにワカメとか入

れているような状況でございますが。

非常にこの取組は子どもたちにも分かりやすく、また、家庭へのPR効果も絶大で、家庭によっては家でも作ってみようかと、家庭への魚食普及も期待できる取組だと思います。

そこで質問です。

特に新たな予算を必要とするものではありません。現在、南給食センターで行っている地元水産DAYの取組を他の給食センターへ横展開していきませんか。

○教育総務課長（有馬純一君）

お答えします。

現在、各給食センターにおきましては、日置南学校給食センターの地元水産DAYをはじめ、伊集院学校給食センターでは、毎月19日の食育の日に合わせた地場産品や郷土料理の提供、また、東市来学校給食センターにおいて、地元漁協から仕入れた煮干しを毎月だし用として広く活用するなど、それぞれのセンターが独自の特色あるテーマを掲げ、食育や地産地消のアピールを行っております。

議員ご提言の地元水産物の魅力をより広くアピールしていくという趣旨は大変重要であると考えておりますので、今後はこうした各センターの独自の特色ある取組を生かしながら、水産物をはじめとする地場産品のさらなる魅力発信と活用拡大に努めてまいります。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

昔からこの地域は吹上浜の豊かな恵みを受けてきたところだと、先ほど申しました。地域の海と食文化が次世代にしっかりと受け継がれることを期待して、この質問を終わります。

次の質問でございます。

回答によれば、日吉地域のグレーチングだけが盗難にあったようです。確認ですが、公園など、水道蛇口やメーター、トイレの鏡などは盗まれてはいないですね、確認で

す。

○財政管財課長（小園秀作君）

盗難状況についてお答えいたします。

公共物の盗難については、関係課に確認を行いました。グレーチング以外の被害については現在のところ確認できていないところでございます。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

分かりました。

では、グレーチングに絞って質問を続けてまいります。

グレーチングは、市道だけでなく、農道や林道にもこのグレーチングは使われています。グレーチングはご存じのとおり、排水性を確保しながら、通行性、安全性を提供している格子状の金属製の側溝にかぶせる蓋です。市内の道路は相当な延長になり、毎日盗難パトロールだけをするわけにはいきません。

そこで質問です。

市としては、盗難箇所の早期発見や迅速な復旧体制について、どのように取り組んでいきますか。

○建設課長（上 勇人君）

お答えいたします。

道路施設につきましては、市職員による巡回や市民からの通報、道路維持作業時の確認などにより、異常の早期発見に努めているところでございます。

また、グレーチング等の盗難を確認した際は、速やかに現地確認を行い、安全対策を講じた上で、必要な復旧を行っているところでございます。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

聞いたところ、このグレーチングは保険の対象外ということのようでございます。被害額としては盗難にあった物品——いわゆる中古品の時価になりますけれども——これを新

たにグレーチングを新品で調達するとしたら金額は幾らになりますか。

○建設課長（上 勇人君）

お答えいたします。

今回、さきに確認されましたグレーチング盗難は23万円でございますが、種別ごとに価格が異なりますが、総額で約35万円となっております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

また新たな35万円の財政負担が発生するということが考えられるところでございます。

グレーチング盗難は、先ほども言ったとおり、単なる窃盗被害ではなく、市民生活の安全を脅かす問題であるというふうに認識しております。

これまでグレーチングが盗まれたことにより、通行人が事故を起こしたり、脱輪したりしたことはございませんか。

○建設課長（上 勇人君）

お答えいたします。

現在把握している範囲では、人身事故や車両の脱輪事故は確認されておりません。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

まあ、これまで事故はないということで安心はしましたけれども。

市民が安心して生活できる社会を守るためには、道路や公共施設などの安全確保が極めて重要であります。

最後に、市長の今後のさらなる対策強化への考えを伺って、今回の私の質問を終わります。

○市長（永山由高君）

市民の皆様が安全に安心して暮らせる環境を確保することは、市の重要な責務であると認識しています。

市民の安全確保を最優先に、警察との連携や施設の適切な維持管理に努めながら、効果

的な盗難防止対策について調査研究してまいります。

○議長（富迫克彦君）

次に、１２番、山口政夫議員の質問を許可します。

〔１２番山口政夫君登壇〕

○１２番（山口政夫君）

こんにちは。６月議会一般質問、最後の登壇者となりました。通告に従い、次の質問をいたします。

１問目、地区公民館・地区自治公民館の今後の在り方について。

令和８年２月１７日に、吹上地域地区自治公民館長会より要望書が提出されました。提出を受け、令和９年度から始まる地区公民館制度の新しい体制について伺う。また、どのように取組を進めるのかを伺います。

２問目、自治会における公平・公正さを欠く課題解決への取組について質問します。

１、日置市職員の自治会加入状況はどうか。

２、平成２２年度から自治会加入・未加入の調査を行っているが、活用目的と自治会への報告はいつ行っているか。

３、自治会育成交付金交付要綱の世帯割では、住民基本台帳の未加入者世帯も含めた住民基本台帳の行政区における登録数で積算される。加入世帯規模加算でも自治会加入世帯を加算しているが、二重加算ではないか。また、未加入加算は不適切と考えるが、市長の見解を求める。

４、自治会連絡協議会・地区自治公民館等の団体の自治会負担金計算方式は、住民基本台帳世帯数から２０％を除して積算され、加入率４０％から７０％台の自治会では加入者が未加入者分も負担している。この現状は公平・公正さを欠くことから、自治会加入世帯で積算する方法に変更するなど助言すべきと考えるが、市長の見解を求めます。

５番、本市では、不法投棄防止等の看板を

市で作成し支援を行っていると聞くが、東市来、伊集院地域では、衛生自治団体連合会に負担金を支払い看板作成等を行っている。当団体のない日吉、吹上地域では、問題なく取組ができていることから、地域の意見を聞き、取り組むべきではないか。

６、自治会が抱える問題で、ごみ出しの課題がある。ごみ回収事業は行政が行い、ごみステーションの設置、維持管理費は自治会が負担し、未加入者は維持管理をせず、ごみを出す状況が続いているが、この問題をどう捉えているか見解を求める。

７、公益性の高い防犯灯の電気料金は自治会が支払っており、自治会加入者が未加入者の分まで負担している状況は不公平な運営状況である。未加入者が恩恵を受けている状況に対し、市長の見解を求める。

８、自治会へ依頼している公文書や広報紙等の配布を市民へ直接届けるか、民生委員・児童委員の自治会長推薦を応募方式等に変更することなど、自治会を補完関係としないことで本来の住民自治活動に専念できるようすべきと考えるが、市長の見解を求め、１回目の質問とします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の１つ目につきましては、教育長より回答いたします。

質問事項の２つ目、自治会における公平・公正さについてのその１、職員の自治会加入状況について回答します。

加入状況等は把握していませんが、地域の現状を知る貴重な経験につながることから、毎年、所属長を通じて加入を推奨しています。

その２、自治会加入・未加入調査の活用目的と、自治会への報告について回答します。

日置市自治会長連絡協議会の活動として、毎年７月を基準とした自治会調査を行ってい

ます。

目的は、自治会長が自らの自治会の現状を把握することと、自治会長連絡協議会として市内自治会の現状を把握し、今後の運営支援における参考資料として活用することです。市としても調査結果を踏まえ、自治会支援に取り組んでいます。

内容は、自治会が抱えている課題や役員手当額、新たな取組等に関するものなどを幅広く調査するもので、実施に当たっては8月の自治会活動研修会で依頼を行い、9月をめぐりに自治会長より回答いただいています。

調査結果は、任期中の自治会活動に生かしていただくことを目的に、翌年度6月に行われる自治会活動研修会で報告しています。

その3、自治会育成交付金について回答します。

自治会育成交付金積算項目の一つである世帯割額は、当該自治会の区域に存する世帯の数としており、未加入世帯も含めています。これは、自治会の運営体制づくりの一環として、未加入世帯の勧誘作業等に対する支援も含んでいるためです。

一方、加入世帯規模加算額は自治会加入世帯を基に積算を行っています。これは、自治会に加入している世帯に対して広報紙をはじめとする自治会文書配布、行政連絡に対する支援となっています。

このようにそれぞれ違う意味合いを持つ支援となっており、二重加算には当たらず、未加入者加算も不適切ではないと考えています。

その4、自治会負担金計算方式につき、回答します。

負担金の決定については、それぞれの団体の決定しています。

そのほか自治組織で徴収する負担金とは別に、市から自治会長連絡協議会及び地区自治組織に対して支援を行っています。

ご指摘があったことを含めて、各団体に対

して市からの支援内容等の再度周知を行い、必要な場合は負担金について検討していただけるよう情報提供していきたいと考えます。

その5、不法投棄防止等の看板について回答します。

衛生自治団体連合会の在り方等につきましては、衛生自治団体連合会並びに自治会長連絡協議会を通して、ご意見を尊重しながら対応してまいりたいと考えています。

その6、ごみ出しの課題について回答します。

自治会未加入者とそのごみ出しについては、ごみステーションの利用をめぐるトラブルが訴訟に発展するなど、多くの自治体が抱える課題となっています。

他自治体の対策事例等の情報を収集するとともに、自治会との情報共有、対策の検討を続けたいと考えています。

その7、防犯灯の電気料金について回答します。

防犯灯は地域全員の安全を守る公益性の高いものであり、自治会加入者のみが負担する状況には課題があると理解しています。

他自治体においては、未加入者から共益費を徴収する事例や、一部を行政が支援する事例など様々対応例がありますので、引き続き情報を収集し、今後の在り方を検討してまいります。

その8、住民自治活動への専念につき、回答します。

広報紙、回覧版等の文書配布については、自治会長から負担があるという声がある一方で、見守りの機会になっているという声も聞いています。

また、民生委員・児童委員についても、地域から推薦をいただくことでつながりを生かした活動を行うことができています。

他自治体の事例を調査し、自治会長の意見も伺いながら、見直しを行うもの、継続する

ものを整理していきたいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項１の地区公民館・地区自治公民館の今後の在り方についてのその１、地区公民館制度の新しい体制と、どのように取り組むかということについて、お答えをいたします。

地区公民館の所管を社会教育課へ移管し、生涯学習に力点を置いた「地域づくりも行う生涯学習の館」として、誰もが行きたくなる公民館を目指します。

現在の支援員に代わり新たに配置する社会教育推進員が、生涯学習の推進や施設管理を担ってまいります。これに伴い、地区自治活動や会計処理につきましては、地区自治組織が主体的に行う体制へと徐々に移行をしていく予定です。

行政としても地区自治組織への側面支援を丁寧に行いながら、地区自治の活性化及び人材育成が図れるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○１２番（山口政夫君）

答弁いただきましたが、２回目の質問を行います。

それでは、地区公民館維持管理費及び自治会公民館交付金への財源は、地域づくり推進基金を充当しているが、基金残高等いつまで活用できるか伺います。

○財政管財課長（小園秀作君）

基金残高等、いつまで活用できるかについてお答えいたします。

地域づくり推進基金の令和８年度末の残高は、約１０億円になる見込みでございます。

今後、毎年度、約１億円の取崩し額で推移した場合、１０年後の令和１８年度まで活用が可能であると考えております。

以上です。

○１２番（山口政夫君）

１０億円の残と、令和１８年までっていうことです。

それでは伺います。

１８年以降の予算の確保はどのようにしているのか、伺います。

○財政管財課長（小園秀作君）

財源確保についてお答えいたします。

現在の地方財政制度においては、新市の一本化や地域の活性化に資する幅広い事業に活用することができる、合併特例債のような有利な地方財政制度については確認できていない状況でございます。

国の制度動向を注視するとともに、財源確保策について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○１２番（山口政夫君）

１０年後、令和１８年以降の財源は、まあ何か自主財源でやろうと思えばできるんですけどね。やはり、そこを検討しながら、次の質問に移ります。

社会教育推進委員は、地区自治との連携、まあ引継ぎ伴走とあるんですが、伴走の内容及びいつまでなのか、説明を求めます。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

会計年度任用職員である支援員が、地区自治組織の総会資料の作成や夏祭り等の運営など、地区自治組織の運営に対して直接的に支援を行っているケースがあります。このようなケースも含め、地区自治活動を段階的に整理し、地区自治組織で運営できるよう伴走しながら間接支援に切替え、地区自治の活性化を図りたいと考えています。

なお、いつまでにという期限は、現時点で正確にはお答えできませんので、現場の状況に寄り添いながら支援してまいります。

以上でございます。

○ 1 2 番（山口政夫君）

伴走の内容は分かりましたが、いつまでっていうのはお答えできないっちゃうのがよく理解できません。なぜか言いますと、現在の館長、支援員、主任より、まあ1年間と期限を切ったほうがいいんじゃないかという意見を聞くわけです。1年間と定められない正確な理由の説明を再度求めます。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

制度の移行に伴い、地区自治組織の皆様と協議をする中で、困惑や不安があるものは認識しております。そのため、地区自治館長、主任及び専門部の皆様、社会教育推進員の直接的な支援がなくても自立して運営できるよう、段階的に進めていくことが必要であり、各地区における業務や課題は一様でないため、1年間という期限を定めることができない状況と判断しているところでございます。

以上です。

○ 1 2 番（山口政夫君）

無理だというのは、まあ何となく理解しました。

続きまして、現在は学校跡地を地区公民館として多く活用されています。事務建屋以外の管理の広さ、ない地区との格差が大きく、校庭や体育館、その他施設等は整理すべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

ご指摘のとおり、学校跡地の地区公民館は、事務所や会議室以外の利用頻度の低い部屋や空きスペースの有効活用や、広大な敷地の校庭や体育館の管理が、職員や地域の方々に大きな負担となっており、学校跡地ではない施設との業務内容に大きな格差が生じているのが現状となっております。

地域のよりどころとしての機能を損なわな

い形での持続可能な施設運営体制を構築するため、引き続き地域と協議が必要と考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 1 2 番（山口政夫君）

答弁をいただきましたが、学校跡地の利用については本当に不公平があると思います。正直言いまして、湯田地区館なんかはそういう余裕がないわけですね。それからすると、校庭、体育館、ほかの校舎、そういうところの管理やらあります。

また、次でその管理費の問題は指摘をしますが、できるだけ早く可能なところから調整、整理すべきだと再度申し上げますが、どのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

ご指摘のあったことについては、地域からの声も上がっている事項にはなります。ただ先ほども答弁しましたように、全体的に検討をしながら、地域とも話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 1 2 番（山口政夫君）

しっかり検討を早急に進めるよう申し上げて、次に行きます。

町内会、自治会のない自治体が全国に19市あります。私はようやく東京都武蔵野市は、戦後から町内会を組織せず、コミュニティセンター及び地区コミュニティ協議会に運営管理を32年間、委託事業で運営し、平

成 17 年から 21 年間、協議会を指定管理者として運用され、令和 4 年に、このように 50 周年のシンポジウムが開催されています。この記念誌は、実は 80 ページにも及んでおりまして、詳細な戦後からの資料が掲載されてびっくりしております。

そこで、県内を調査し、いちき串木野の市は 18 年前から、薩摩川内市は 16 年前から、鹿野や霧島市でも指定管理制度を導入されていました。

そこで、令和 8 年度一般会計当初予算額に占める施設の管理運営費及び協議会交付金の割合を見ますと串木野市、当初予算 187 億円、管理費 5,293 万円、0.28%、施設数 14 か所。薩摩川内市、予算額 599 億円、管理費 1 億 5,195 万円、0.254%、施設数 48 か所。武蔵野市、予算額 942 億円、管理費 3 億 6,217 万円、0.38%、施設数 16 か所。日置市、予算額 390 億円、総管理費 2 億 5,832 万円、0.66%、施設数 26 か所。串木野市、川内市よりも 2 倍から 2.5 倍の金額を支援しています。

今後、交付金の見直し、減額を行うべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

本市では、令和 6 年度から地区公民館制度の予算見直しを実施しており、限られた財源の中で、より効果的で持続可能な運営体制の構築に取り組んでいるところです。

見直しに際しましては、各地区の実情を踏まえ、施設の利用状況や地域課題への対応状況など、多角的な観点から検討を進めています。

同時に、自治会育成交付金との関連性も念頭に置き、地域コミュニティ全体の活動を支援する観点から、今後も、地区自治組織や自治会と協議を重ねながら適切な見直しを進める予定です。

以上です。

○12 番（山口政夫君）

見直しも早急に進めていただきたいと思います。私は、その減額をせえということだけを言いたいわけじゃないわけです。実はもう市長にも資料をお届けしているのでお手元に届いたと思います。

薩摩川内市は、ふるさと納税の使い方区分を地区コミュニティ協議会を追加し、寄附金の一部 295 万円を協議会へ上乗せして、交付金を今年度から開始されていました。減らすべきは減らし、資金確保の支援も行政は行うべきと考えていますが、このようにふるさと納税への取組も検討すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

これまで活用していた基金の枯渇に備え、一般財源の確保と並行して、地区の自主性を尊重しながら、持続可能な運営体制を確保するため、今後の財源確保は課題になると考えております。

ふるさと納税の活用など、他市町村の取組を参考に関係課と連携して検討していきたいと考えております。

以上です。

○12 番（山口政夫君）

しっかり進めてください。実は、私も支援員を 2 年経験し、今までに行政の都合で業務内容が変わり、今回も制度が変わるなど、2 点、3 点、いまだに行政にやらされていると感じているところです。本当に現状が自治活動と言えるのでしょうか。4 月に町内会のない武蔵野市のコミュニティの取組、串木野市、薩摩川内市の指定管理制度の取組は、まさに地区自治活動ではないかと思います。

地区公民館条例の第 17 条に指定管理者に行わせることができるとあることから、地区自治公民館を管理者として指定管理者制度の

導入をすべきと提案しますが、市長の見解を求めます。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

市民サービス維持向上と財政健全化のバランスも重要になってくることから、紹介いただいた薩摩川内市やいちき串木野市の取組を参考に、地区の実情に応じた効果的な運営体制について検討していきたいと考えております。

以上です。

○12番（山口政夫君）

しっかり検討を進める。薩摩川内市では、以前は、自分たちでやろうというより市議にやってもらえばいいかと、県にやってもらおう、陳情すればどうにかなるだろうと、そういう雰囲気が強かったと。ところが、コミュニティ協議会制度後は、今まで行政頼りであった住民が自主的にやっていこうと雰囲気に変わったと説明を受けました。

武蔵野市は、自主三原則、自主参加、自主企画、自主運営で運営され、市民が主体、行政は支援、金は出すが口は出さない、これちゃんとこの説明資料にちゃんと表現してございます。そういうことで、パートナーシップによるコミュニティ推進が特徴であります。

串木野市も同じように、地域による自主管理運営をなされていました。5年あるいは10年後は、地域が自主管理運営できる地域づくりを、新しい取組として指定管理者制度を導入し、地域住民による館の管理運営及び地域住民による地域づくり活動を行うべきと提案するが、最後に教育長、市長の見解を求めます。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員からご提言をいただきましたけれども、指定管理者制度につきましては、経費の節減及び住民サービスの向上というような視点から有効な手法の一つではあるとい

うふうに考えております。

仮に導入ということになった場合には、その受皿となる組織、これが仮に地区自治組織であったとした場合、そこに管理能力、それから持続可能な人員体制、こういうものが求められていくというふうに思っております。

まず、今回の改革に当たりましては、生涯学習の推進や地区自治組織の活性化、人材育成など、地区自治組織が主体となった持続可能な運営体制を目指してまいりたいというふうに思っております。

指定管理制度につきましては、ご紹介をいただきました市町村をはじめといたしまして、今後、様々な自治体のものも参考にしながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○市長（永山由高君）

地域自治を含めた地区公民館を取り巻く環境の今後についてということでご質問いただいたとかというふうに認識をしております。

合併してから20年間の中で、既存の地区自治の枠組みの中で、多くの先輩方がご尽力をされ、それによって成果が出ている部分も多面にございますので、まずは、そういった成果やこれまで培われてきた良き伝統、これを棄損することなく、一方で、現時点で、既に日置市民の中で最も人口多い方がもう75歳を超えた状況でもございます。議員ご指摘のように5年後、10年後となると、また地域の年齢構成や住民の構造、構成も変わってまいりますので、その状況に合わせて、しっかり後押しの仕組みをつくってまいりたい。その中では、もちろん選択肢の1つには指定管理といった枠組みも入ってこようかと認識をしています。

以上です。

○12番（山口政夫君）

教育長、市長の答弁、見解をお伺いしました。

私もこの武蔵野市、いちき串木野市、武蔵野市は電話でしかお伺いできませんでした。薩摩川内、串木野市は、職員さんに、課長に直接お伺いして説明聞く中で、両市とも「何で日置市はまだ直営なんですか」と。「もう我々はもう16年、18年前から指定管理制度をして、もう大正解だ」という指摘も受けました。もちろん武蔵野市さんはもう55年、4年ですかね、前からそういう制度を導入されているということはかなり効果的な制度運用だと思います。

今後、来年度からすぐしなさいというつもりは私もございません。ただ二、三年あるいは4年ぐらい、四、五年かけてじっくり検討し、指定管理制の導入も進めるべきと申し上げて、次に入ります。

2問目に移ります。まず、職員の加入状況は調査していないということです。もちろん職員の皆さんも自治会加入は強制はできません。私はやっぱり加入調査を行い、地域に貢献に努めるべきではないかと考えますが、今後、調査を行うことについて見解を伺います。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

職員の自治会加入の調査につきましては、今のところ考えてはいないところですが、自治会において地域の現状を知る貴重な経験につながりますので、今後におきましても、所属長を通じまして加入を推奨してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（山口政夫君）

よろしくというか、加入調査は進めていたきたいと。

それでは2問目は、未加入の調査の内容は理解しましたので、3問目に移ります。

自治会の交付金の在り方、二重支援でもないということですが、自治会が未加入世帯へ

の支援等は、自治会が関与しているのか、お伺いします。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

自治会のほうでは、未加入者への勧誘、パンフレットの配布などを通じて声かけをしていただいているところになります。

以上です。

○12番（山口政夫君）

勧誘をするのはもうこれは当然のことだと思います。地域住民ですから。ただ私も経験しております。なかなか地域の活動には参加されないし、難しいところがあります。そういうことから、それと、広報紙等の配布に対する報償というか、そういう意味合いもあるということでしたが、この広報紙については最後に述べておりますので、そこで話をします。

実は、こういうことから自治会加入世帯で未加入世帯ではなくて、明快にですよ、もう一本にして、自治会も理解しやすいように、というのが環境美化費とか交付要綱を見ますと複雑な書き方をしてあります。それよりも明快に、自治会加入世帯で積算というのがよろしいのではないのでしょうかと申し上げますが、どのように考えます。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

交付要綱、ご指摘のありました交付補助金、自治会育成交付金の交付要綱につきましては、自治会の基本的な運営経費または地域活動経費、施設維持管理費などを対象として算定しているところになります。

これまで、この計算により支援を行っていることから、支援の見直しには地域のご意見を伺った上で見直す必要はあると考えておりますので、今後、また研究してまいりたいと思います。

以上です。

○ 1 2 番（山口政夫君）

ぜひ見直しをしていただきたい。こういうふうには交付要綱を持っております。非常に複雑というか、自治会長にこういうのを理解させ、行政の皆さんは簡単に理解できると思います。ただ自治会の皆さんはなかなか理解しづらいところがあると思いますので、早急な改善を求めます。

次に行きます。なぜ、この各団体の交付の積算を見直したほうがいいか言いますと、実は私の自治会でも、自治会長さんは七十二、三%の加入率とおっしゃってまして、当然、地区自治公民館で負担金の見直しをお願いしたところ、他の自治会長さんから罵倒されてまして、そんなことはできないというような状況でございます。

そういうことで、一自治会長さんが手を、説明してもなかなか理解されないということがあるものですから、やはりこういう負担金、各団体の負担金の公平さ、積算は改善すべきと感じたことから提案しているわけです。

答弁にもありますように、これ外郭団体ですので、行政が主導することはできません。ですけども、ちゃんとこういうことを説明して、改善すべきではないかとか、そういう説明をして、少しずつ理解を求めて改善するべきと思っておりますが、今後どのように進められるかお伺いします。

○地域づくり課長（宇都 敏君）

お答えします。

見直しにつきましては、先ほど答弁したとおりなんですけれども、自治会長連絡協議会等で積算根拠を明示するなど、見直しにつながるようなアドバイス等はできるんですけれども、今後も、市から助成している助成金等については、しっかりと説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 1 2 番（山口政夫君）

冒頭で加入、未加入の調査目的を聞いたのは、こういうことにつながるんですよ。で、6月に自治会にはお返しをしています。だから、この質問をするために7年度の未加入の一覧表を出してくださいと。自治会に報告してないから出せません。ですから、令和6年度で質問をせざるを得ない。なぜか言いますと、その我々の質問だけじゃないんですね。自治会長、連絡協議会の積算、地区自治の積算も前年度を調査するんですけれども、そういうのに間に合うように、交付金も大体前年の10月、年末に大体、調査を、データを利用して積算するはず、そういうことから積算をするべきだと申し上げておきます。

それでは、次の5項目に移ります。

環境衛生自治連絡協議会、これは本当、東市来、伊集院、日吉、吹上間では本当にこれ不公平だと思います。今まで看板は「日吉吹上方面から要望があったらどうするんですか」と言うのと「東市来、伊集院で作成した看板を渡してました」とそのようなことも聞いております。

そういうことから、環境問題で重要な役割を担っているとは認識しております。ですので、自治会長連絡協議会内部に環境衛生部門、部会等を位置づける運用はできないのか、そして、そのように改善を求めることはできないのか、お伺いします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

各自治会におきましては、それぞれにあった運営形態があると承知しております。今後、衛生自治団体連合会や自治会のご意見、状況などをお聞きしながら、現状を把握し、また対話を通じて課題の解消に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○ 1 2 番（山口政夫君）

そこらもちゃんと説明をして、速やかに進

めてもらいたいと。

それでは、6項目の未加入者のごみ出し問題です。

今、答弁をいただきました。認識はされているようです。各情報共有、対策等検討を続けていくと答弁ですが、対策の検討は、どういう対策を検討を予定しているのか説明を求めます。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

まず、ごみステーションの維持管理に係る支援等につきましては、自治会における現状、課題などを適切に把握しまして、また、他市町村における制度の状況等も精査した上で、今後、方針を立ててまいりたいと考えます。

以上です。

○12番（山口政夫君）

検討するのは大事なことですが、私が申し上げたいのは、全国調べてみますと、かなりの自治体がごみ施設整備補助金交付金要綱というのをつくって支援をしております。なぜか言いますと、それと両局が2つに分かれています。八王子市なんかもごみステーション方式してました。ところが、いろんな問題があって、戸別収集に変えました。ところが、4年連続ごみ出しの量の少なさ日本一を記録するまでになっています。そこで、八王子市も市長の以前提案したときに費用対効果だという説明がありましたが、八王子市ではそれは逆転しているというような説明もあるようです。で、八王子だけではなくて、至る自治体で戸別収集に切替えて、ごみの搬出量が減った、激減するという現象はやはり出ております。なぜか言いますと、ごみステーションやれば無責任に出せます。ところが、自宅の前だと回収されないと恥ずかしいんですよ。だから、きれいに分別がいくと。そういうこともありますので、補助金だけでなく、例えば飛散ネット、ごみ箱等の購入の一

部補助金、そういうのもいいと思うんですが、そういう補助制度は検討されないでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

私どもも様々な市区町村の制度を研究しているところでございます。また、本市にあったそのごみの回収の方法であったり、補助の方法であったりを、また研究してまいりたいと思います。

以上です。

○12番（山口政夫君）

日置市は広域です。そういう意味で、全戸収集をなさいというつもりはありません。本当大変だと思います。ですけれども、やはり未加入者との不公平感ですね。これは、やっぱり是正するように申し上げます。

同じく加入、未加入の問題で7項目が防犯灯の電気料金のことです。

そこで、集落間防犯電気料金を8年度は146万4,000円計上しています。設置目的と電気料金市負担の理由の説明を求めます。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

現在の集落間防犯灯の設置につきましては、自治会と自治会との間で住家のない通学路などの安全確保のために地域からの要望に応じ、その必要を調査いたしまして設置をしているところでございます。

電気料金につきましては、市所有の防犯灯ではありますので、市で負担をしております。

以上です。

○12番（山口政夫君）

実は、地方自治総合研究所の防犯灯の管理に法政大学の教授のコラムに「自治会は悪く言うと市の傀儡、要するに市の操り人形なのだろうかと。LED化を契機に、市の直営に

変更され、地域負担軽減と自治体の事務省力化のために、防犯灯は自治体の直営にすることが望ましいのではないか」と紹介もされています。

そして、全国を調べてみますと鎌倉市、堺市、佐倉市、これが平成の26年から30年、福山市、大牟田市、常総市、丸亀市、帯広市、ここが令和に入ってから。それ以外も多くの地域が令和に入ってから、要するに急激な自治会未加入が進んだところは、ほとんど理由として未加入者との不公平の是正ということで行政負担に切り替わっております。で、条例コミュニティ協議会で薩摩川内市をお伺いして、課長にこういう雑談のときに「防犯灯、実はうちこうなんですけど」という相談しました。薩摩川内市は、議会からあるいは市民からの苦情じゃなくて、行政が自ら「これ不公平ですよ」と。「だから、山口さん、うちは令和6年度から市が負担をするようにもう切替えました」と。「それやはり提案すべきですよ」と。逆にお墨つきじゃないですけど、そういう指摘もいただきました。そういうことで、防犯灯の電気料金は、市で負担すべきだと申し上げますが、市長の見解を求めます。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

防犯灯につきましては、地域の安全を守る公益性の高いものでございますので、他の自治体の状況を引き続き情報収集いたしまして、今後の在り方については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（山口政夫君）

ぜひ進めてください。それと、答弁に共益費の文言も出ているようです。これ正直言いまして、共益費で徴収している地域があるというのも把握しています。ごみステーション

だけじゃありません。防犯灯に関してもそうです。ただし、これ長続きしておりません。何でか、未加入者の方は理解しようとされる方が少ないわけですね。それで、その集金するのは誰ですか、行政がするならまだしも地域の不便を、不平等さを感じている人たちが集金に行くわけですので、なかなか継続していないというのが現状だということもお伝えしておきます。

それでは、最後の項目に行きます。

自治会長や役員の引き受け手がない、行政の受託機関の事業の多くは、役員等を引き受けにくい理由と考え、武蔵野市では50周年、市で町内会のない理由に、住民等を広報等を住民に配布することは、市の直接責任で広報伝達責任を住民に転嫁すべきではないと記されています。

また、高鍋町では今年度4月から広報紙の配布、回覧板を廃止し、町内29か所に広報紙を設置し、SNSの5種類の情報発信を行い、希望者世帯に行政事務連絡員——これ自治会長と契約しているそうです。が、配布しています。SNSに関しては一、二年以上前から利用について講習会、勉強会を各地で開催され、運用されていまして。直接電話して、まだ1か月ちょっとしかたちませんが「何か苦情はありませんか」と高鍋町にお電話してお伺いしましたが「苦情はない」ということです。

そこで、薩摩川内市も自治会を通じて、配布と同時に市内41施設に広報紙を配置しております。日置市も自治会サポアプリ、今年度から一部の自治会ですが、導入しております。このような導入と同時に廃止も検討し、市内施設に広報紙を配布し、自治会住民の負担の軽減対策に取り組むべきと考えるが、市長の見解を伺います。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもございましたように、自治会による文書の配布につきましては、負担が多いという声もある一方で、見守りの機会になっている側面もございます。自治会を通じまして配布する文書につきましては、運用基準を設けておりまして、市が発行する広報紙などをはじめ、市が主催・共催する行事のチラシ、国・県の公文書、指定管理者が公共施設を利用して実施する事業など、公共性の高いものをとしているところでございます。

また、これまで自治会へ配布依頼をしておりましたお知らせを掲載するため、広報紙のページ数を増やし、掲載するなど、自治会での配布文書削減に努めているところでございます。

今後におきましても、自治会の負担軽減が図られるよう、このような取組を続けるとともに、電子回覧版アプリの普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、施設における文書の配置につきましても、他市の事例等を研究いたしまして考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 1 2 番（山口政夫君）

これもぜひ早急に進めてもらいたい。なぜか言いますと、私も自治会長をしている頃は、部数にしまして30部、40部ございました。もう家内と2人で3時間、4時間、2人でかかって半日かかることもありました。ところが今、もらう側になってみますと本当にもう来なくなりました。そういう意味では、役員、自治会長の負担は減っていると申し上げますが、それ以上にやっぱり負担を減らすべきだと申し上げます。

続きまして、民生委員・児童委員についてでございます。

先ほど申しました武蔵野市では自治会組織

がございません。ですから、どういう方針、やり方でやっているかってちょっと調べて電話でもお伺いしました。そうしますと「市民からの応募」だと。で、「挙手が上がりました。例えば、1ブロックから3人立候補がありましたという場合、どう選択するんですか」って言ったら、「市の担当所管で調査をし、推薦者を決定する」と。そして、民生委員審査委員会に推薦をするという形でございます。

そういうことで、日置市も自治会長の役割で一番広報紙の配布やら、ほかの仕事も大変なんです。ところが、民生委員への推薦というのが大変重荷になっているのは間違いありません。あるので、福祉関係者や民生委員や市民応募方式に数年かけて徐々に移行できないものかと考えていますが、取り組めないもののでしょうか。

自治会長、ところが民生委員法を見ますと、自治会長が推薦しなければならないという項目は出てきません。あくまでも知事に推薦するのは推薦委員会の推薦となっております。検討できないかお伺いします。

○福祉課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

民生委員・児童委員は、地域福祉の要であり、地域に根差した見守り体制を構築するには自治会との密接な連携が不可欠です。

現状の自治会推薦方式は、自治会との連携がスムーズであることから有効な方法と認識しております。また、その一方で、民生委員・児童委員の成り手不足や自治会の推薦に大変苦慮されているという課題があることも認識しております。

次の改選までに担当地区割や人員について検討することとしておりまして、民生委員・児童委員連絡協議会協力のもと、自治会長連絡協議会と協議を行ってまいります。自治会内における推薦準備委員会の立ち上げや自

治会内での公募制の導入など、自治会長推薦に至るまでの手法等も含めて、協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 1 2 番（山口政夫君）

答弁いただきました。

前向きに、ぜひそういうのを検討して、自治会長一人に負担がかからないように、地域の住民みんなで探せるように努めてください。

それでは最後ですが、自治会加入、未加入での課題は両者とも法律にのっとっております。もう私が言うまでもなく、もう市長なんかはご理解と思います。市民の問題ではなく、行政の各種制度の運用の在り方で不公平感やあるいは公平、公正さを欠いているものと私は考えております。

行政は今までの運用の在り方を反省しつつ、自治会に依存しないで済むような、武蔵野市もそうですよね、あの 19 市。ほかはまだ団体が私は把握できませんが、依存しないよう速やかに取り組むべき、開始するべきと申し上げ、最後に市長の改善への決意を伺い、私の一般質問を終わりといたします。

○市長（永山由高君）

ここまで自治会を取り巻く環境についてのご質問をいただいております。

今、日置市が運用している多くの仕組みは、合併後 20 年という長きにわたり、特に自治会加入率がまだ 9 割を超えていた現状を前提としてつくられた仕組みであるとは言えます。

一方で、現時点において自治会加入率は少しずつ減少基調にある、今 80 % 台に落ちておりますけれども、それでも、全国の平均からすると、かなり日置市は自治会加入率がまだ高いという状況にあります。この状態において議員ご指摘のように、例えば、ごみや防犯灯や自治会育成交付金の交付要綱など、制度の運用と現実の加入率のバランスが取りづらくなっている点は確かにございます。一方

で、この自治会における負担と自治会加入のメリットというのが、これはある種表裏一体ともいえる部分でもあります。

今後、自治会加入率の低下を可能な限り防ぐということを念頭に置きながら、現状に即した対応として、どういった施策が必要かと、そして、どういった対応が可能かということをしっかり検討してまいりたいと考えています。

以上です。

△ 散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6 月 30 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後 1 時 39 分散会

第 5 号 (6 月 3 0 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第36号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
日程第 2	議案第38号 令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）
日程第 3	議案第39号 令和8年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	議案第40号 令和8年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第41号 令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第42号 損害賠償の額を定め和解を成立させることについて
日程第 7	議案第43号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第 8	発議第3号 （令和7年分）日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について
日程第 9	陳情第 1号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
日程第10	閉会中の継続調査の申し出について
日程第11	所管事務調査結果報告について
日程第12	議員派遣の件について

本会議（６月３０日）（火曜）

出席議員 ２０名

１番 阿 多 聖 弥 君
３番 山 口 秀 人 君
５番 福 田 晋 拓 君
７番 下 園 和 己 君
９番 是 枝 みゆきさん
１１番 福 元 悟 君
１３番 中 村 尉 司 君
１５番 黒 田 澄 子さん
１７番 坂 口 洋 之 君
１９番 池 満 渉 君

２番 大川畑 宏 一 君
４番 中 村 清 栄 君
６番 長 倉 浩 二 君
８番 佐 多 申 至 君
１０番 重 留 健 朗 君
１２番 山 口 政 夫 君
１４番 留 盛 浩一郎 君
１６番 下御領 昭 博 君
１８番 並 松 安 文 君
２０番 富 迫 克 彦 君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事 務 局 長 濱 崎 慎一郎 君
議 事 調 査 係 野 崎 元 気 君

次長兼議事調査係長 原 田 人 美 さん

地方自治法第１２１条による出席者

市 長 永 山 由 高 君
教 育 長 奥 善 一 君
市民福祉部長 馬場口 美宗香さん
教育委員会事務局長 上 村 裕 文 君
東市来支所長 内 山 良 弘 君
吹上支所長 神 余 徹 君
財政管財課長 小 園 秀 作 君
市民生活課長 瀬戸口 和 彦 君
教育総務課長 有 馬 純 一 君
消防署消防署長 前之園 修 君

副 市 長 上 秀 人 君
総務企画部長 瀬戸口 亮 君
産業建設部長 東 正 和 君
消防本部消防長 福 田 幸 記 君
日吉支所長 坂 上 誠 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 東 純 一 君
企 画 課 長 園 田 賢 一 君
農林水産課長 泊 真 也 君
消防本部総務課長 藏 菌 健一郎 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第36号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

○議長（富迫克彦君）

日程第1、議案第36号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長長倉浩二君登壇〕

○総務企画常任委員長（長倉浩二君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第36号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、6月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月16日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市観光案内所であります。

現指定管理者が法人格を有する団体として事業を承継することに伴い、現指定管理者の指定期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までを令和8年4月1日から令和8年6月30日までに変更し、事業承継する団体の名称は合同会社L I Vであり、指定の期間は令和8年7月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

指定管理料の額は、令和8年度216万8,000円、令和9年度370万4,000円、令和10年度370万4,000円の合計

957万6,000円であります。

次に、質疑の主なものを申し上げますと、委員より、事業を承継する合同会社は何人が所属しているのかとの問いに、代表が1人、従業員は地域おこし協力隊の方で1人、合計2人であるとの答弁。

ほかには質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第36号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第38号令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第3 議案第39号令和8年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第40号令和8年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第41号令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（富迫克彦君）

日程第2、議案第38号令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）から、日程第5、議案第41号令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

4件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長下園和己君登壇〕

○予算審査特別委員長（下園和己君）

皆様、改めましておはようございます。

ただいま一括議題となっております議案第38号令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）から、議案第41号令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）の4件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る6月3日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、6月16日、17日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果を受けて、6月23日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審査いたしました。

初めに、議案第38号令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億6,181万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を338億

5,481万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費、感染症予防接種事務費、地域総合整備資金貸付事業、消防本部南分遣所の改修事業のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正など、所要の予算を編成しております。

歳入の主なものは、国庫支出金では、特定地域脱炭素移行加速化交付金や社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備・土地区画整理）などの減額。

県支出金では、公立学校給食費負担軽減事業補助金や地域未来交付金（地域防災緊急整備型）などの増額。

寄附金では、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の増額。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金やまちづくり応援基金繰入金の増額。

諸収入では、公共交通関連事業費補助金などの減額。

市債では、学校教育施設等整備事業債、地域総合整備資金貸付事業債の増額などがあります。

歳出の主なものは、議会費では議会管理費の減額。

総務費では、地域活性化起業人事業費や脱炭素先行地域づくり事業費などの減額。

民生費では、老人福祉センター管理運営費や児童福祉総務管理費などの増額。

衛生費では、感染症予防接種事務費などの増額。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金事業費や活動火山周辺地域防災営農対策事業費などの増額。

商工費では、商工業振興費や地域総合整備資金貸付事業費などの増額。

土木費では、公園管理費や公営住宅管理費

などの増額。

消防費では、消防本部費や災害対策費などの増額。

教育費では、小学校管理費や文化施設総務管理費などの増額。

災害復旧費では、現年単独治山施設災害復旧費の増額であります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管分では、可搬型ベビーケアルーム（2基）の設置場所と大きさはどれくらいのものなのかとの問いに、設置場所は第2配備の指定避難所で平時の利用も見込まれる日置市中央公民館と吹上中央公民館の1階ロビーを予定しており、大きさは、横幅約180センチメートル、奥行き約91センチメートル、高さ約2メートルで、畳1畳ほどのスペースで設置ができるとの答弁。

財政管財課所管分では、中川里道陥没に係る修繕料と委託料で800万円の増額であるが、日常的にはあまり利用しない道路を今後も修繕をしていくのかとの問いに、今回の陥没した里道は、周辺が保安林であり、保安林へ入っていくための通行を確保するためにも復旧するものである。また、現時点で全ての里道の現地確認は難しいが、今後、基本的には里道として使われている道路については、現状復旧をしていくという方針との答弁。

企画課所管分では、日置市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業費交付金に関して、重平山の風力発電の話だと思うが、具体的な経緯を伺うとの問いに、この事業は、令和5年4月に日置市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業費交付金交付要綱を制定し、地域課題解決に向けた提案事業に対して、企業版ふるさと納税を財源とした交付金により支援をするというものであって、今回、企業から提案事業に対して寄附見込み企業があるということで申請があったものであるとの答弁。

地域共創課所管分では、ひおき共創コンソーシアムの運営支援に関して、委託料690万2,000円の内容はとの問いに、金額については、未来の求人票や日置市職場白書の作成支援、働き方改革の認定制度の運用支援等、コンソーシアムの運営支援に関するものが含まれているとの答弁。

地域づくり課所管分では、地域みらい留学事業について、定員割れ対策であれば、なぜ吹上高校だけなのかとの問いに、これまで吹上地域で行われてきた活性化対策と吹上高校の定員割れ対策を結びつけ、地域と協力した定員割れ対策としていくために地域みらい留学事業を導入しようとするものである。この事業は、県外の生徒を受け入れる事業であり、県外の生徒を受け入れる際の県の要綱により、普通科は定員120人以下、専門課程は定員要件なしと定められているので、日置市内では吹上高校しか要件を満たしていないとの答弁。

商工観光課所管分では、ふるさと融資実施に伴う貸付金で16億6,600万円の増額だが、現在の状況、県内各地にニシムタの店舗がある中で、工場建設地としてなぜ日置市を選んだのか、市のメリットは何か、新たに雇用される従業員数は何人かとの問いに、現在、土地の造成に取りかかる段階で、来年1月完成予定であり、交通の便がいいこと等を理由に日置市を選んだとのこと。市のメリットは、固定資産税の税収や未利用地の活用と考える。また、従業員数については、当初30人程度を目指し、最終的には100人を雇用する計画であると聞いているとの答弁。

消防本部所管分では、防火水槽設置工事補助金不採択に伴う工事費1,300万円の減額だが、設置が予定されていた場所と不採択の理由は何かとの問いに、設置は吹上の南分遣所敷地内を予定していた。また、消防防災施設整備費補助金交付要綱の中で、補助対象

施設の種類と補助金の基準額が示されていて、今回、整備予定であった40トンの防火水槽については基準額が799万3,000円で、その2分の1の399万6,000円が補助金額となるが、人口10万人未満かつ財政力指数1未満の自治体は、交付申請額が500万円未満の場合、交付決定は行わないという下限基準が定められていたために不採択となった。この財政力指数1未満については、当初予算編成時の県との協議の中では不明であったとの答弁。

福祉課所管分では、食の自立支援事業の債務負担行為の設定について、現在、委託している3事業者のうち、1事業者から撤退の意向があり、また、その他1事業者の委託料が高騰していることから、プロポーザル方式で委託先を決定していくとの説明であったが、今後、委託先の事業者は1社になるのかとの問いに、これまでどおり1地域1事業者となるか、全地域まとめた形になるのか、それ以外なのか、いずれにしてもプロポーザルの結果次第になるとの答弁。

こども未来課所管分では、児童扶養手当制度等のシステム改修費について、特定親族扶養特別控除の創設によるものであるとの説明であったが、この特別控除とはどういう制度なのかとの問いに、これまで扶養親族として認められてきた給与収入は103万円以下であったが、今回、123万円までに引き上げられ、19歳以上23歳未満の扶養親族については、188万円まで引き上げられたものであるとの答弁。

健康保険課所管分では、予防費の高用量インフルエンザワクチンの定期接種化について、その詳細を伺うとの問いに、予防接種の効果を高めるために高用量インフルエンザワクチンが導入された。対象者は75歳以上で、これまでの標準用量ワクチンと選択ができる。自己負担は1本あたり約3,000円となり、

10月1日からの接種となる。また、標準用量の4倍の成分を含んでおり、用量も0.2ミリリットル多くなっているとの答弁。

介護保険課所管分では、補助金及び交付金で、通所系介護事業所が1減となったとの説明であったが、その理由を伺うとの問いに、地域密着型の通所介護事業所で利用者の減少によるものであるとの答弁。

学校教育課・教育総務課所管分では、かごしま探求プロジェクトについて、令和8年度は伊集院北中学校が参加するとのことだが、具体的な内容とどのような効果が期待されるのかを伺うとの問いに、伊集院北中学校が、かごしま探求プロジェクト（通称かごたん）に参加するに当たり、その参加費用の一部を日置市総合学習活動事業交付金交付要綱に基づき支援するものである。

かごたんとは、鹿児島の中高生が地域企業の持つリソースと鹿児島をテーマに地域の可能性を探求するものであり、生徒がチームとなり、先生や担当する地域企業と対話を重ね、地域の魅力や課題、地域企業の取組を探求し、鹿児島の未来をよりよくするアイデアを企画発表する活動である。

効果としては、知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう人間性やコミュニケーション能力を高めるとともに、企業と一体となって取り組むことにより、地域の課題を探求し、地域の魅力発信にもつながることが期待されるとの答弁。

社会教育課所管分では、伊集院文化会館の空調設備修繕について、現在の状況と工期を伺うとの問いに、空調は現在も使用しているが、保守点検でフロート弁などの部品を交換する必要があるとの報告を受けている状況である。工事期間については、10日間程度であるが、実際工事に入るまで3か月程度を要するとの答弁。

農林水産課所管分では、ビニールハウス

38棟分の被覆資材が計上されているが、世界情勢の影響で資材が高騰している状況を考えると、事業者の負担も変わるのではないかと問いに、現状、被覆資材の高騰は起きており、事業者または市の負担も増えることが見込まれるため、当初の38棟という計画を変更できないか県と協議を行っているところであるとの答弁。

建設課所管分では、都市公園トイレ清掃業務委託はシルバー人材センターへ委託しているはずだが、増額となった要因はとの問いに、シルバー人材センターから、人員不足により草払いやトイレ清掃を委託している伊集院地域の23の公園のうち、城山公園と妙円寺中央公園については対応できないと連絡があったことから、民間事業者へ委託することとなり、増額分を補正予算で計上したとの答弁。

分科会の報告が終了し、特別委員会にて質疑を行ったところ、委員より、高用量インフルエンザワクチンの定期接種化の対象者が75歳以上とのことであったが、74歳以下は高用量と標準用量を選択できるのかとの問いに、75歳以上については選択できるが、74歳以下については標準用量で受ける形になっているとの説明であったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第38号令和8年度日置市一般会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号令和8年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ431万円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億3,828万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護給付費繰越金や地

域支援事業費繰越金等の増額で、歳出の主なものは、システム改修に伴う一般管理費や介護給付費等の前年度精算見込みに伴う償還金の増額であります。

当局の説明の後、分科会にて質疑を行いました但質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行いました但質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第39号令和8年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号令和8年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）について報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を10億1,670万3,000円に、支出は総額から1,693万4,000円を減額し、総額を9億7,060万4,000円とするもので、水道事業費用の営業費用について、委託料の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

国の方針により、下水道に注力していくということだが、上水道については、下水道の官民連携調査などが済んだ後に実施されるということかとの問いに、上水道における予算を全て振り替えるということではなく、下水道の官民連携調査等に係る予算の割合を増やしたということである。上水道についても、併せて実施はしていくとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、分科会での質疑を終了。

特別委員会にて報告を行いました但質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第40号令和8年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

最後に、議案第41号令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）について報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億4,046万9,000円に、支出は総額に1,693万5,000円を追加し、総額を6億8,571万2,000円とするもので、下水道事業費用の営業費用について、委託料の増額であります。

次に、資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億3,910万円に、支出は総額に67万3,000円を追加し、総額を3億3,766万6,000円とするもので、建設改良費について、固定資産購入費の増額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

COD測定湯煎器が故障している状況だが、現状はどのように対応しているのか。また、購入をしなければどのような影響があるのかとの問いに、現状は1台で稼働しているが、検査が逼迫している状況であり、2台稼働させる必要がある。また、COD測定湯煎器は、汚泥自体が酸素を消費する数値を検査する機械であり、検査した数値が高いまま河川に排出してしまうと、魚等に悪影響を及ぼすため、必ず購入が必要であるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、分科会での質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、COD測定湯煎器の耐用年数はどの問いに、耐用年数の説明はなかったが、故障しているCOD測定湯煎器は20年経過しているとの説明であったとの答弁。

ほかに質疑はなく、分科会長の報告で了承。討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第41号令和8年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致

で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第38号から議案第41号までの4件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号から議案第41号までの4件を採決します。この採決は議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第38号から議案第41号までの4件を採決します。

お諮りします。4件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第38号から議案第41号までの4件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第6 議案第42号損害賠償の額を定め和解を成立させることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第6、議案第42号損害賠償の額を定め和解を成立させることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第42号は損害賠償の額を定め和解を成立させることについてであります。

令和8年4月6日に、日置市東市来町地内で発生した職員の公用車の運転による自動車事故について、損害賠償の額を定め及び和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第42号損害賠償の額を定め和解を成立させることについて、補足説明を申し上げます。

2ページの資料をご覧ください。

事故の概要について、1、発生日時は令和8年4月6日午後4時30分頃、2、発生場所は日置市東市来町地内、3、発生状況は職員が公用車を運転し、4の概略図に記載のとおり、駐車区画から出るため左方向へ発進した際、公用車左後部が左隣の区画に駐車中の相手方所有の車両の右前部に接触し、同車両の一部を損傷させたものであります。

なお、事故発生時に相手方所有の車両に乗車している者はいなかったため、人的被害はありませんでした。

3ページの示談書をご覧ください。

和解の内容について、日置市の事故の責任割合を100%として、損害賠償の額を111万960円と定め、今後、本件に関しては双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを誓約するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、初めに、佐多申至議員の発言を許可します。

○8番（佐多申至君）

ただいまの損害賠償の額を定め和解を成立させることについて質疑いたします。

公用車での事故の際に、事故の責任や損害賠償の支払いなどについては、行政の責務の範囲等の規定もしくは判断はどのようになっているのかお伺いします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

職員が公務中に公用車を運転し、過失により事故を起こした場合は、国家賠償法等に基づき、市が損害賠償責任を負うこととなります。

一方で、事故を起こした職員に、故意または重大な過失があった場合は、市が負担した損害賠償額について、事故の状況などを総合的に踏まえ対応することとなります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

ただいまの質疑の答弁に、重大な過失という表現がありましたが、重大な過失とは何ですか。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

重大な過失とは、例えば飲酒運転や著しい速度超過、信号無視など、通常の注意義務を著しく欠いていた場合が該当すると考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、黒田澄子議員の発言を許可します。

○15番（黒田澄子さん）

同じ損害賠償額の和解を成立させるという議案に対して、2点質疑をさせていただきます。

まず、事故をされた公用車の運転の際に、乗車前の前後左右の確認は行っておられたの

か。

2点目、事故後に保険料はどれくらい上がるのかお尋ねします。

○消防署消防署長（前之園修君）

お答えいたします。

日頃から、乗車前に前後左右、下部まで確認するようにしておりますので、事故当日も確認をしております。

以上です。

○財政管財課長（小園秀作君）

事故後の保険料についてお答えいたします。

本市が加入している全国市有物件災害共済会の制度におきましては、個別の事故に伴う掛金の引上げという仕組みは導入されていないことから、事故後の保険料については、変わりはないということでございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

今、消防のほうから前後左右の確認、下部までしていると言われたのですが、今回の事案はお隣に止めてあったものにぶつかっているんですけど、確認をしていた上で当たったということでしょうか。非常に何が見えていなかったのかが分からないのですが、その辺もう一度お尋ねいただけますか。

○消防署消防署長（前之園修君）

お答えいたします。

車両を移動させるため左折する際、左斜め前方にありました電柱が車両右前面と接触するのではないかとということが気になり、左側の確認がおろそかになってしまったことが原因の一つであります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

それも含めて、前後左右の確認、下部までしたということになるのでしょうか。もう一度お尋ねします。外側の電柱が気になっておろそかになったということ自体が、それは確認されていないということではないんでしょう

うか、もう一度お尋ねします。

○消防署消防署長（前之園修君）

お答えいたします。

先ほど答弁をしましたとおり、乗車前に車両の前後左右、そして下部の確認は行っておりますが、車両移動をし始めた際、気になりました電柱につきましては、駐車位置から幅5.5メートルの道路を隔てた道路の反対側に立っていたということでありまして、乗車前にその電柱までは確認はできていなかったということになります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

確認はできていたとおっしゃいますけれども、そこまで含めて、やはり運転をする人は周りの確認をします。隣にあったものにぶつけるということは、よっぽどの不注意なのかなというふうに思ったので、今回ちょっと質疑をさせていただきました。

通常、私も免許を持っておりますし、皆さんそうですけれども、横に止めているものに当たるというときは、もう急ハンドルを切って、感覚が全然分からない初心者の人ならあり得るかもしれないんですけども、今回、私は公用車と言っていました、消防が立たれば、もう消防関連の車だということは皆さんにも分かっていますので、今後、本当に心配だなと思って、すいません、質問させていただきました。

あと、公用車自体の修理費用はどのようになるのかお尋ねをいたします。

○消防署消防署長（前之園修君）

お答えいたします。

救急車の修繕料につきましては、19万5,646円でございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

この車両の金額は、今回のものには盛り込まれていないと思いますけれども、この車両

の保険も保険会社が支払うものなのか、市が予備費なり補正などで支払わなければならないものなのか、その点、お尋ねします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、全国市有物件災害共済会という保険に加入しております。その保険の範囲内で、ただいま説明のありました金額についても補填されるという形になります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第４２号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第４２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４２号損害賠償の額を定め和解を成立させることについては、原案のとおり可決されました。

△日程第７ 議案第４３号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第７、議案第４３号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第４３号は、日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（馬場口美宗香さん）

議案第４３号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてにつきまして、ご説明申し上げます。

現在、本市におきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードでございますが、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付サービスを実施しております。

今般、国において在留管理制度等の見直しが行われ、新たに、特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されることに伴い、これらに対しましてもマイナンバーカードと同様に、電子署名法等に基づく利用者証明書用電子証明書を記録することが可能となりました。

別紙をご覧ください。

在留管理制度等の見直しに伴い、本条例の

第15条の2におきまして、多機能端末機（コンビニ交付）による印鑑登録証明書の交付申請ができる対象といたしまして、従来の個人番号カードに加え、適切に電子証明書が記録された特定在留カード及び特定特別永住者証明書を明文化し、所要の引用条文整理を行い、併せて、スマートフォン等の移動端末設備による申請手続につきましても、電気通信事業法等の関係法令に基づき、定義の明確化を目的とした条文の整理によるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例の施行期日につきましては、関係法令の施行日に合わせ、公布の日から施行することといたしております。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 発議第3号（令和7年分）

日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

○議長（富迫克彦君）

日程第8、発議第3号（令和7年分）日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員長の報告を求めます。

〔長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員長黒田澄子さん登壇〕

○長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております、発議第3号（令和7年分）日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例制定について、審査特別委員会を設置し、令和8年1月21日、2月26日、4月28日におきまして、議長を除く議員19人を委員として委員会を開き、慎重に審査いたしました。

これまでの審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、令和7年12月定例議会最終本会議におきまして、発議第3号日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例制定について、提出者、山口政夫議員、賛成者、池満涉議員、留盛浩一郎議員、下御領昭博議員、阿多聖弥議員、大川端宏一

議員より発議され、議長を除く19人の議員で審査特別委員会を設置し、これまで3回会議を開き審査してまいりました。

提出者の提案理由は、改選前に同僚議員が長期欠席となった折に、市民より、議員は長期欠席等で仕事ができないときの報酬はどうなっているのかとの質問を受け、現状は全額支給であると答えたが、問題ではないかと市民より厳しい指摘があった。全国の議員報酬減額条例を調べ、約50か所の条例資料を調査したとのこと。

内容については、12条の項目でつくられており、第3条に減額期間と減額率を書き込み、90日を超えて180日以内の期間の欠席は減額割合100分の20、180日を超えて365日以内の期間の欠席は、減額割合100分の50、365日を超える期間の欠席は、減額割合100分の100と定めています。

第5条で適用除外をうたい、公務災害、出産、感染症による感染、そのほか議長が認める事由としています。

第7条から12条までは、議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留、その他の身体を拘束される処分を受けたとき等の議員報酬の一時差し止め等の規定がうたわれているものであります。

次に、委員会審査での主な質疑等について報告します。

委員より、県内ではどのくらいこの条例が制定されているのかとの問いに、指宿市と霧島市が制定していると答弁。

指宿市と霧島市の聞き取り調査、現地調査を行ったのかとの問いに、直接確認はしていないと答弁。

どのくらいの市民から、議員報酬についての意見をいただいたのかとの問いに、十数名であると答弁。

日置市では、委員会条例で感染症の蔓延や

災害時などのときに、オンラインでの委員会参加ができて出席とみなされている。限定的ではあるが、今後、条件が広がる可能性もあるかもしれない。その辺を勘案して、賛成者とも議論されたのかとの問いに、議論していないと答弁。

この条例で、議員活動は対象なのかとの問いに、第2条の第1項で、会議等とある。これは、定例会、臨時会、委員会の会議、また議会に係る協議等の場で、全員協議会、広報委員会、広聴委員会であり、また、委員派遣と議員派遣の出席である。適用除外としては公務災害、出産、感染症、そのほか議長が認めるものとなっている。議員活動は入らないと答弁。

議員が逮捕されたときは報酬の一時差し止めになるが、無罪判決が出たら差し止め分は返納となる。予算措置は大丈夫なのかとの問いに、それは可能であると答弁。

オンラインでの委員会等の参加ができれば、そこで欠席日数としては終了していくと理解していいのかとの問いに、そのようになると答弁。

県内で霧島市、指宿市が制定されているが、制定による実例はあるのかとの問いに、確認していないと答弁。

また、質疑以外では、90日は長過ぎる。もう少し短く1か月くらいが一般的な長期欠席と言えるのではないかと、また、我々は地方公務員とは違う。議員報酬は生活保障のためのものでないのか、ここに当てはめるのは違和感がある、また、残念ながら、全国的に議員が刑事事件を起こして逮捕されるケースが見受けられる。そういうことから、この条例はあったほうがよいなどの意見がありました。

質疑を終了し、自由討議に入りましたが、皆質疑も尽くしたために意見はなく終了。

その後に討論に入り、委員より、議会の条

例は議会の実情を網羅したものでなくてはならない。その上で、このような条例は検討していかなければならないが、発議された条例案、1、欠席日数や減額割合の数字に納得のいく根拠がないこと、2、条例案作成に当たり、既に同様の条例が設置された議会への条例設置の経緯や根拠の調査を行っていないこと、3、災害時、感染症、育児、介護ほか議長が認める事由により、日置市議会ではオンラインでの委員会出席が認められている。この長期欠席に関することは、まず、議会内部の例規等の整備を充実させることが先決であるとする。大事な条例だと考えるが、様々な視点から深く議論すべきであるので、この時点では反対とするとの反対討論がありました。

また、ほかの委員より、この議案は議員報酬を支給しない、または制限するための条例案である。今後のことを想定すると、まだ、盛り込まないとならない内容や検討の必要がある部分もあり、逮捕、勾留の条文の議員の違法行為に対する報酬等の支給制限、差し止めは非常に大事である。議員の中には、病気療養中でも議会に来て意見を述べる努力をされている方もいる。今回は条例制定に少し急ぎ過ぎている感じを受けるので反対とするとの反対討論がありました。

また、委員より、報酬は、議員としての職務を全うした上でのものであると考える。選挙で当選して議員となり、その職務に対する報酬と考えているので、長期欠席で職務が全うできないのであれば減額等は必要であるので、この条例案に賛成するとの賛成討論がありました。

その後挙手による採決を行い、欠席者1人あり、賛成6人で挙手少数により、発議第3号日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例制定については、否決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第3号について討論を行います。発言通告がありますので、初めに、阿多聖弥議員の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○1番（阿多聖弥君）

1番。現在、議題となっています発議第3号日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、前提として、報酬とは給与とは異なり、労働の対価ではなく職責等に対する対価であります。その観点で、議員報酬とは、市民の皆様から負託を受けた議員が議会活動を通じて、市政の発展と市民福祉の向上に努めるための対価として支給されるものであります。

議員は議会への出席はもとより、委員会活動、政務調査、地域の声を市政に反映する活動など多岐にわたる責務を担っています。

一方で、議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留された場合や、やむを得ない場合もございますが、長期間にわたり議員としての活動が困難となり、その職責を十分に果たすことができない状況において、報酬が従来どおり支給され続けることについては、市民の皆様から理解を得ることが大変困難であります。公費によって支えられる議員報酬である以上、市民の信頼を確保する仕組みを整えていくことは、議会として果たすべき責任であり、議員自らが襟を正し、より開かれた議会運営を進めていくことが重要と考えております。

長期欠席という状況における報酬の在り方について、より公平性と透明性を確保するためには必要と考え、賛成とさせていただきます。

○議長（富迫克彦君）

次に、佐多申至議員の原案に対する反対討論の発言を許可します。

○８番（佐多申至君）

発議第３号、反対の立場で述べさせていただきます。

先ほども委員会の報告の中でも私は申し上げましたが、議会の条例は議会の実情を網羅したものでなければなりません。また、今回のような長期欠席等に関する条例は、今後も検討していかなければならないと考えています。

今回発議された条例案は、まず、欠席日数や減額割合の数字に納得のいく根拠がないこと、また、長期欠席に関して県内はもちろん、ほかの議会での条例設置の経緯や条文等の根拠などの調査が不十分であること、また、刑事事件等における議員報酬の一時差し止めについての事例等やその対応などの調査研究が必要であること、災害時、感染症、育児、介護などやむを得ない場合のオンラインによる委員会出席は認められています。その中で今回の長期欠席に関することも、議会内部の条例等の整備及び運用を充実させることが先だと考えます。

このようなことから、様々な視点から深く議論する必要があるので反対です。

以上。

○議長（富迫克彦君）

次に、池満渉議員の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○１９番（池満 渉君）

発議第３号に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど同僚議員からもありましたけれども、

私ども議員は、選挙によって市民の負託を受け、１期４年間、議員という資格、そして権利を与えられております。本会議、各種委員会などへの出席をはじめ、市民の声を聞き、現状を把握し、政策提言などに反映する、絶えず研さんを積み、かねての政治活動を含め、どこからどこまでが仕事というような区別はありません。また、個々の働きの評価が報酬の額に反映されることももちろんありません。

これまでの特別委員会の中で、報酬は生活給でなく、議員という職責に与えられるものとの意見もありました。ただ、市民に選んでいただいた、与えられた議員という職責、権利と同時に、これは仕事をするという義務が発生するのは当然のことであります。

今、社会は治療を続けながら仕事をするというのが当たり前になり、コロナ禍を機に大規模な災害の発生や感染症の蔓延など、個人の責めに帰することができない事由、育児、介護をはじめ、やむを得ない事由があれば、オンラインによる委員会等への出席も可能になりました。ご承知のように、本市議会でも委員会条例が改正をされております。

また、実際に、日置市議会でも、本会議や委員会への体調不良等による欠席は当然ございます。本条例案で仮定しているのは、事故や病気などによる長期の欠席、または逮捕、抑留、起訴などによる長期の不在で、実際に議員としての職務遂行が不可能になった場合であります。当然、条例の該当者が頻繁にあることを予測したものでもありませんし、ましてや、この条例により議員の資格を喪失するものでもありません。

さきの衆議院選候補者に対して、政治に携わる人には、誰かのためひたむきに取り組む姿を示してほしいというような新聞投稿もありましたし、今、一部に、議員の活動がなかなか見えないというような声も確かに耳にしております。この発議の提案理由に、議会は

議員の職責及び議会への市民の信頼の確保の重要性に鑑み、これを提案するとあります。

そして、この発議案に私が強く賛同する一つの実例を紹介いたします。

合併前の旧東市来町の議員で、議会議員の選挙改選後、およそ1年半たったところで、脳溢血のために入院をした方がおられました。本人は負託を受けた町民のために、元気になって頑張るんだと、辞職をせずにリハビリを続行されました。その後の約2年半の間、議員報酬は払い続けられたのであります。恐らく、家族は報酬をもらい続けていいんだろうかと戸惑いもあったはずであります。結局、任期中の再起はかなわず、その後の選挙にも立候補できず、数年後に亡くなりました。

その方の葬儀での遺族代表の息子さんの挨拶が私は強烈に印象に残っています。一通りお礼を述べた後で、嗚咽するようにおわびの言葉を述べられました。約2年半にわたり仕事もできない間、議員報酬を頂きました。家族としても頂いてよいのか、辞退の方法はないのか分からないままだったと。そして、入院後半年くらいから、直接、間接的に母や家族に対して、物すごい誹謗中傷がありました。議員を辞めないのか、報酬泥棒だなどなど、まるで犯罪者扱いだったというような挨拶の中での言葉でした。幾らか、やっとこれから解き放たれるというような安堵感さえ感じたのを、私はよく覚えております。今回の発議条例案はまさにこのことであります。

政治家の罷免、解職について、地方自治法でリコールもうたわれていますけれども、有権者の一定割合の署名が必要で、ハードルは非常に高いです。それだけ選挙における有権者の投票意思、信任は重いということでもあります。また、公職選挙法は政治家の寄附を禁止するなど、報酬の返納なども簡単にいきません。そのためには、報酬に係る条例の改正が最適と私は考えます。

議員資格は、本人の意思で、全くこれからも頑張りたいというその意思は残したまま、資格をしっかりと残したまま、有権者の方々にも気兼ねなく療養などに専念できる条例案だと申し上げて賛成の討論といたします。

○議長（富迫克彦君）

ほかに討論はありませんか。

○11番（福元 悟君）

議員の皆さんには、今朝ほどの確認で発言通告するということでは決しておりませんでした。いろいろ討論を聞いて、急遽発言の許可を得たところであります。

私は、この発議案3号について反対の立場で討論いたします。

先ほど来、議員の報酬は公務員給与と違うという同僚議員の賛成の発言等もありまして、このことはもう皆さん、議員の皆さんは特別委員会の中でもいろいろ議論の最中、みんな確認できたことと思っております。

議員は、任期中の中で行政のチェック機能を果たしながら、市民の声に寄り添い、日々活動を行ってきております。議員報酬の考え方については、現在、議員定数と、それと議員報酬の在り方について特別委員会が設置されております。現在まで議論を重ねてきているところでもあります。

この特別委員会でも、報酬額について意見がまとまっていない現在の状況でもあります。結論を得ずまま、議員全員の全員協議会へ委ねることも含めて、検討している最中でもあります。議員定数等については、特に次の議員の成り手不足に対して、どのように報酬を含め、立候補につなげていくかを真剣に議論を重ねてきている最中でもあります。

そもそも議員は、先ほど、同僚議員のご意見にもありましたとおり、市民や地域からの負託を受けて、立候補においては、大きな決断の中で存在をしております。任期中の中では、健康問題をはじめ心身の故障や事故、活

動が制限されてしまうアクシデントは発生することだと思います。議会や議員活動の責任は、自らがその責を負うべきであると考えております。

一方で、条例案として示された条文規定中の議員報酬の一時差し留め、第7条、逮捕、拘留、身分の拘束に係る規定は、これから急いで整備する必要があることと認めることとしても、全国の議会でも条例制定の実績はまだ少なく、現段階では、性急過ぎるということから、この議案に反対いたします。

○議長（富迫克彦君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案についてお諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（富迫克彦君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、発議第3号（令和7年分）日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定については、否決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 陳情第1号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

○議長（富迫克彦君）

次に、日程第9、陳情第1号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております陳情第1号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町郡在住、学校教育の中立性と透明性を守る鹿児島県民の会の西川裕子氏を代表として提出されたものであります。

6月2日の本会議において本委員会に付託され、6月16日に委員全員出席の下、委員会を開催し、所管課の教育委員会事務局に出席を求め、陳情内容に伴う本市の教育現場の現状、指導方針及び教育委員会としての見解などを伺い、質疑、討論、採決を行いました。

陳情の趣旨としましては、公立中学校における平和教育や修学旅行について、政治的中立性の配慮、適正な指導方針及び安全確保の徹底を求めるものであり、その背景には、令和8年3月に沖縄県辺野古沖での修学旅行中に発生した生徒ら2名が死亡する痛ましい船舶転覆事故を上げております。

遺族は、学校側の安全管理や説明責任への不信感とともに、多様な視点から多面的に考

える教育を望む声を上げており、多くの教職員組合系の団体が辺野古移設反対運動に賛同している事実も指摘されています。

本陳情は、これらを踏まえ、教育基本法に基づく政治的中立性の確保と生徒が多面的に学べる環境、そして、校外学習における万全な安全管理の点検を求めるものであり、以下の4項目を陳情するものであります。

公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

2、保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

3、過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

4、3に基づき、懸念が残る事例について必要な実態把握を行うこと。

以上が、陳情項目となります。

まず、所管課の教育委員会事務局長及び学校教育課長から、本市の現状等について質疑を行いましたので、主なものをご報告いたします。

委員より、本市の平和教育の取組状況について伺うとの問いに、学習指導要領に基づき、児童生徒が自国の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、平和の尊さを学び、国際社会の一員として他者を尊重し、国際平和の実現に貢献する態度を養うことを目標にしている。具体的には、社会科だけではなく、道徳科等の教科横断的な学習の中で、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さについて学び、多面的、多角的に物事を捉えること、自ら考え判断する力を育む教育を推進している。また、平和記念館の施設利用や戦争体験者からの聞き取りなども行っており、客観的な事実に基づいた学習となるように努めているところであるとの答弁。

また、委員より、陳情にあるように、辺野古の転覆事故の事例を受けて、本市の修学旅行・校外学習の安全管理状況について伺うと

の問いに、本市の学校において、修学旅行を計画する際には、業者と安全管理等を綿密に協議し計画を立てた上で、保護者へ説明を行っているとの答弁。

また、今回の文部科学省の判断を受けて、学校現場において萎縮することが危惧されるが、そのような心配はないのかとの問いに、教育基本法第14条に基づき、政治的中立性の確保は極めて重要であるということは、平和教育に携わる社会科、道徳科教諭に限らず、学校現場において認識しているので、そのようなことについては揺るがないものであると考えているとの答弁。

そのほか質疑もありましたが、当局の説明で了承し、質疑は終了。

その後、討論を行い、委員より、既に日置市内の学校現場では、この陳情項目にあるようなことは以前より踏襲されており、問題ないことが確認された。また、今後においても、校長会などいろんな研修会で再確認を行っていくと教育委員会から答弁をいただいたことから、この陳情については反対するとの反対討論がありました。

また、委員より、陳情理由にあるように、教育基本法第14条では、良識ある公民として、いわゆる日本人として必要な政治的教養は尊重されなければならない。しかし、学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないと規定されている。

今年の3月に沖縄の辺野古で痛ましい事故が起きた。憲法第19条にあるように、宗教、信条の自由は保障されているが、教師であれ、何人もそのことを学校現場などでその地位を利用して特定の政治活動に導くことは、教育基本法第14条が示すとおりである。したがって、本市の中学校あるいは小学校においても14条に反することはないのか、教育委員会としての方針、学校への指導上の留意事項

を改めて確認する必要があると考える。

また、平和教育に必ず盛り込まれる修学旅行・校外学習等については、その目的、訪問先、活動内容、主導権、移動手段、外部関係者の勧誘など、安全管理体制について検証し、保護者にも事前に十分説明がなされているのか検証する必要がある。そして、過去の修学旅行、平和学習等においても、教育基本法第14条に違反するものではなかったのか、保護者の観点から確認する必要がある。結果として、陳情項目にあるように調査した実態をこれからの指導と改善に生かし、牽制の意味も込めて、この陳情に賛成するとの賛成討論がありました。

また、委員より、陳情項目に対して、本日の委員会審査の中で、各委員がそれぞれの立場で質疑応答を行い、本市の学校現場における状況の確認が取れたと私は考える。賛成者の意見も理解できるが、この陳情は、改めて採択してもそこまで共有できるかという疑問が残ることから、この陳情に反対するという反対討論がありました。

そのほかに討論はなく、採決の結果、陳情第1号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情につきましては、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号について討論を行います。発言通告がありますので、初めに、池満渉議員の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

陳情第1号については、採択すべきものと考えて討論を行います。

教育基本法第14条は、第1項で良識ある公民として、いわゆる日本人として必要な政治的教養は尊重されなければならないとしており、そして、第2項で、学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないと規定をしております。委員長の報告があったとおりであります。

平和教育とは、議員各位もご存じのように、一般的には、戦争被害などを聞いたりして平和の尊さを学ぶ教育とされ、修学旅行や校外学習などで必ず行われています。それは、児童生徒自身が将来、平和について自らの考え、方向性を判断できる材料を与えるものであります。しかも、それぞれの発達段階に応じて多面的、多様な見方、考え方があることも、なるだけ多くの情報提供をすべきものでもあります。

ところが、これまでの中学校などにおける平和教育全てが政治的中立性を保持していたのか、また、その一環としての修学旅行などの校外学習における安全管理などは徹底されていたのか、その懸念が露呈をしたのが、今年3月に起きた沖縄県名護市辺野古沖における事故であります。

ご承知のように、憲法第19条にあるように、宗教、信条の自由は保障され、教師であっても、誰でも、何人にも不可侵の自由であります。また、憲法第28条では団結権が保障されて、個人が自由な信条に基づき団結をして活動することに、教育委員会などが立ち入ることもできません。

しかし、自らの思想、信条を学校現場などで教師という立場、機会を利用して、特定の政治活動に導くことは、教育基本法第14条に反することになり、文科省が問題視したの

もこのことであります。

陳情審議の際、本市の学校でこのような事例はないとのことでありましたが、私は、辺野古の事故は全国では氷山の一角ではないかというような気がしております。したがって、委員会の中で、本市教育委員会の答弁の中で、本市にはそういったことはないというような答弁もありましたが、改めて、この事件をきっかけに、本市教育委員会ももしかしたら全てを把握し切れていないかもしれないので、やっぱりその言葉を裏づけるためにも、改めての調査は必要というふうに思います。

したがって、今回のことをきっかけに、陳情項目にあるように、本市の中学校あるいは小学校においても、14条に反することなどはないのか、教育委員会としての方針、学校への指導上の留意事項を改めて確認する必要があります。

また、平和教育が必ず盛り込まれる修学旅行・校外学習などについて、その目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与などと改めて安全管理体制について検証をして、それを保護者にも事前に十分説明がなされているのか、そんなことの検証は必要であります。このことは、地方教育行政法第43条、教育委員会は教職員の服務の監督を担うと規定していることから当然であります。

私たちは、泥棒など外敵から逃れるため、夜やあるいは外出時には必ず戸締まりをいたします。同じように、国も国民と国土と国民の生命、財産を守ることを第一義として、今現在の私たちの穏やかな日常を守っています。

昨年度の自衛隊機のスクランブルはおよそ年間700回を数えました。平和学習の意味を考えれば、戦争遺産などの勉強で過去を知り反省をしながら、そして同時に、災害派遣や平和な暮らしを守る自衛隊の活動など、そ

の現状についても、発達段階に応じて教えていくべきだと私は思います。

結果、陳情項目のとおり、これまでを調査し、その実態を今後の指導及び改善に生かすことが重要だと申し上げて、陳情の採択に賛成の討論といたします。

○議長（富迫克彦君）

次に、山口政夫議員の原案に対する反対討論の発言を許可します。

○12番（山口政夫君）

ただいま議題となっています陳情第1号について、反対の討論をいたします。

この陳情は、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖で、私立同志社国際中学校・高等学校の生徒が修学旅行中に発生した事故により、生徒1名、船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故に基づき、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、安全性を確保するための陳情であります。

委員会で、政治的中立性を確保しない教育は認められているのかとの質問に、社会教育法第14条に、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない。2項に、法律に定める学校は特定の政党を支持し、また、これに反対するための政治教育を達成して活動してはならないと説明。

また、歴史の中で、戦争などの教育はどのように指導しているのかとの質問に、学習指導要領に基づき、平和教育について命の尊さ、平和の尊さ、生徒には多面的、多角的に考える力、平和的中立の立場から、子どもが自主的に判断できるような教育の方針で指導していると説明がなされました。

陳情項目、1項目、公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

2項目、保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底すること。

3 項目、過去の修学旅行・平和教育等の記録を確認すること。

4 項目、3 に基づき、懸念が残る事例については必要な実態調査を行うことであります。

文教厚生常任委員会での質疑に対し、教育委員会より丁寧に分かりやすく説明がなされ、平和教育及び校外学習時の安全管理等に関しても、適正に教育指導要領に沿った教育が行われ、安全管理の状況も確認できました。

また、個人的に学校の現場での話を伺い、教育委員会の説明は、教育現場の日常的な教育指導状況の説明であると確認することもできました。

このようなことから、陳情第 1 号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全性を求める陳情は否決すべきであると反対討論といたします。

○議長（富迫克彦君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第 1 号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第 1 号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（富迫克彦君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第 1 号公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情は、不採択とすることに決定しま

した。

△日程第 10 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（富迫克彦君）

日程第 10、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第 11 所管事務調査結果報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第 11、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付いたします。

△日程第 12 議員派遣の件について

○議長（富迫克彦君）

日程第 12、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第 167 条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月3日の招集から本日の最終本会議まで、28日間にわたり日置市教育委員会教育長の任命の同意をはじめ、各種委員の任命、選任の同意、各種条例の一部改正、令和8年度一般会計補正予算など、上程いたしました各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対し、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中に議員各位からご指摘やご提言のありました点につきましては、その趣旨を真摯に受け止め、今後の円滑な市政運営にしっかりと反映させてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、今後の市政発展に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（富迫克彦君）

これで、令和8年第3回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前11時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 富迫克彦

日置市議会議員 中村尉司

日置市議会議員 留盛浩一郎